

第2次伊豆市環境基本計画

(案)

伊豆市

目 次

第1章 計画の基本となる事項	1
第1節 計画策定の目的	1
第2節 計画策定の背景	2
第3節 第1次計画の評価	6
第4節 計画の概要	9
第2章 環境の現状	10
第1節 自然環境	10
第2節 生活環境	17
第3節 資源循環	19
第4節 地球環境	21
第5節 環境教育	26
第6節 市民・事業者の取組	28
第3章 計画の目標	29
第1節 基本理念と目指す環境像	29
第2節 基本目標	32
第4章 取組の推進	33
1 山・川・海の保全と管理	34
2 生物との共生・自然とのふれあい	36
3 生活環境の保全	38
4 ごみの減量・再利用・資源化	40
5 脱炭素なまちづくり	42
6 エネルギーの有効利用	44
7 環境教育等の推進	46
第5章 伊豆市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）	48
第1節 計画策定の背景	48
第2節 計画の基本的事項	50
第3節 温室効果ガス排出量の推計	52
第4節 温室効果ガス排出量の削減目標	55
第5節 温室効果ガス排出削減等に関する対策・施策	56
第6章 伊豆市気候変動適応計画	64
第1節 計画策定の背景	64
第2節 計画の基本的事項	65
第3節 気候変動の現状	66
第4節 気候変動の将来予測	69
第5節 適応策の分野	71
第6節 気候変動への適応策	72
第7章 計画の推進	78
第1節 計画の推進体制	78
第2節 計画の進行管理	79
資料編	80

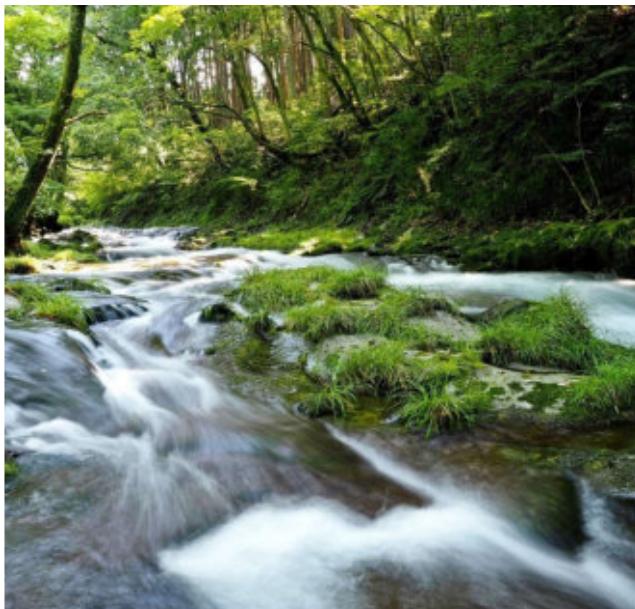


第1章 計画の基本となる事項

第1節 計画の目的

本市は、天城連山や狩野川、駿河湾などの豊かな自然環境の恵みを受けて発展してきました。しかし、人間の活動によって環境への負荷が増大し、現在では気候変動など、地球全体に深刻な影響を与える環境問題として現れています。

私たちの未来を持続可能なものとするためには、環境が持つ価値を認識し、環境の保全と創造に向けた取組を一丸となって進めなければなりません。そこで、「第2次伊豆市環境基本計画」を新たに策定し、環境保全のための具体的な施策を総合的かつ計画的に進めることを目指します。この計画を通じて、市民のみなさんとともに、持続可能な未来を築いていきたいと考えています。



第2節 計画策定の背景

①これまでの伊豆市の取組

●「伊豆市環境基本条例」の施行

本市の豊かな自然環境を損なうことなく、環境への負荷の少ない循環型社会を基調とした持続的発展が可能な伊豆市の実現に取り組み、次世代に引き継いでいくため、2014（平成26）年12月に「伊豆市環境基本条例」を公布・施行しました。

●「伊豆市環境基本計画」の策定

「伊豆市環境基本条例」の第8条に基づき「伊豆市環境基本計画」（以後、「第1次計画」という。）を2016（平成28）年3月に策定しました。第1次計画は、2016（平成28）～2025（令和7）年度を計画期間とし、「豊かな自然の保全と創造 みんなで未来につなぐ 環境のまち伊豆市」を目指す環境像として掲げて環境施策を総合的かつ計画的に推進してきました。



伊豆市環境基本計画

●世界農業遺産やユネスコ世界ジオパークの認定

2018（平成30）年3月には、「静岡水わさびの伝統栽培¹」が世界農業遺産に認定されるとともに、同年4月には「伊豆半島ジオパーク²」が「ユネスコ世界ジオパーク」に認定されました。また、伊豆半島ジオパークについてわかりやすい展示を行っている伊豆半島ジオパークミュージアム「ジオリア」は、本市の修善寺にあります。

世界農業遺産に認定された
静岡水わさびの伝統栽培伊豆半島ジオパーク
(淨蓮の滝)伊豆半島ジオパーク
ミュージアム「ジオリア」

●「伊豆市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例」の施行

本市の美しい景観、豊かな自然環境及び市民の安全・安心な生活環境の保全と再生可能エネルギーの利用との調和を図るため、「伊豆市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例」を2018（平成30）年10月に施行しました。太陽光・風力・地熱・バイオマス発電事業³のものが対象となります。

¹ 世界農業遺産の認定地域は静岡市、下田市、伊豆市、賀茂郡東伊豆町、賀茂郡河津町、賀茂郡松崎町、賀茂郡西伊豆町の7市町。

² 伊豆半島ジオパークの構成地域は沼津市、熱海市、三島市、伊東市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、函南町、長泉町、清水町の15市町。

³ 発電出力が10kW以上で事業区域が1,000m²以上(市内の主要国県道の道路中心線から両側1km以内の区域については500m²以上)

● 「第2次伊豆市総合計画」の策定

本市は2021（令和3）年3月、「自然・歴史・文化が薫る 誇りと活力に満ちた『伊豆半島の新基軸』・伊豆市～いつまでも住み続けたい 次世代に笑顔をつなぐ礎づくり～」を目指すまちのテーマとして掲げた「第2次伊豆市総合計画・後期基本計画」を策定しました。同計画では、「重点目標2 安全で心地よい生活環境の創出」「政策2 安全・安心なまちづくりの推進」「施策2 持続可能な環境未来都市の実現」として環境施策がまとめられています。

●クリーンセンターいづの供用開始

本市は2022（令和4）年3月、「伊豆市一般廃棄物処理基本計画」を策定するとともに、同年12月には新廃棄物処理施設「クリーンセンターいづ」（伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合）が本市の佐野に完成しました。高効率ごみ発電システムの導入により、焼却熱のエネルギーを最大限に回収して発電を行い、発電した電気は施設の電力として利用するほか、余剰電力は売電しています。



クリーンセンターいづ

●伊豆市ゼロカーボン戦略の宣言

本市は、2050年までにカーボンニュートラルとプラスチックごみ排出ゼロを目指し、2022（令和4）年6月に「伊豆市ゼロカーボン戦略～かけがえのない地球を守る小作戦～」の宣言を行いました。

また、「伊豆市ゼロカーボン戦略」を実現するため、2023（令和5）年3月には「第4次伊豆市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」の策定、2024（令和6）年3月には「伊豆市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」（現在は「第2次伊豆市環境基本計画」の第5章に統合）を策定し、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進しています。



伊豆市ゼロカーボン戦略

②世界・国・静岡県の動向

●持続可能な社会に関する動向

2015（平成27）年9月の国連総会で「SDGs（持続可能な開発目標）」が定められ、2030（令和12）年に向けて国や地方公共団体、事業者、市民団体などがSDGsに取り組む動きが広がっています。

国が2024（令和6）年5月に閣議決定した「第六次環境基本計画」では、「循環共生型社会」の実現を掲げ、環境保全とウェルビーイング（高い生活の質）の向上を目指しています。

静岡県は2022（令和4）年3月に「第4次静岡県環境基本計画」を策定し、持続可能な社会の実現に向けた取組を行っています。

コラム

SDGs

SDGs（持続可能な開発目標）は、「誰ひとり取り残さない」というコンセプトのもと、環境・社会・経済に関わる17の目標が掲げられています。



●自然共生社会に関する動向

2022(令和4)年12月の生物多様性条約第15回締約国会議(COP15)では、「昆明モントリオール生物多様性枠組」が採択され、2030(令和12)年までに生物多様性の損失を止め、反転させるという「ネイチャーポジティブ」、2030(令和12)年までに陸域と海域の30%以上を保全する「30by30目標」などが盛り込まれました。

これらの背景を踏まえて国は2023(令和5)年3月に「生物多様性国家戦略2023-2030」を閣議決定するとともに、「30by30目標」の達成に向けて、保護地域以外で生物多様性保全に資する地域(OECM)の推進などを図っています。具体的には2025(令和7)年4月から施行された「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律」(以後、「生物多様性増進活動促進法」という。)に基づく「自然共生サイト」の認定が行われています。

静岡県は絶滅のおそれのある野生生物の保護・保全を進めるため、2019(平成31)年3月及び2020(令和2)年3月に改訂版「静岡県レッドデータブック(動物編)(植物・菌類編)」を発行するとともに、2023(令和5)年3月には「改訂版ふじのくに生物多様性地域戦略」を策定しました。

●循環型社会に関する動向

国内では、2022(令和4)年4月に施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」、2019(令和元)年10月に施行された「食品ロスの削減の推進に関する法律」など、循環型社会の実現に向けた法制度が整備されています。

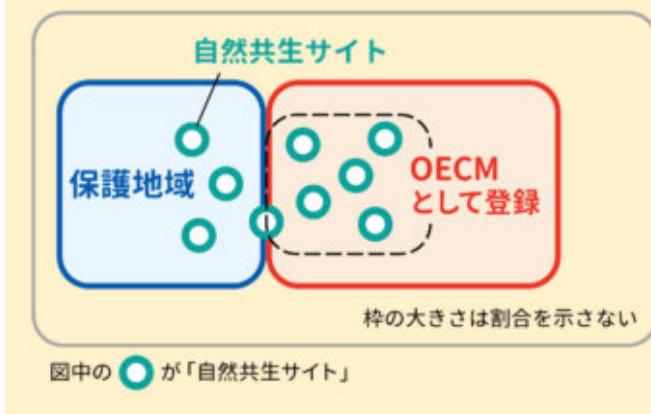
静岡県は2022(令和4)年3月に「第4次静岡県循環型社会形成計画」を策定し、循環型社会の構築に取り組んでいます。

コラム

30by30目標

生物多様性を守るため、「2030年までに陸と海の30%を保全する」のが「30by30目標」です。この目標を達成するため、国立公園のような保護地域以外で自然を保全している場所も活用しようという動きが出てきました。それが「保護地域以外で生物多様性保全に資する地域(OECM)」です。例えば、企業の森林や地域住民が守る里山などもOECMになります。

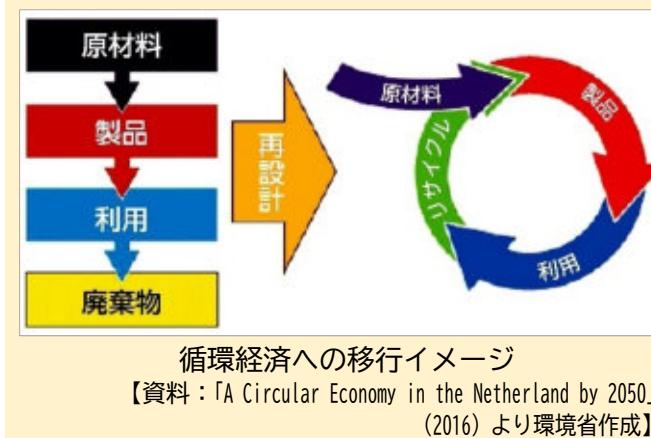
環境省は、「30by30目標」の達成に向けて、絶滅危惧種が生息するなど生物多様性が豊かな場所を「自然共生サイト」として登録する制度を創設しました。この自然共生サイトに登録されたOECMは、国際的なデータベースにも登録されます。



コラム

循環経済

これまで捨てられていた廃棄物や原材料をリサイクルして商品などに生まれ変わらせる経済モデル「循環経済(サーキュラーエコノミー)」という考え方が世界的に広がってきています。



●脱炭素社会に関する動向

産業革命前からの気温上昇を2°C未満に抑えることを目標とした「パリ協定」が2016(平成28)年11月に発効しました。また、2018(平成30)年に発表されたIPCCの報告書では、世界全体の平均気温の上昇を1.5°Cに抑えるためには、温室効果ガス排出量を2050(令和32)年頃に実質ゼロとすることが必要とされました。これを受け、多くの国が2050年までのカーボンニュートラルを目標に掲げています。

国も2050年までに温室効果ガスの排出実質ゼロを宣言し、2030(令和12)年度の削減目標を46%に定めました。2025(令和7)年2月には「地球温暖化対策計画」を閣議決定し、温室効果ガスの削減目標として2013(平成25)年度比で2035(令和17)年度に60%削減、2040(令和22)年度に73%削減を掲げました。

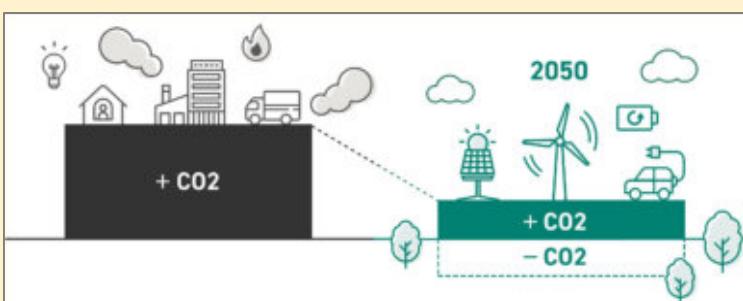
また、「気候変動適応法」が2018(平成30)年12月に施行され、各分野での気候変動への適応策が推進されています。2023(令和5)年5月には「熱中症対策実行計画」と「気候変動適応計画(一部変更)」が閣議決定されました。

静岡県は2019(平成31)年3月に「静岡県の気候変動影響と適応取組方針」、2022(令和4)年3月に「第4次静岡県地球温暖化対策実行計画」を策定し、2030(令和12)年度の目標として2013(平成25)年度比46.6%削減、2050(令和32)年カーボンニュートラルを掲げました。

コラム

カーボンニュートラル

カーボンニュートラルとは、二酸化炭素など温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させ、その排出量を「実質ゼロ」に抑えるという概念です。



カーボンニュートラルのイメージ

【資料：環境省・脱炭素ポータル】

●その他の環境の動向

企業による気候変動や自然環境への取組についての情報開示が活発化しており、TCFD(気候関連財務情報開示タスクフォース)やTNFD(自然関連財務情報開示タスクフォース)といった枠組があります。企業や金融機関はこれらの枠組を活用し、環境や社会に配慮した資金の流れを生み出すことを目指しています。

また、IoTやAIなどのデジタル技術が急速に発展するとともに、新型コロナウイルスの影響でリモートワークやオンライン会議の普及が加速し、移動によるエネルギー消費の削減など、暮らしのスタイルにも大きな変化が生じています。

コラム

TCFD・TNFD

TCFDやTNFDは、企業が気候変動(TCFD)や自然環境(TNFD)にどんな影響を与えていたかを「見える化」するしくみです。これを使うと、企業が気候変動や生物多様性に配慮した取組を積極的に行っていけることをPRすることができます。その結果として、企業を応援してくれる人や投資が増えることが期待されています。

TCFD：気候変動



TNFD：自然環境

第3節 第1次計画の評価

①第1次計画の数値目標の達成状況

第1次計画では、4つのリーディングプロジェクトに数値目標を設定し、2025（令和7）年度の目標が掲げられています。2024（令和6）年度の時点では、「貯木所の設置箇所数」「天城グリーンガーデン整備」「河川の観察会等開催回数」の指標に関しては目標を達成（A）していますが、その他の指標は達成が難しい状況です。これらの結果を第2次計画に反映していく必要があります。

達成状況の評価	
A	達成率 100%以上
B	達成率 80%以上～100%未満
C	達成率 50%以上～80%未満
D	達成率 50%未満
－	事業終了のため評価対象外
注) 達成率は現状値と目標値の比率とした。	

●山と人をつなぐプロジェクト

- 民有林の適切な管理と施業を推進し、間伐材などの木質バイオマス利用を検討します。
- 昭和の森天城ビジターセンターを拠点に山と森林の価値を広める活動を進めます。

指標	基準値	現状値		目標値
	2014年度 (H26)	2024年度 (R6)	評価	2025年度 (R7)
①市有林森林施業面積（累計）	200ha	456ha	C	800ha
②貯木所の設置箇所数（累計）	1箇所	1箇所	A	1箇所
③天城グリーンガーデン整備	未実施	完成	A	完成
④木質ボイラー導入数（累計）	0基	事業終了	－	1基

- ①市有林森林施業面積は、市と田方森林組合とで締結した経営管理協定に基づく施業により、主伐・利用間伐・作業道開設等の森林整備を実施しましたが、目標には達していません。
- ②素材生産量は年々増加傾向にあるなか、伐採現場近くに搬出量に対応する広さを確保できる貯木場がなく、ネックとなっていましたが、2022（令和4）年度に伊豆市大平中間土場が整備されたことにより、現在は伊豆中南部から集積する木材ストックヤードとして効率的な活用が図れています。
- ③天城グリーンガーデンは既に整備が完了し、目標を達成しました。
- ④木質ボイラーの設置は、採算性や設置場所の課題等により中止となりました。

●川と人をつなぐプロジェクト

- 市民との協働により、清らかで豊かな川の保全を進めます。
- 市民参加による河川水質調査や観察会、河川美化活動を通じて、川の価値を発信します。

指標	基準値	現状値		目標値
	2014年度 (H26)	2024年度 (R6)	評価	2025年度 (R7)
⑤河川の観察会等開催回数	1回/年	3回/年	A	2回/年
⑥河川美化実施回数	1回/年	1回/年	C	2回/年

- ⑤有識者を招いて市内の小学生を対象に水生生物観察会を実施しており、2024（令和6）年度は3回/年で目標を達成しています。
- ⑥毎年、狩野川漁業協同組合の主催による狩野川クリーンアップ作戦を開催し、地域住民や事業者の参加がありますが、目標は達成していません。

●海と人をつなぐプロジェクト

- 津波対策として堤防や護岸等の防災対策を進め、海との共生を図ります。
- 海岸美化の推進や市民による水質・生き物調査を通じて、きれいな海を後世に伝えます。

指標	基準値	現状値		目標値
	2014 年度 (H26)	2024 年度 (R6)	評価	2025 年度 (R7)
⑦防潮堤等の整備率	0%	0%	D	60%
⑧海の観察会等開催回数（年間）	5 回/年	2 回/年	D	10 回/年

⑦「観光防災まちづくり推進計画」に基づき、防潮堤整備の進捗はないものの、津波避難タワーの整備のほか、ソフト対策（避難対策）の取組は実施されています。

⑧海に関連する団体と協力し、2024（令和 6）年度は 2 回/年、海岸清掃等を行いましたが、目標は達成していません。

●人と人をつなぐプロジェクト

- 人の活動が環境に与える負荷を減らし、市民が参加する活気ある快適な住環境づくりを進めます。
- 景観計画の推進、エコ家計簿、地産地消などで環境と調和したまちを目指します。

指標	基準値	現状値		目標値
	2014 年度 (H26)	2024 年度 (R6)	評価	2025 年度 (R7)
⑨中心市街地の整備（文教ガーデンシティ）	未実施	事業終了	—	完成
⑩エコ家計簿の推進	0 人	0 人	D	100 人
⑪食育プロジェクトの開催数	6 回/年	事業終了	—	8 回/年
⑫市内ジオガイドの育成人数 (年間育成人数)（累計）	14 人	18 人 (0 人/年)	C	36 人 (2 人/年)

⑨文教ガーデンシティ計画は中止となりましたが、こども園の整備、新中学校の整備、公園の整備などが進められました。

⑩市民を対象にしたエコ家計簿の推進について、意識向上につなげるため、他の内容も含めて準備検討を進めています。

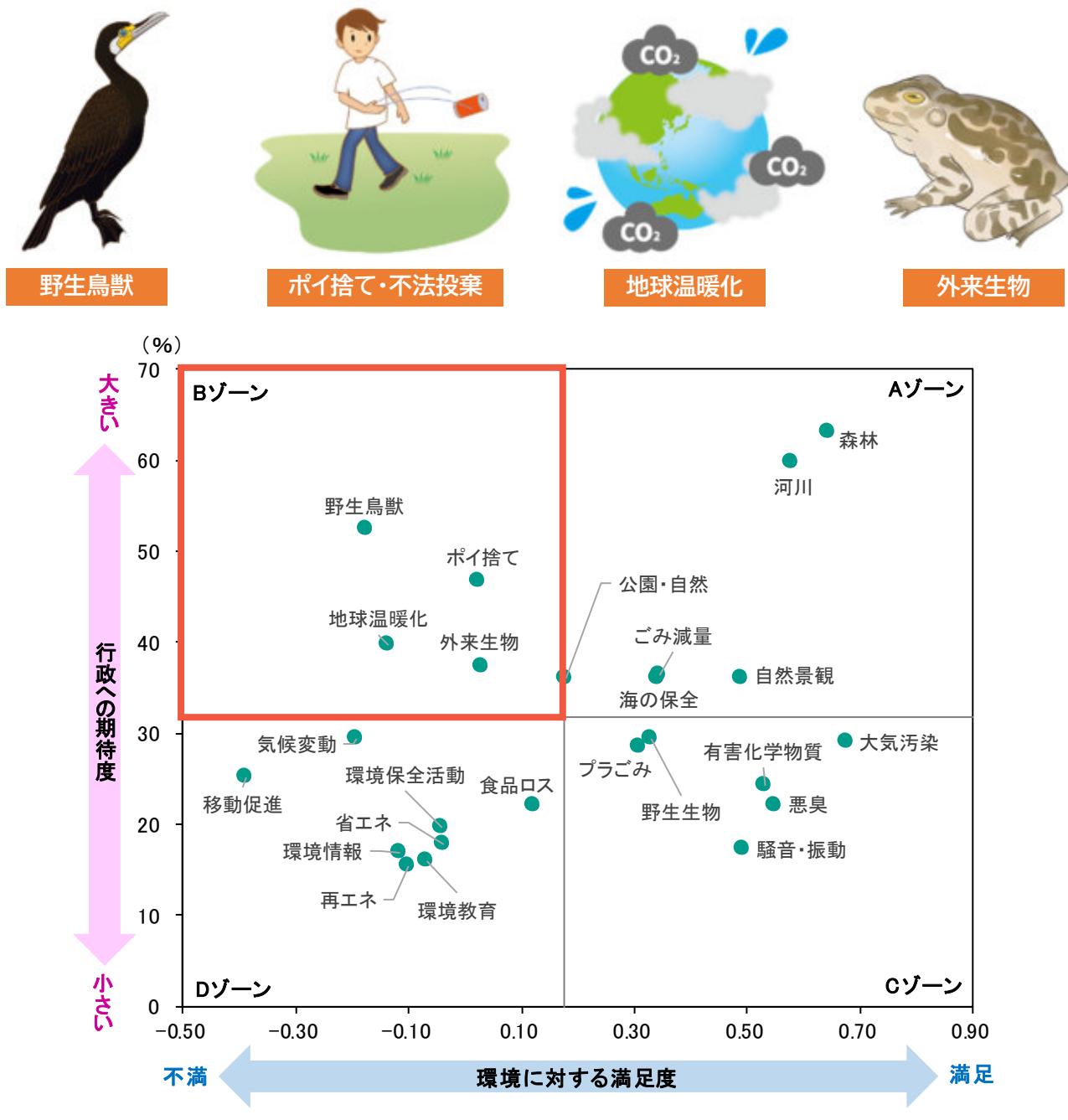
⑪食育プロジェクトは 2014（平成 26）年度に事業を終了しましたが、市民に対し、各事業で食品ロスや地産地消の食育啓発を実施しています。

⑫ジオガイドの育成は、美しい創造センターが担っています。2024（令和 6）年度の年間育成人数は 0 人/年でしたが、2024（令和 6）年度末時点で累計 18 人のジオガイドが育成しています。



②市民アンケートによる評価

2024（令和6）年度に実施した市民アンケートにより、「環境に対する満足度」と「行政に期待する環境施策」の関係についての分析を行いました。その結果、市民による環境に対する満足度が低く、行政への期待度が大きいBゾーンには、「**野生鳥獣への対応**」「**ごみのポイ捨てや不法投棄対策**」「**地球温暖化対策**」「**外来生物への対応**」が分布しており、これらの施策について重点的に取り組んでいく必要があります。そのほか、満足度は高いものの、行政の期待も大きい「**森林**」や「**河川**」についても、さらなる取組の推進が期待されます。



注)「環境に対する満足度」は、回答の加重平均で算定。加重平均とは、「満足」(+1.0)、「やや満足」(+0.5)、「やや不満」(-0.5)、「不満」(-1.0)とし、回答者数で割った数値。

「行政への期待度」は、「行政に期待する環境施策」の回答率。

【資料：第2次伊豆市環境基本計画に関するアンケート調査（2024（令和6）年度）】

第4節 計画の概要

①計画の位置づけ

「第2次伊豆市環境基本計画」（以後、「本計画」という。）は「伊豆市環境基本条例」の第8条に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定します。本計画は、伊豆市が目指す将来都市像を環境面から実現していくこうとするものであり、上位計画である「伊豆市総合計画」や他の個別計画との整合を図ります。

なお、本計画には「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」、「気候変動適応法」に基づく「気候変動適応計画」を含みます。

伊豆市環境基本条例

↓ 第8条

第2次伊豆市環境基本計画

- ・伊豆市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）
- ・伊豆市気候変動適応計画を含む

↑ 環境面で整合

伊豆市総合計画

②計画の期間

本計画の計画期間は2026（令和8）年度から2035（令和17）年度までの10年間とします。また、第5章に含む「伊豆市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」は2024（令和6）年3月に策定したもので、計画期間は2030（令和12）年度までの7年間ですが、本計画に統合して一体的に推進します。

計画策定の前提となる自然的、社会的条件に大きな変化が生じた場合は、計画期間に捉われず計画の見直しを行い、これらに適切に対応します。

	2026（R8）年度	2030（R12）年度	2035（R17）年度
第2次伊豆市環境基本計画	計画開始	中間見直し	計画見直し

③計画の対象区域

本計画の対象となる区域は、伊豆市全域とします。ただし、国、静岡県、周辺自治体と連携することにより効果が得られる事項は、より広域的な観点からの推進に留意します。

④計画の対象分野

本計画は、本市が目指す将来都市像を環境面から実現していくこうとするものであり、「**自然環境**」（山、川、海、生物など）、「**生活環境**」（空気、水など）、「**資源循環**」（廃棄物、ポイ捨て・不法投棄など）、「**地球環境**」（地球温暖化など）、「**環境教育**」（環境教育、環境保全活動、環境情報など）を対象分野とします。

⑤計画の実施主体

本計画の実施主体は伊豆市ですが、環境の保全及び創造に関する取組として、市民や事業者、滞在者が実施主体となるもの、各主体が協働して実施するものも含みます。

第2章 環境の現状

第1節 自然環境

① 地形

●天城山・狩野川・駿河湾が市の地形を形成しています

本市は、静岡県の伊豆半島の中央部に位置しています。天城山系の山並みに囲まれ、清らかな狩野川が流れるとともに、青く澄んだ駿河湾に面する豊かな自然環境に恵まれたまちです。

市の南部には日本百名山の一つである天城山（万三郎岳：1,407m）、西部には達磨山（982m）や伽藍山（867m）、東部には巣雲山（581m）などがあります。これらの山々が分水嶺を形成し、中央部は狩野川水系となって北流し、西側は山川などの中小河川が駿河湾に注いでいます。また、標高1,173mにある八丁池は、断層の窪地に水がたまつた断層池です。



天城山



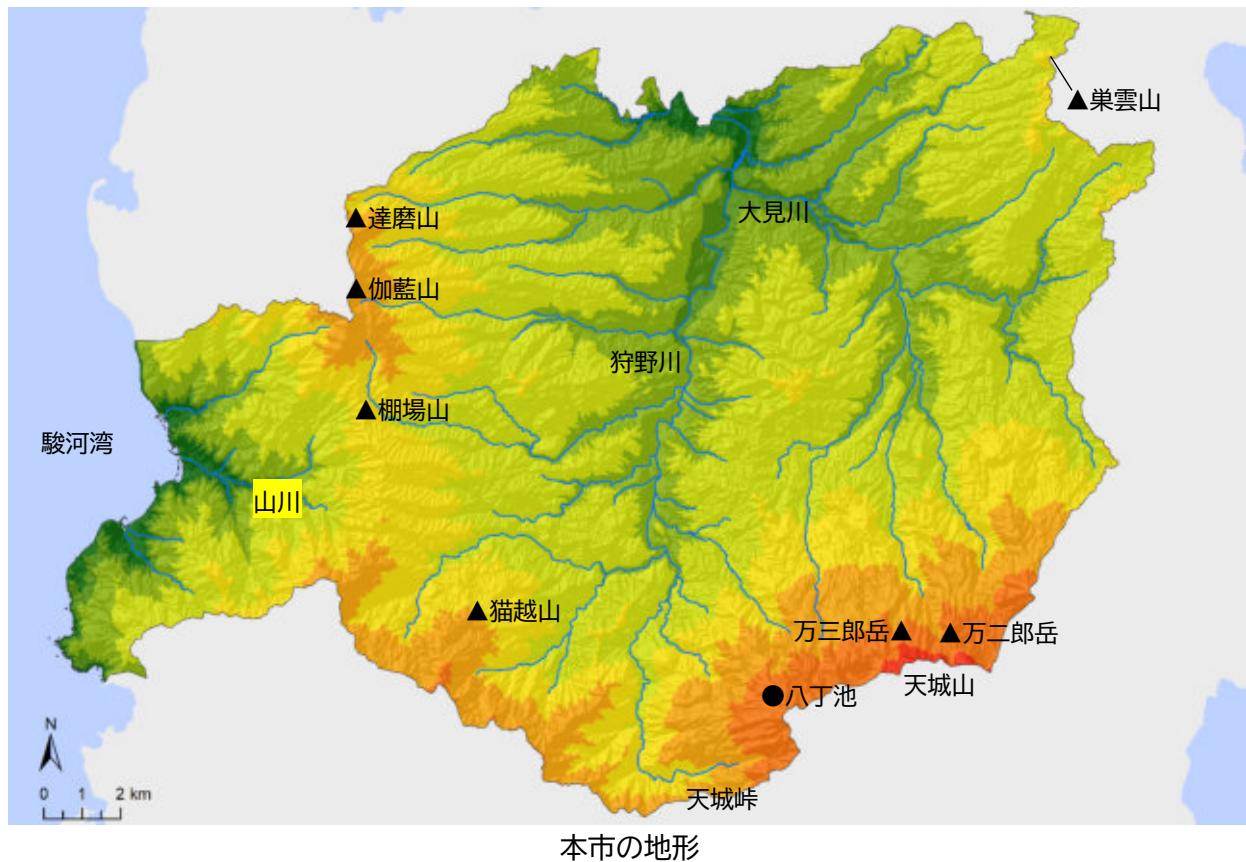
狩野川



駿河灣



八丁池



②森林・農地・河川・海岸

●市域の約8割を占める森林は水源涵養林として機能しています

本市の森林面積は 29,981ha（民有林 21,980ha、国有林 8,001ha）であり、総面積の約8割を占めています。このうち、森林計画の対象森林面積は21,972haであり、スギ・ヒノキを主体とした人工林面積が11,684ha（人工林率53%）を占めています。

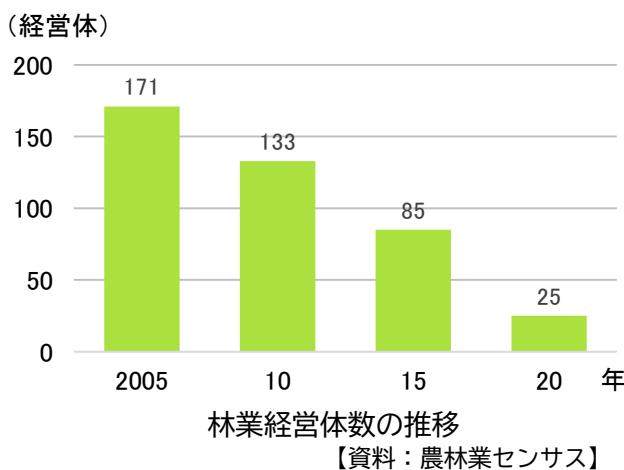
本市の広大な森林は水源涵養林として機能しており、森林に降った雨が川となり、駿河湾へ注ぐとともに、流域の市町の生活や産業の源となっています。



本市の森林

【資料：国土数値情報 GIS データ】

●林業経営体数の減少と野生鳥獣による被害、木材の利用などの課題があります



2020（令和2）年の林業経営体数は25経営体となっており、2005（平成17）年と比べると大幅に減少し、森林の管理が難しくなってきています。本市の森林の特徴として、クヌギ等の広葉樹を活用した原木しいたけ栽培が行われていますが、ニホンジカ等による被害のため、原木林の伐採を敬遠する森林所有者もいます。

人工林のほとんどは植林後50年を経過しており、間伐や主伐再造林（成熟した人工林を一度まとめて伐採後、植林などで森林を再生させること）により、森林の世代交代を行う時期にあります。

●森林づくり県民税や森林環境譲与税を活用した森林整備を行っています

本市では、森林の持つ水源涵養や土砂流出防備などの多面的機能を高めるため、静岡県の「森林（もり）づくり県民税」を活用した「森の力再生事業」による森林整備が行われてきました。本市ではこれまでに同事業で1,617haの森林整備が整備されましたが、これは県内市町では第5位の整備面積です。また、2020（令和2）年度からはじまった森林環境譲与税の分配金は竹林整備事業補助金、森林整備事業補助金、ナラ枯れ対策事業補助金等に使用しています。



森林環境譲与税を活用した
竹林整備

●ナラ枯れが問題になっています

ナラ菌がカシノナガキクイムシによって運ばれ、クヌギやコナラの樹木が枯死する「ナラ枯れ」が問題となり、本市でも被害が多く発生しました。そのため、枯木の伐採処理や被害防止のための薬剤注入によるナラ枯れ防止対策を講じています。その結果、現在は減少傾向にあります。

●農地・農家が減少しています

2020（令和2）年度の経営耕地面積は406ha、販売農家数は554戸であり、2005（平成17）年度と比べると大きく減少しています。

また、本市には6箇所（下白岩、柏久保（古川）、松ヶ瀬、土肥（平野、屋形）、八木沢）に市民農園があります。

●静岡水わさびの伝統栽培が世界農業遺産に認定されました

2018（平成30）年3月に「静岡水わさびの伝統栽培」が世界農業遺産に認定されました。本市のわさび栽培は、置石式という栽培方法がとられ、産業振興、景観形成、生物多様性の確保などに寄与しています。また、伊豆のわさびに関する様々な情報発信や地域との交流を目的として、博物館や食体験、観光案内機能を兼ね備えた「伊豆わさビジャーセンター」が2024（令和6）年4月にオープンしました。

●協働による河川・海岸清掃を実施しています



狩野川クリーンアップ大作戦

本市には一級河川・狩野川、二級河川・山川のほか、準用河川や普通河川などがあり、河川管理は国・静岡県・伊豆市が実施しています。また、地域住民が河川清掃や除草などを行う「リバーフレンドシップ制度」を静岡県が実施しており、本市では合計4団体が参加しています。さらに、本市では市の管理する河川の清掃などを行う団体に対して補助金を交付しています。

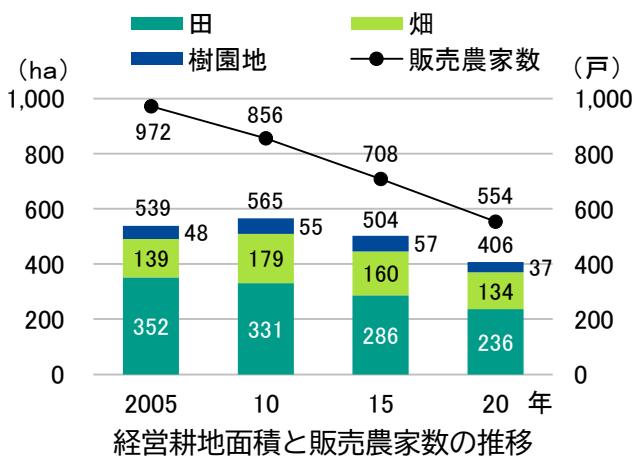
そのほか、「狩野川クリーンアップ大作戦」や「みんなのクリーンウォーク＆ヨガ in 土肥」など、市民・事業者が参加する河川・海岸清掃も定期的に開催されています。

●河川・森林・山などは重点的に保全すべき環境・場所として認識されています

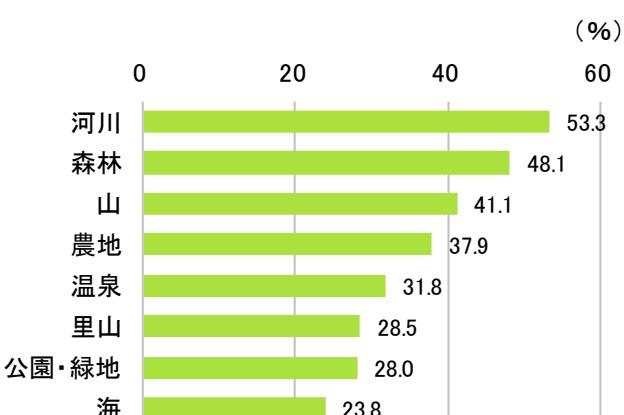
2024（令和6）年度に実施した市民アンケートによると、重点的に保全すべき環境・場所として、「河川」（53.3%）、「森林」（48.1%）、「山」（41.1%）などが多くあげられました。

●開発跡地が課題となっています

過去の無秩序な開発や、事業の頓挫により生じた開発跡地が放置され、景観の阻害、土砂災害リスクの増加、不法投棄の誘発、生態系の搅乱といった新たな環境問題を引き起こしています。



【資料：農林業センサス】



重点的に保全すべき環境・場所（上位8つ）
【資料：第2次伊豆市環境基本計画に関するアンケート調査（2024（令和6）年度）】

③多様な生物

●植林地・二次林・自然林などの植生が多く分布します

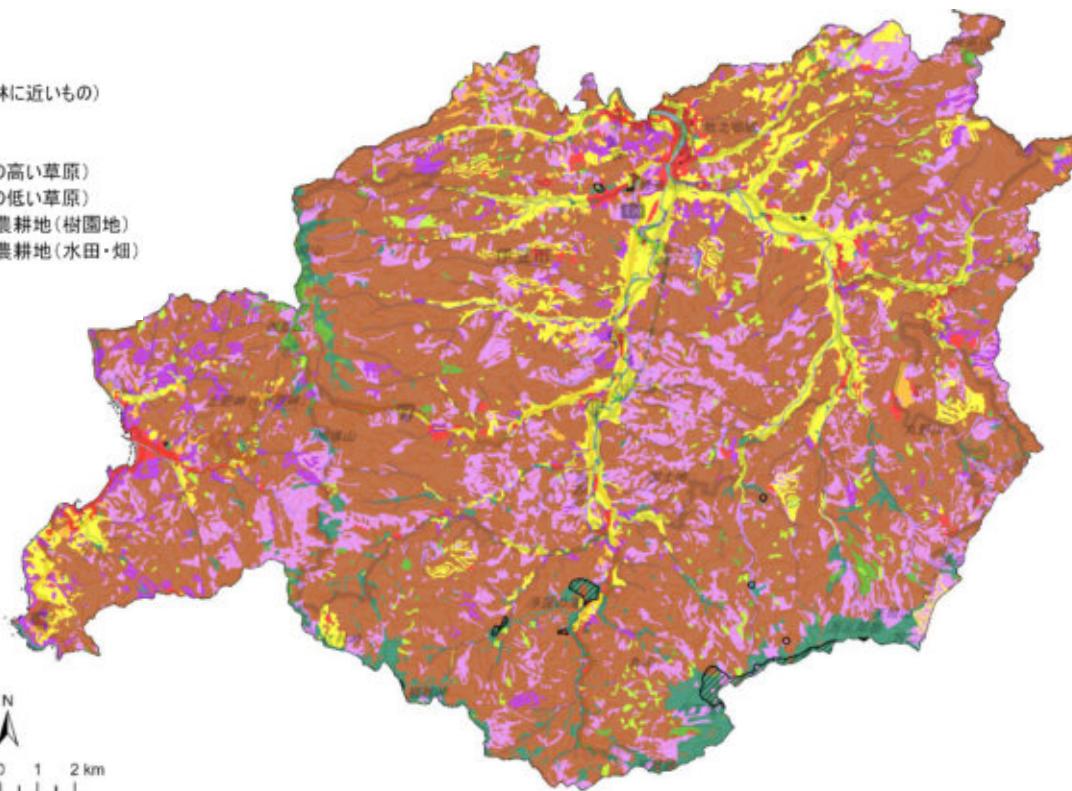
本市の大部分はスギやヒノキなどの植林地（植生自然度6）、コナラなどの二次林（植生自然度7）が大部分を占めており、天城山にはブナ・ヒメシャラなどの自然林（植生自然度9）が分布しています。また、社寺林や特定植物群落も多く分布しています。このような広大な森林に多くの生物がみられるのが本市の特徴の一つであり、自然度の高い森林に生育する植物のスギランやキバナノショウキラン、両生類のタガガエル、貝類のオオトノサマギセルなどが確認されています。



植生自然度：植物社会学的な観点からみて、土地の自然性がどの程度残されているかを示す一つの指標として導入された。自然の価値の度合いを示すものではないが、自然度の高い8・9・10の植生は、多くの場合極めて長い年月をかけて形成されたものであり、保全が優先される。

特定植物群落：日本の植物相を具体的に形づくっている植物群落のうち、規模や構造、分布等において代表的・典型的なもの、代替性のないもの、あるいは極めて脆弱であり、放置すれば存続が危ぶまれるものなど。

■	特定植物群落
	植生自然度
■	10. 自然草原
■	9. 自然林
■	8. 二次林（自然林に近いもの）
■	7. 二次林
■	6. 植林地
■	5. 二次草原（背の高い草原）
■	4. 二次草原（背の低い草原）
■	3. 外来種植林、農耕地（樹園地）
■	2. 外来種草原、農耕地（水田・畑）
■	1. 市街地等
■	その他



植生自然度・特定植物群落

【資料：環境省・自然環境保全基礎調査（植生自然度調査、特定植物群落調査）】

●伊豆半島に固有の生物が多く確認されています

伊豆半島に固有の生物が多く確認されており、「イズ」と名のつく植物のイズカニコウモリ、「アマギ」と名のつく植物のアマギツツジ、アマギテンナンショウ、昆虫類のアマギササキリモドキなどが生育・生息しています。



イズカニコウモリ



アマギツツジ



アマギテンナンショウ



アマギササキリモドキ

●絶滅の危機に瀕している生物がいます

本市では、「静岡県レッドデータブック」に記載されている生物として、ヒノキシダ、アマギカンアオイ、キクガシラコウモリ、サンコウチョウ、モリアオガエルなどが記録されています。開発や里山などの環境の変化、外来種の拡大などの要因により、多くの身近な生物が絶滅の危機に瀕しています。



ヒノキシダ



アマギカンアオイ



キクガシラコウモリ



モリアオガエル

●天城の太郎スギなどの天然記念物が指定されています

天城の太郎スギなど 10 件が県の天然記念物、益山寺の大イチョウなど 13 件が市の天然記念物に指定されています。

市内の天然記念物一覧（2025年3月現在）

指定	名称
静岡県	益山寺の大モミジ、日枝神社のイチイガシ、修禪寺のカツラ、天城の太郎スギ、淨蓮のハイコモチシダ群落、田沢のイヌマキ、青埴神社の枝垂イロハカエデ、法泉寺のシダレザクラ、下白岩のレピドサイクリナ化石産地、安楽寺のクス
伊豆市	益山寺の大イチョウ、大城家のカヤ、妙国寺のカヤ、茅野のエドヒガンザクラ(2本)、鳥居脇のお宮のシイの木、山門脇応永のイヌマキ、妙泉寺の大イチョウ、八幡神社のカゴノキとシロダモ、地蔵ヶ平のスダジイ、白山神社の大クス、来宮神社の鳥居スギ、大宮神社の社叢、神代杉

【資料：社会教育課】



天城の太郎スギ

●特定外来生物のアレチウリやウシガエルなどが確認されています

市内で確認される外来種の中には、特に地域固有の生態系に悪影響を及ぼすことが懸念される「特定外来生物」も確認されています。静岡県が2009（平成21）年度、2010（平成22）年度に実施した特定外来生物調査の報告書などによると、市内では植物のアレチウリ、オオキンケイギク、オオフサモ、オオカナダモ、ホティアオイ、鳥類のガビチョウ、ソウシチョウ、哺乳類のクリハラリス、両生類のウシガエル、魚類のオオクチバス、昆虫類のアカボシゴマダラなどが確認されています。



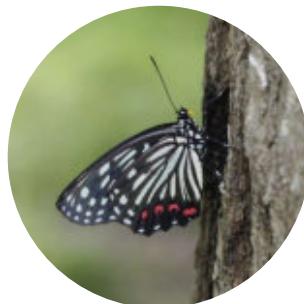
アレチウリ



ガビチョウ



ウシガエル



アカボシゴマダラ

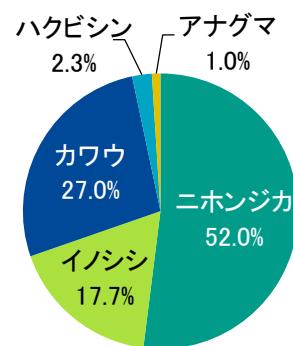
④野生鳥獣による被害

●野生鳥獣による被害が発生しています

2023（令和5）年度の野生鳥獣による農林産物の被害金額は3,388万円であり、その原因はニホンジカ、イノシシ、カワウ、ハクビシン、アナグマによるものです。

ニホンジカやイノシシは、水稻を始めとする農作物への被害のほか、伊豆市の特産品であるわさびやしいたけへの被害が発生しています。また、ニホンジカは樹皮剥ぎ、食害によるササ類の減少など、生態系の変化や自然災害への影響が危惧されています。カワウによる食害はアユ、アマゴ、ウナギなど、狩野川水系全域において通年で被害が発生していますが、特定猟具（銃）使用禁止区域のため捕獲が難しく、被害は増加しています。ハクビシンやアナグマは、近年家屋等へのすみつき被害が増加しています。

本市では、野生鳥獣の侵入を防止するために設置した電気柵、ワイヤーメッシュ柵、防護ネット等の材料費に対して補助金を交付しています。また、野生鳥獣対策の一環として、ニホンジカ・イノシシを食肉利用する伊豆市食肉加工センター「イズシカ問屋」を2011（平成23）年に設置しました。



農林産物被害金額（2023年度）
【資料：伊豆市鳥獣被害防止計画】



カワウ

イノシシ被害
(サツマイモ)ニホンジカ被害
(樹皮剥ぎ)

イズシカ問屋

⑤鳥獣保護区・自然公園・ジオパーク・都市公園

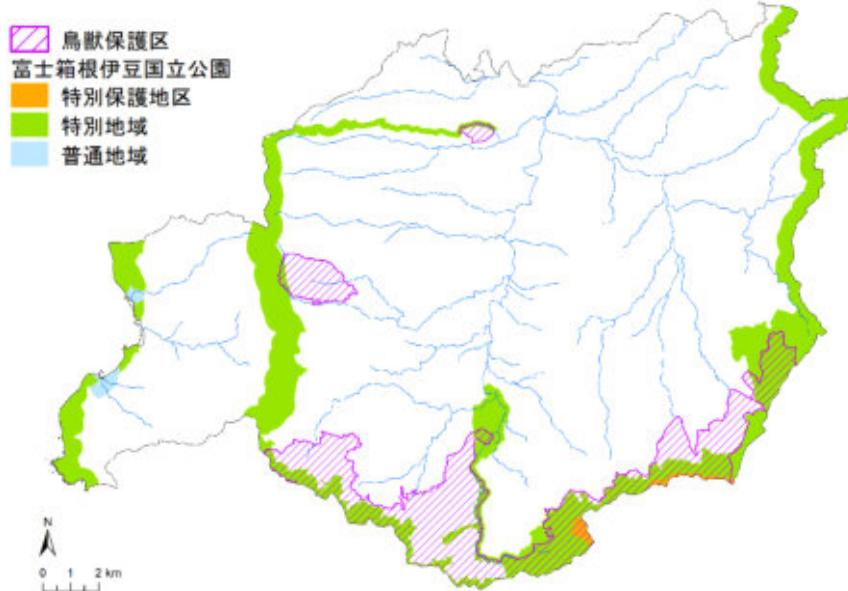
●鳥獣保護区があります

鳥獣保護区は、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき、環境大臣もしくは都道府県知事が指定するもので、鳥獣保護区では、全ての鳥獣の捕獲が禁止（許可を受けて捕獲する場合を除く）されています。本市には、伊豆修善寺、天城、伊豆市上船原などの鳥獣保護区があります。

●国立公園・伊豆半島ジオパークなどがあります

天城山から達磨山へつながる山々、駿河湾を望む海岸線は、「自然公園法」に基づく「富士箱根伊豆国立公園」に指定されています。

また、本市の優れた地形・地質は、伊豆半島ジオパークの主要な構成遺産として位置づけられています。



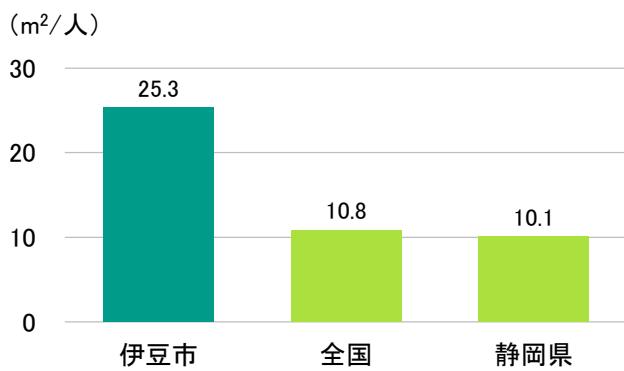
鳥獣保護区・自然公園

【資料：国土数値情報、静岡県鳥獣保護区位置図】

●1人当たり都市公園面積は高い水準にあります

本市の都市公園は8箇所、69.60haが整備済みです。2022（令和4）年度の1人当たりの都市公園面積は25.3m²/人であり、全国（10.8m²/人）、静岡県（10.1m²/人）と比較すると、高い水準となっています。しかし、修善寺自然公園の占める面積（65ha）が大きいため、身近な公園は不足している状況にあります。

なお、2026（令和8）年度には、狩野川や天城連山を望む水辺環境や景観を活かし、多様なレクリエーションの場の提供や大規模災害に備えた「ひなた公園」が開園する予定です。



1人当たり都市公園面積（2022年度）
【資料：国土交通省・都市公園データベース】



ひなた公園（整備中）

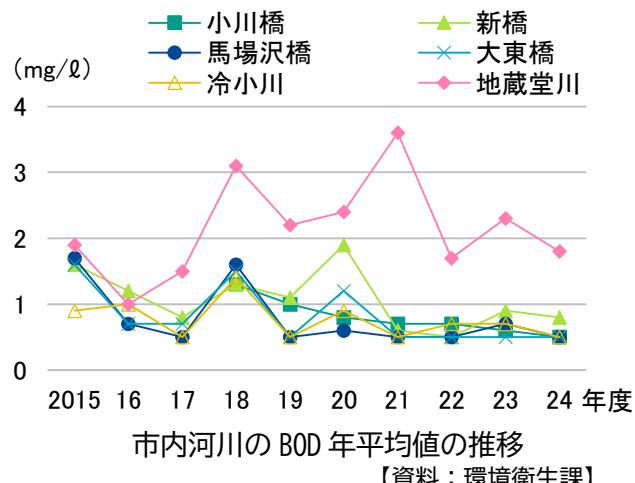
第2節 生活環境

①水環境

●水質は概ね環境基準を達成しています

市内の河川 6 地点における BOD の値は、地蔵堂川が高めに推移しているものの、その他の地点は A 類型の 2mg/L 以下を達成しています。

また、市内の海水浴場 2 地点（土肥海水浴場、小土肥海水浴場）の COD の値は、いずれも環境基準（2mg/L 以下）を達成しています。

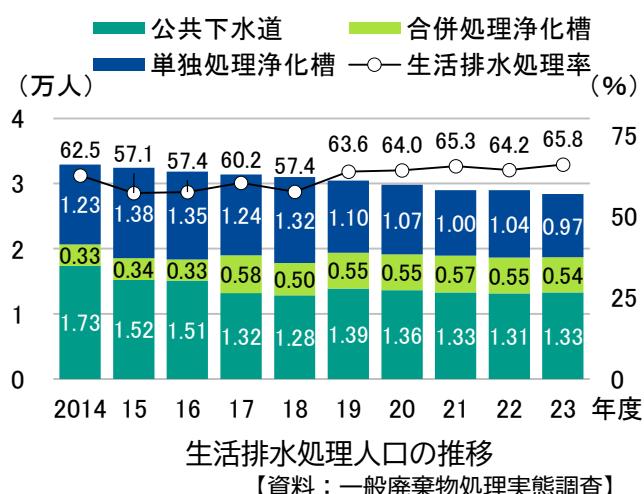


【資料：環境衛生課】

●生活排水処理率は県平均を下回ります

本市の 2023（令和 5）年度の生活排水処理率は 65.8% であり、静岡県の 82.4% を大きく下回っています。

生活排水による河川や海の水質汚濁を防止し、生活環境の保全を図るため、公共下水道・農業集落排水の事業区域外において新たに合併処理槽を設置する方に対して補助金を交付しています。



【資料：一般廃棄物処理実態調査】

●地下水の水質は基準値を達成しています

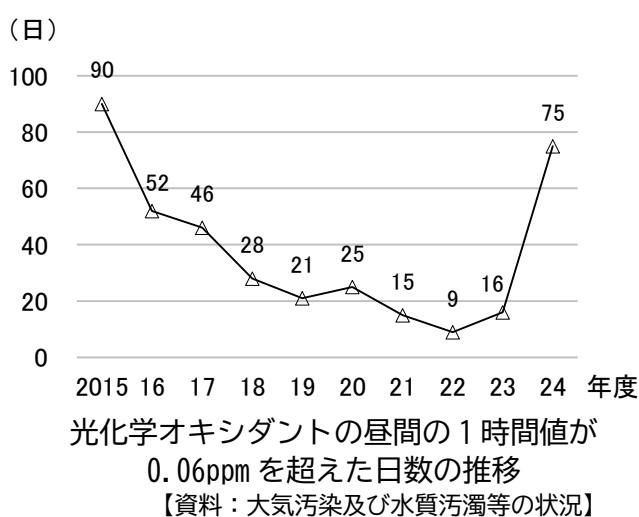
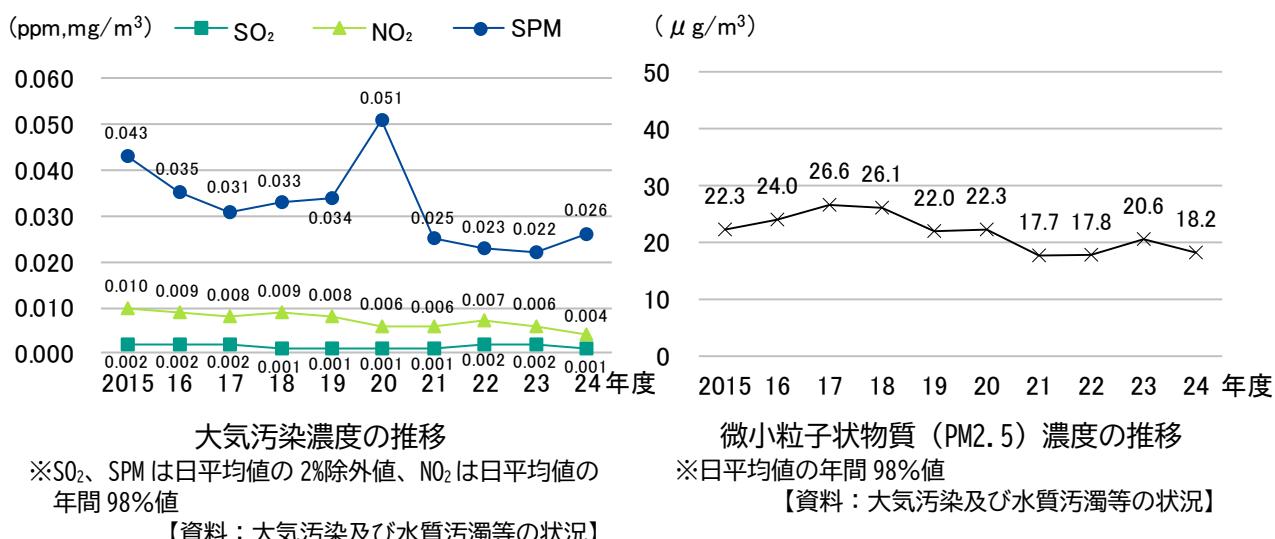
2022（令和 4）年度に静岡県が市内の上白岩地区で地下水の環境モニタリング調査を行っており、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素は 0.3mg/L で環境基準（10mg/L）を達成しています。また、本市では 2024（令和 6）年度に水道水の有機フッ素化合物（PFAS）の測定を行いましたが、基準値以下でした。

②大気環境

●光化学オキシダント以外の大気質は環境基準を達成しています

静岡県が大気汚染の常時観測を実施しており、本市の最寄りの測定局（伊豆の国市大仁北小学校）では二酸化硫黄（SO₂）、二酸化窒素（NO₂）、浮遊粒子状物質（SPM）、微小粒子状物質（PM2.5）が環境基準を達成しています。光化学オキシダント（O_x）は環境基準を達成していません。

野焼きによって発生した煙が洗濯物などに臭いがつくなど、近隣住民からの苦情が寄せられています。また、野焼きが原因の火災が 2023（令和 5）年は 8 件/年ありました。



【環境基準】

- 二酸化硫黄(SO₂)：1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下。
- 二酸化窒素(NO₂)：1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下。
- 浮遊粒子状物質(SPM)：1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m³以下。
- 微小粒子状物質(PM2.5)：1年平均値が15µg/m³以下であり、かつ、1日平均値が35µg/m³以下。
- 光化学オキシダント(0x)：1時間値が0.06ppm以下。

③騒音

●自動車騒音は概ね環境基準を達成しています

本市では、市内幹線交通を担う道路における自動車騒音の状況を監視するため、面的評価を実施しています。2021(令和3)年度における自動車騒音について、昼夜とも基準値以下が95.7%となっており、概ね環境基準を達成しています。

④空き家

●空き家率は32.95%で全国20位の多さです

本市では、人口減少や既存住宅の老朽化、社会的ニーズの変化などにより、空き家率が増加しています。2023(令和5)年の「住宅・土地統計調査」によると、本市の空き家率(全空き家)は32.95%で全国20位の多さでした。空き家のなかには、適切な管理が行われず、安全性の低下、公衆衛生の悪化、景観の阻害など、地域住民の生活環境に深刻な影響を与えているものもあり、住民等からの相談や苦情が寄せられています。

そのため、本市では「空き家等対策の推進に関する特別措置法」に基づく「伊豆市空き家等対策計画」を2022(令和4)年3月に策定し、総合的な空き家対策を推進しています。

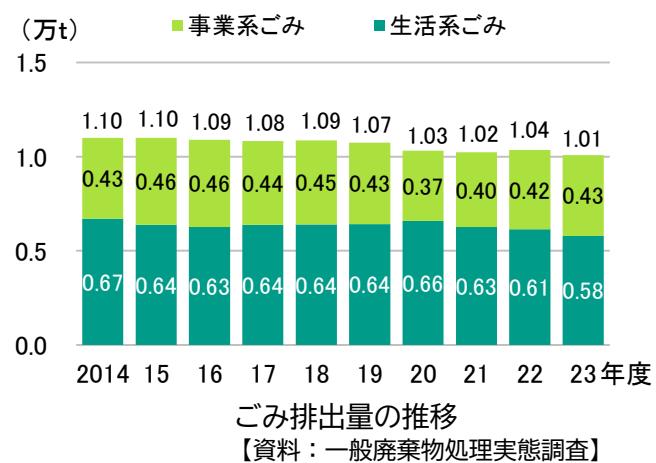
第3節 資源循環

①廃棄物の減量・資源化

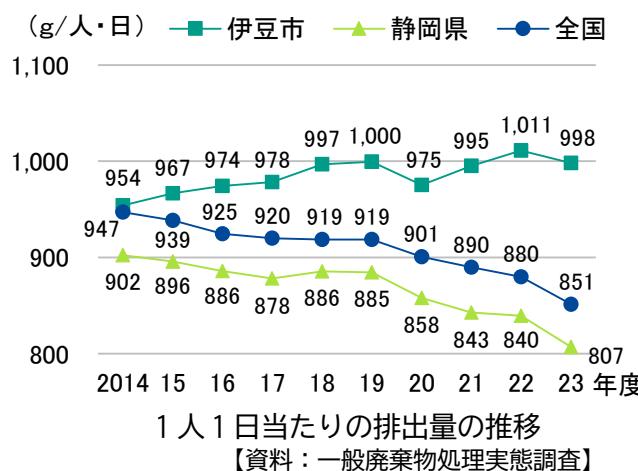
●全国・県平均よりごみが多くなっています

本市の2023（令和5）年度のごみ排出量は10,079tであり、そのうち生活系ごみが5,780t（57.3%）、事業系ごみが4,299t（42.7%）です。1人1日当たりの排出量は998g/人・日で減少傾向ですが、全国（851g/人・日）、静岡県（807g/人・日）と比べて多くなっています。近年ではインバウンドを含む観光交流客数（2024（令和6）年度は約323万人）が増加傾向にあり、観光客が出す可燃ごみもごみ排出量が増加する原因となっています。

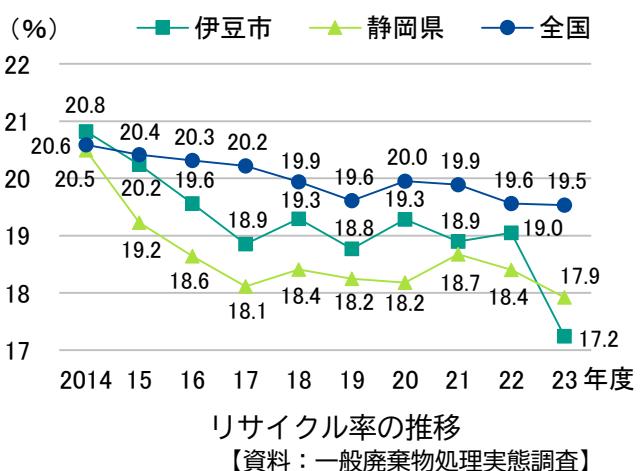
また、本市の2023（令和5）年度のリサイクル率は17.2%であり、全国（19.5%）、静岡県（17.9%）と比べて下回っています。



【資料：一般廃棄物処理実態調査】



【資料：一般廃棄物処理実態調査】



【資料：一般廃棄物処理実態調査】

●ごみの分別・資源化を推進しています

本市では、家庭系ごみについて、①燃やせるごみ、②資源ごみ（古紙類、プラスチック類、缶類、缶以外の金属、びん類、蛍光灯・電球、乾電池、廃食油、衣類）、③びん以外（陶磁器・ガラスなどの燃やせないごみ）、④粗大ごみ、⑤木質等に分別し、ごみの資源化及び適正処理に努めています。

また、ごみの減量化とリサイクルを推進するため、町内会やこども会等、地域の奉仕活動団体が行う資源ごみの集団回収に対し、奨励金を交付しています。

●生ごみの減量・再資源化を推進しています

家庭から排出される生ごみの減量化及び再資源化を促進するとともに、ごみ問題に対する市民意識の向上を図るため、電気式生ごみ処理機器や生ごみ処理容器（コンポスト等）を購入し設置する者に対して、補助金を交付しています。

●食品ロス削減を推進しています

本市では、食品ロス（本来食べられるにもかかわらず捨てる食品のこと）を削減するため、食品ロス実態調査の実施、「3010運動」の推進のほか、関係者と連携したフードバンク・フードドライブ事業の充実に努めており、寄せられた食品は社会福祉協議会、支援団体を通じて食べるものがなくて生活に困っている世帯に送られています。

なお、2024（令和6）年度に行った食品ロス実態調査の結果、市全体の食品ロス率は7%でした。食品ロスのうち、食べ残しが22.4%、手つかずが77.6%でした。



②廃棄物の適正処理

●ごみの適正処理を行っています

本市では、中間処理を「クリーンセンターいず」、最終処分を2箇所の最終処分場で行っています。2020（令和2）年度の最終処分量は1,173t/年であり、横ばい傾向にあります。

本市では、ごみ処理施設等の見学会を実施し、市民・事業者との協働によるごみの発生抑制・分別の徹底の必要性などについて普及・啓発を行っています。



【資料：第3次伊豆市一般廃棄物処理基本計画】

③環境美化・不法投棄

●あらゆる主体による環境美化活動が行われています



清掃活動で回収した
プラスチックごみ

本市では、各主体の協働により、「ごみゼロの日」「年末クリーン作戦」「狩野川クリーンアップ大作戦」などの清掃活動が行われています。さらに、地元の伊豆総合高等学校の学生、住民、NPOのスタッフが協力して修善寺駅周辺で月1回ごみ拾い「修善寺大掃除」を行っていますが、まちがきれいになるだけでなく、高校生と住民のコミュニケーションの場にもなっています。



不法投棄

●不法投棄の防止のための取組を実施しています

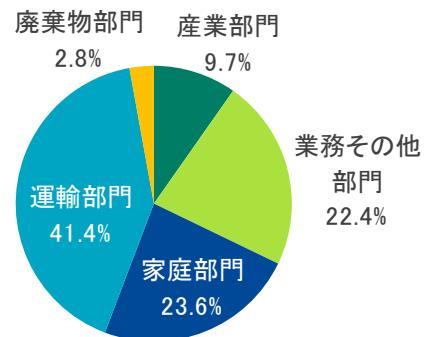
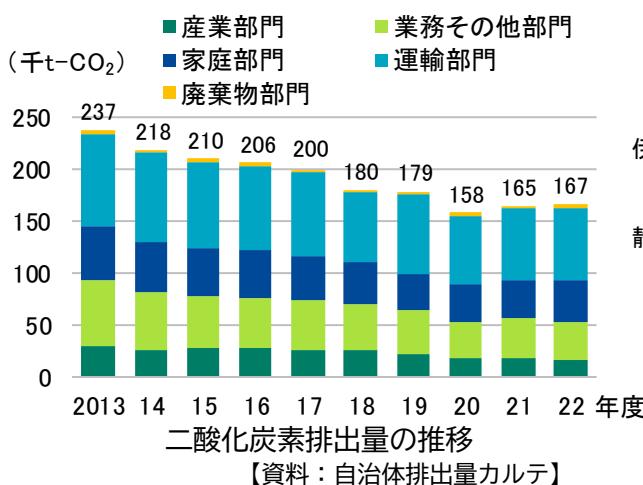
不法投棄は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」によって禁止されています。本市では、不法投棄対策事業として、看板や監視カメラの設置、パトロールによる監視・回収を実施しています。2023（令和5）年度の回収量は8,200kgでした。

第4節 地球環境

①地球温暖化

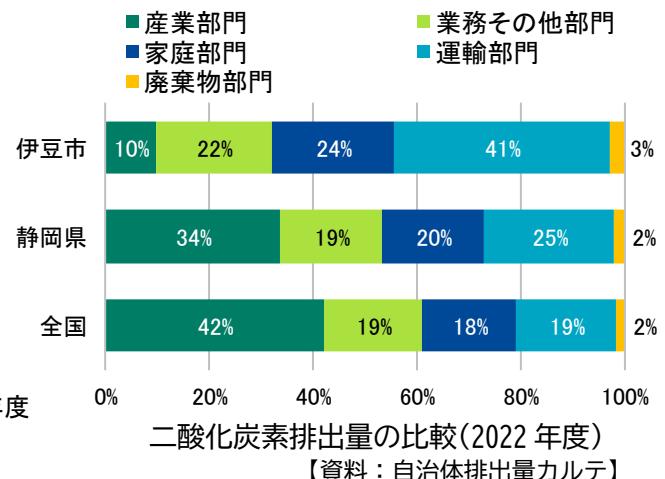
●市域の二酸化炭素排出量は減少しています

本市における2022（令和4）年度の二酸化炭素排出量は、運輸部門（41.4%）が全体の約4割を占めており、次いで家庭部門（23.6%）、業務その他部門（22.4%）、産業部門（9.7%）、廃棄物部門（2.8%）となっています。2013（平成25）年度比では、29.5%減少しています。また、全国や静岡県と比較すると、本市は運輸部門の割合が多く、産業部門の割合が少ないことが特徴です。



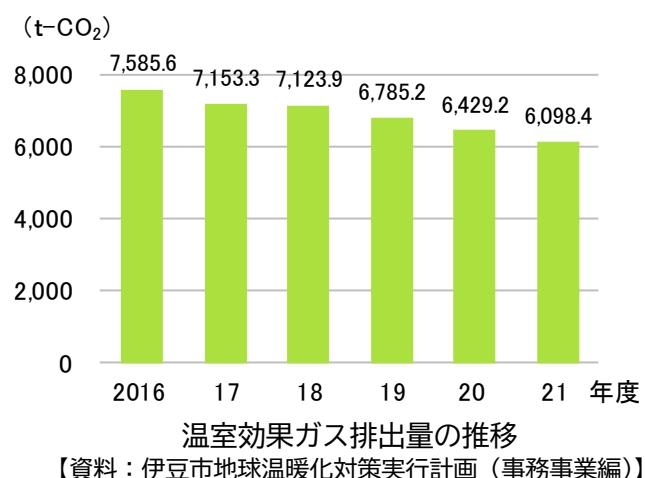
二酸化炭素排出量の内訳(2022年度)

【資料：自治体排出量カルテ】



●公共施設からの温室効果ガス排出量は減少しています

本市における2021（令和3）年度の公共施設からの温室効果ガス排出量は6,098.4t-CO₂であり、2016（平成28）年度比では、19.6%減少しています。



②交通

●市民の約6割が通勤・通学に自動車を利用しています

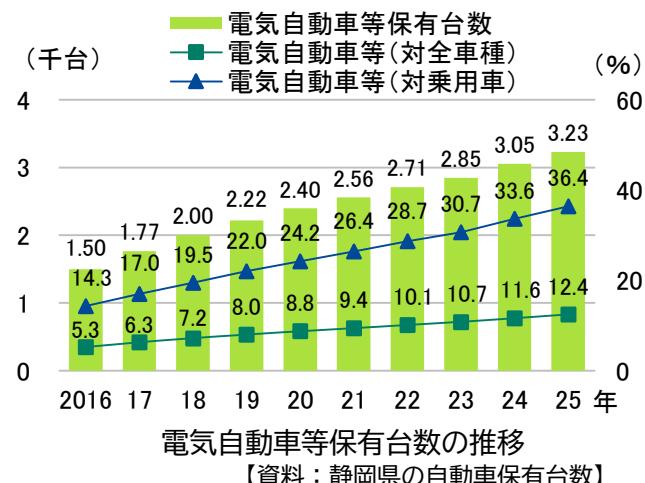
2024(令和6)年度に実施した市民アンケートによると、通勤・通学の手段として「自動車」(57.9%)が最も多く、自動車に依存した生活様式となっていることがわかります。

●天城北道路の整備で渋滞が緩和されました

本市は伊豆半島の中央に位置し、伊豆半島の南北・東西方向の道路が市内で交差する道路交通網となっています。主要な道路として、伊豆縦貫自動車道(修善寺道路、天城北道路)、国道136号、国道414号、伊豆スカイラインなどがあります。2019(平成31)年1月には天城北道路の修善寺IC～月ヶ瀬ICが開通し、国道136号の渋滞緩和に寄与しています。

●電気自動車等が増加しています

本市の2025(令和7)年4月時点での自動車保有台数は25,953台であり、1世帯当たりの自家用乗用車台数は1.46台/世帯となっています。電気自動車等保有台数は3,231台(電気自動車64台、ハイブリッド車3,102台、プラグインハイブリッド65台)であり、徐々に増加しています。

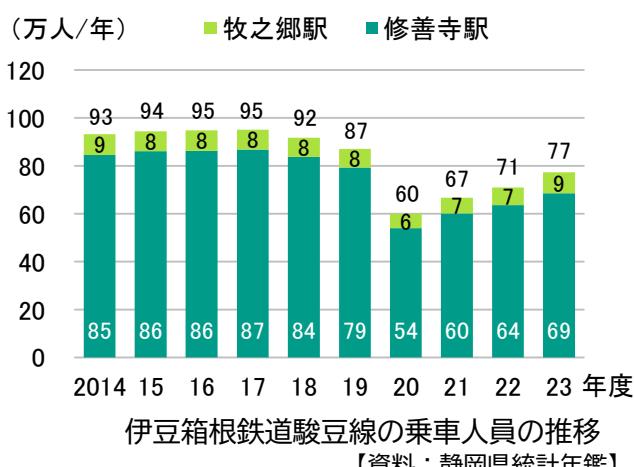


●公共交通機関は利用者が低迷しています

本市では、公共交通の空白・不便地域の解消、不採算バス路線への対応、自主運行バスの運航などを実施していますが、事業者路線・自主運行バスともに全路線の収支率が100%を下回っています。

そのため、公共交通機関の利用促進策として、高齢者向けの路線バス割引乗車証(いきいきバス)購入費補助事業や、福祉タクシー・鉄道・バス等利用料金助成事業、小中学生及び高校生の通学費補助事業、予約型乗り合いタクシー等の実証実験の取組などを実施しています。

伊豆箱根鉄道の乗車人員は、新型コロナウイルス感染症の影響で一時減少しましたが、徐々に回復傾向となっています。また、土肥港と清水港を結ぶ定期旅客船「駿河湾フェリー」は近年、利用者数が低迷しています。

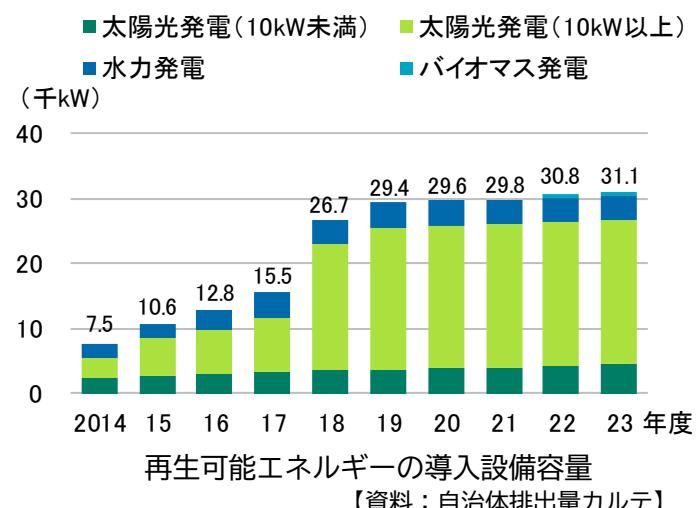


③エネルギー

●再生可能エネルギーによる発電電力量は市域全体の40.8%を占めています

環境省や「伊豆市地域新エネルギービジョン」によると、本市では再生可能エネルギーとして、太陽光や水力、バイオマスなどが利用できるとされています。

2023(令和5)年度の再生可能エネルギーの導入設備容量は、太陽光発電が85.2%、水力発電が12.2%、バイオマス発電が2.6%であり、再生可能エネルギーによる発電電力量は、市域全体の電力使用量の40.8%を占めています。



●省エネ診断・蓄電池・V2H・宅配ボックスへの補助を行っています

本市では、家庭や事業者からの温室効果ガス排出量の削減に向けて、再生可能エネルギー・省エネルギーの推進に関する補助金を交付しています。

再生可能エネルギー・省エネルギーの推進に関する補助金

補助金の名称	内容
省エネルギー診断促進補助金	自分の事業所がどのくらい省エネできているか、専門家による診断に要した費用
省エネ家電購入費補助金	省エネルギー性能の高い家電製品を購入する費用
住宅用再生エネルギー機器設置費補助金	自宅に蓄電池システムを設置する費用
住宅用V2H充放電設備設置費補助金	電気自動車の充放電設備設置費用
宅配ボックス購入費補助金	再配達を抑制し、物流による温室効果ガスの削減を目指し、宅配ボックス導入費用

●大規模な再生可能エネルギー発電事業に関する条例を施行しています

本市の美しい景観、豊かな自然環境及び市民の安全・安心な生活環境の保全と再生可能エネルギーの利用との調和を図るため、2018(平成30)年10月に「伊豆市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例」を施行しました。太陽光、風力、地熱、バイオマスの発電事業で発電出力が10kW以上、事業区域が1,000m²以上(市内の主要国県道の道路中心線から両側1km以内の区域については500m²以上)のものが対象となります。

コラム

アース・キッズチャレンジ

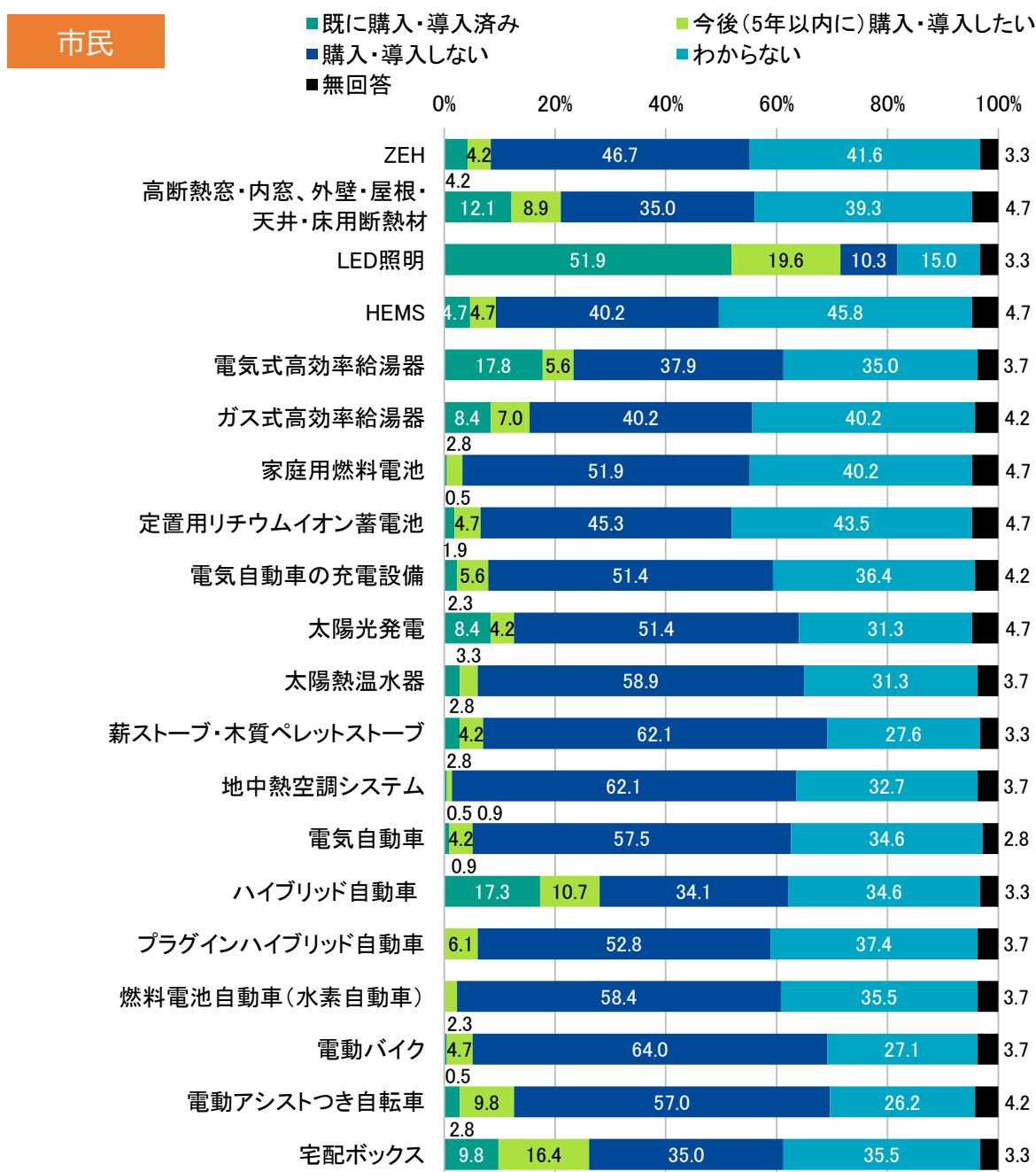
本市では、静岡県地球温暖化防止活動推進センターと連携し、小学生を対象にアース・キッズチャレンジを実施しています。子供たちは、手回し発電、ごみ分別ゲーム、エコ生活大作戦などを体験して、地球温暖化やエネルギー、ごみについて知り、環境をよくする取組の大切さを、楽しみながら感じることができます。



●再生可能エネルギー・省エネルギー設備は今後の普及が期待されます

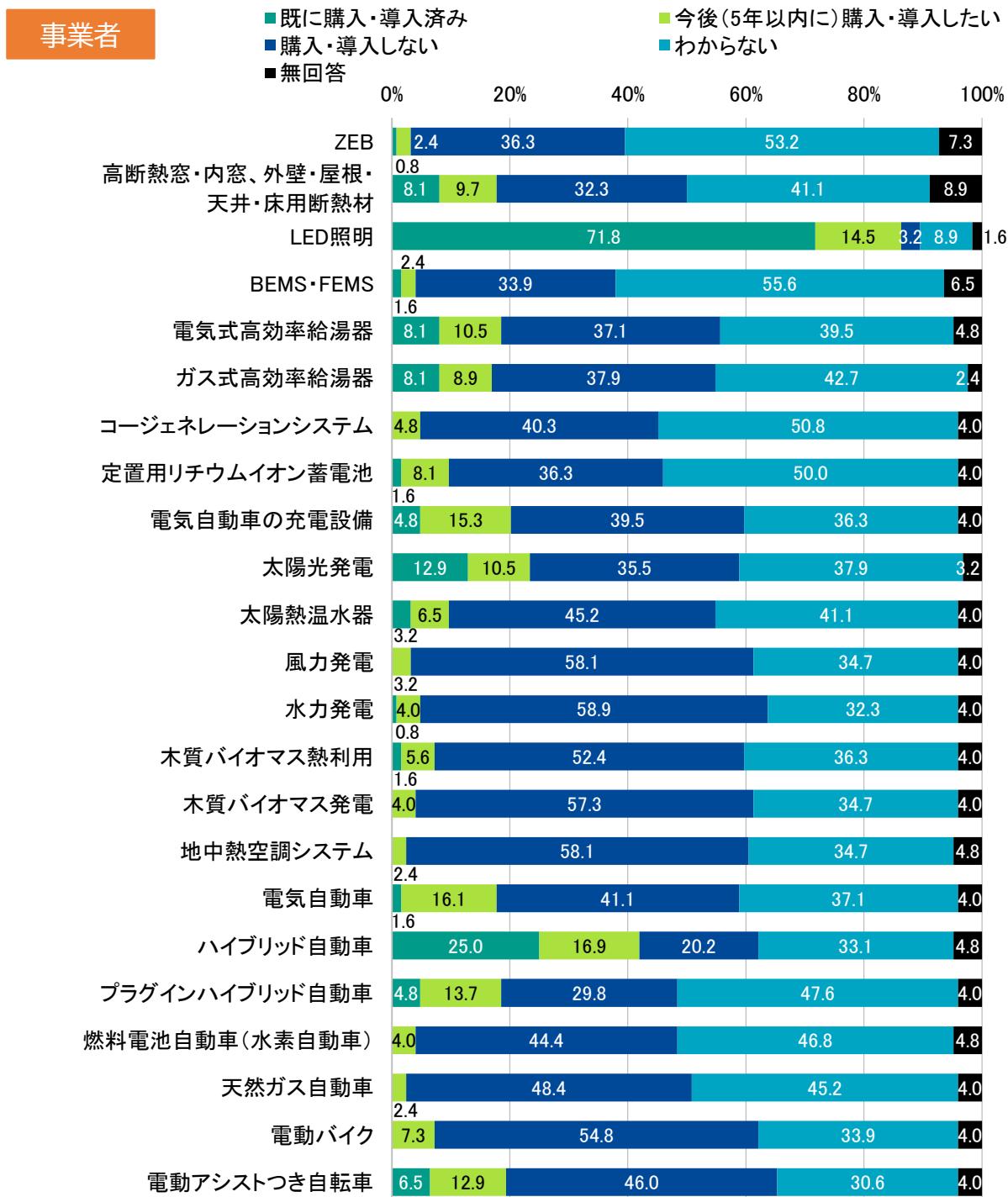
再生可能エネルギー・省エネルギー設備などについて、既に購入・導入しているものは市民・事業者ともに「LED照明」（市民 51.9%、事業者 71.8%）が最も多くなりました。

また、今後（5年以内に）購入・導入したいものは、市民は「LED照明」（19.6%）、「宅配ボックス」（16.4%）、「ハイブリッド自動車」（10.7%）、事業者は「ハイブリッド自動車」（16.9%）、「電気自動車」（16.1%）、「電気自動車の充電設備」（15.3%）などが多くなっています。



再生可能エネルギー・省エネルギー設備の導入状況（市民）

【資料：第2次伊豆市環境基本計画に関するアンケート調査（2024（令和6）年度）】



再生可能エネルギー・省エネルギー設備の導入状況（事業者）

【資料：第2次伊豆市環境基本計画に関するアンケート調査（2024（令和6）年度）】

④気候変動

●熱中症対策を推進しています

気象庁と環境省が熱中症の危険性が極めて高いことが予測される場合に「熱中症警戒アラート」が発表されます。本市では、熱中症警戒アラートが発表された場合、伊豆市情報メール、ウェブサイトにてお知らせをするとともに、環境省の熱中症特別警戒情報の運用期間中は、公共施設や協定を結んだ民間施設とも連携しながら、指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）を開放します。

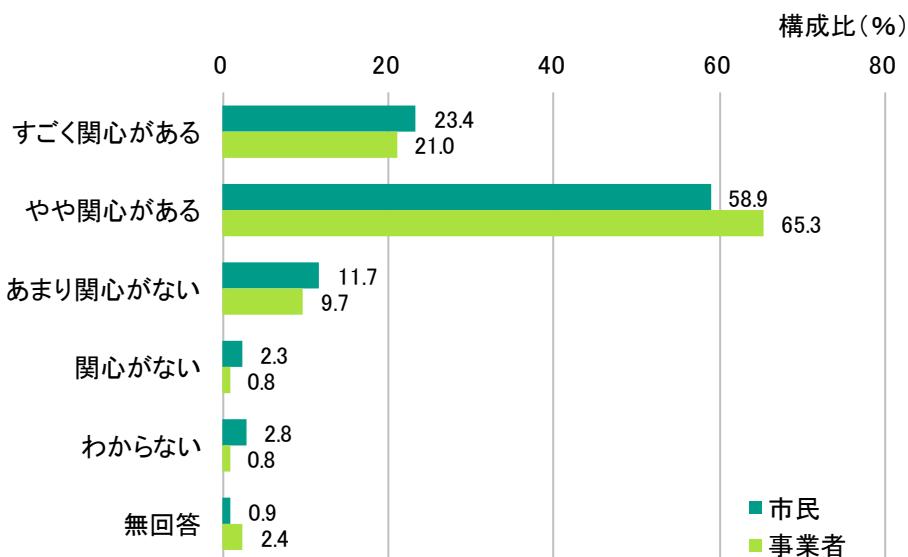
第5節 環境教育

①環境教育・環境学習・環境保全活動

●市民・事業者の多くが環境に関心を持っています

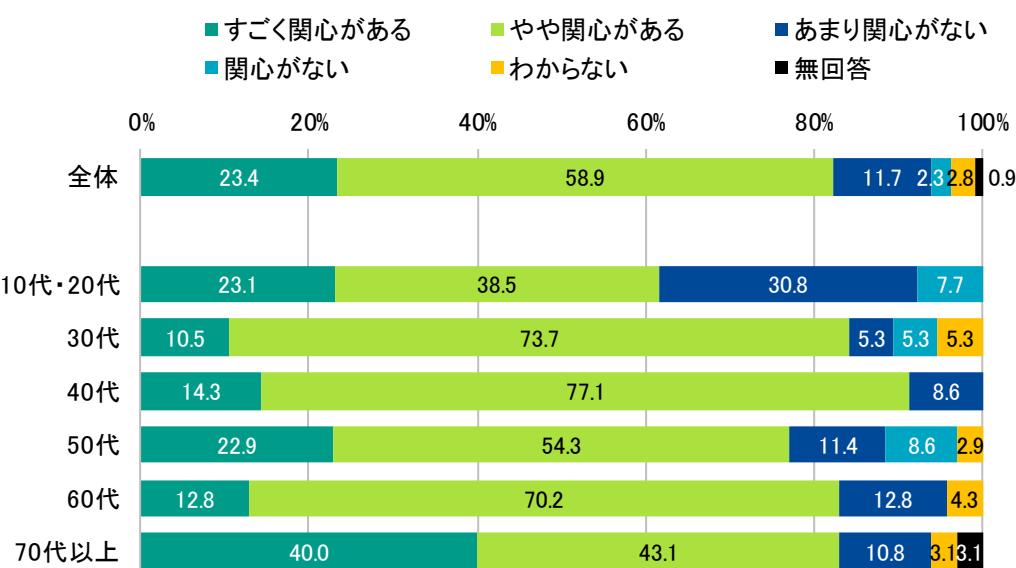
2024（令和6）年度に実施した市民・事業者アンケートによると、環境に対する関心度について、「やや関心がある」が最も多く、「すごく関心がある」を合わせて、市民の約8割、事業者の約9割が環境に対して「関心がある」と回答しました。

また、市民アンケートで「すごく関心がある」という回答は、70代以上（40.0%）、10代・20代（23.1%）が多い一方で、10代・20代は「あまり関心がない」（30.8%）という回答も多くなっています。



環境への関心度（市民・事業者の比較）

【資料：第2次伊豆市環境基本計画に関するアンケート調査（2024（令和6）年度）】



環境への関心度（市民・年齢別の比較）

【資料：第2次伊豆市環境基本計画に関するアンケート調査（2024（令和6）年度）】

●各種環境教育・環境保全活動が行われています

本市では、以下の表に示すような環境教育・環境学習、環境保全活動が行われています。



花いっぱい活動



森林・林業体験



森のようちえん

環境教育・環境学習・環境保全活動の事例

名称	内容
花いっぱい活動	「伊豆市花の会」の活動や地域の公共的花壇を管理する団体への苗、種子の配布を通じて、伊豆市を花いっぱいにする活動を続けています。
森林・林業体験	市内で活動する一般社団法人 mata-ne (またね自然学校・またね村) と連携し、森林環境譲与税を活用した中学校などに対する森林・林業体験事業を実施しています。
森のようちえん	こどもたちが自然を感じ自由に遊べる場づくりとして、2024（令和6）年6月より幼児とその親を対象に年4回「森のようちえん」を開園しています。
アユの放流	市内の幼稚園、保育園、こども会などが毎年、狩野川漁業協同組合主催でアユの放流を行っています。
水生生物観察会	小学生を対象とした観察会で、川に生息する生物を調査して水質を判定します。
土肥海岸での海洋環境教育	土肥小中一貫校の5年生が社団法人「サーバーソニック＆アジロックフェスティバル」のメンバーとともに、土肥海岸に自生するコアマモ（ブルーカーボンとしても注目されている海草）を採取・飼育観察する活動を行っています。
ごみ出前講座	地域に出向き、市民の3R意識啓発、分別によるごみ減量・資源化の促進及び普及・啓発を行うとともに、ごみの排出方法等に対する意見などを求めるための地域出前講座を行っています。
「クリーンセンターいづ」の施設見学	ごみ処理に関する意識の向上のため、「クリーンセンターいづ」では、市内の小学生を対象にした施設見学会を実施しています。
みんなのクリーンウォーク&ヨガ in 土肥	ビーチクリーン後の砂浜でヨガやビーチフラッグなどのスポーツを行うイベント。土肥の屋形海岸で行われています。
地域清掃活動	「ごみゼロの日」「年末クリーン作戦」「狩野川クリーンアップ大作戦」「修善寺大掃除」など地域での清掃活動が行われています。
アース・キッズチャレンジ	静岡県地球温暖化防止活動推進センターと連携し、小学生が家庭でのエコ活動を通じて温暖化防止に取り組み、環境への意識と行動力を育てるプログラムです。
静岡県グリーンボンドの購入	本市は、SDGs（持続可能な開発目標）の理念に賛同し、基金の運用を通じた社会貢献の取組として、2022（令和4）年9月に静岡県が発行する環境債「静岡県グリーンボンド」を購入しました。グリーンボンドによる調達資金は、本市が期待する「創エネ」の推進や良好な森林環境の維持に関連した事業等に活用されます。

②環境情報

●SNSなどで環境情報を発信しています

本市では、「広報伊豆」や伊豆市公式SNS、伊豆市ウェブサイト、伊豆市情報メールで環境に関する情報を提供しています。また、コミュニティFMラジオ「FMIS」でも情報を発信しています。

第6節 市民・事業者の取組

●市民は今後、防災・減災意識の向上や環境学習などへの取組の意向があります

市民が実施しているものは、「ごみのポイ捨てをしない」(95.8%)、「ごみは決められた分別方法で出す」(95.3%)、「古紙・缶・トレイなどの資源回収に協力する」(90.7%) などが多くなっています。

今後は実施したいものは、「ハザードマップなどに目を通し、自然災害に対する防災・減災の意識を高める」(32.7%)、「環境問題についての講演に参加するなど知識を深める努力をする」(32.2%)、「新聞や本などで環境情報を集めたり活用する」(31.8%) などが多くなっています。

「実施している」もの上位5つ

1位	ごみのポイ捨てをしない	95.8%
2位	ごみは決められた分別方法で出す	95.3%
3位	古紙・缶・トレイなどの資源回収に協力する	90.7%
4位	買い物にはマイバッグを持参する	86.4%
5位	詰め替え製品を購入する	86.0%

「今は実施していないが、今後は実施したい」もの上位5つ

1位	ハザードマップなどに目を通し、自然災害に対する防災・減災の意識を高める	32.7%
2位	環境問題についての講演に参加するなど知識を深める努力をする	32.2%
3位	新聞や本などで環境情報を集めたり活用する	31.8%
4位	河川や海岸の清掃に参加する	28.5%
4位	エコマーク商品など環境にやさしい商品を選んで購入する	28.5%
5位	環境関連のイベントや講演会に参加する	28.0%

●事業者は今後、ペーパーレス化、省エネ設備の導入などの取組意向があります

事業者が実施しているものは「冷暖房の設定温度を適正化する」(68.5%) が最も多く、次いで「クールビズ・ウォームビズを実施する」(64.5%)、「印刷・コピー・事務用品などを削減する」(60.5%) などが多くなっています。

今後は実施したいものは「書類のペーパーレス化を実施する」(39.5%)、「省エネ型機器・設備を導入する」(33.1%)、「地域の環境保全活動などへ参加・協力・支援をする」(31.5%) などが多くなっています。

「実施している」もの上位5つ

1位	冷暖房の設定温度を適正化する	68.5%
2位	クールビズ・ウォームビズを実施する	64.5%
3位	印刷・コピー・事務用品などを削減する	60.5%
4位	パソコンやコピー機などOA機器の電源はこまめに切る	54.0%
5位	廃製品・容器包装の回収・リサイクルを推進する	52.4%

「今は実施していないが、今後は実施したい」もの上位5つ

1位	書類のペーパーレス化を実施する	39.5%
2位	省エネ型機器・設備を導入する	33.1%
3位	地域の環境保全活動などへ参加・協力・支援をする	31.5%
4位	従業員に対する環境教育を実施する	30.6%
5位	節水などにより水使用量を削減する	26.6%
5位	プラスチックの使用・廃棄を減らす	26.6%



第3章 計画の目標

第1節 基本理念と目指す環境像

①基本理念

本計画では、「伊豆市環境基本条例」(2016(平成28)年4月1日施行)の第3条に規定されている基本理念に沿い、環境の保全及び創造に関する環境施策を推進します。

●現在の良い環境を未来の世代へ引き継ぎましょう

今、私たちが健全で恵み豊かな環境を楽しむだけでなく、このすばらしい環境を私たちの子どもや孫、さらにその先の世代にもきちんと残していく責任があります。今だけでなく、ずっと先の未来まで良い環境が続くように行動しましょう。

●みんなで協力して、環境にやさしい社会を創りましょう

市・市民・事業者・滞在者(伊豆市を訪れる人たち)が環境への負担を減らし、持続可能な社会(ずっと続していく社会)をつくることの重要性を理解し、それぞれが協力しあって自分から積極的に行動しましょう。

●伊豆市の特徴を活かし、人と自然が共存する社会を創りましょう

私たちの住む伊豆市ならではの特徴を良く考えて、環境への負担をできるだけ減らしていくことで、人間と自然がともに暮らせる循環型社会(資源を大切にし、無駄なく繰り返し使う社会)を創りましょう。

●地球全体の環境を守るために、伊豆市から貢献しましょう

私たちの地域での生活や仕事が、実は地球全体の環境にも影響を与えていることを知り、将来にわたくて私たちが健康で安全、そして快適な生活を送れるようにするためにも、地球全体の環境を守ることに貢献しましょう。

②目指す環境像

本計画の目指す環境像は、以下のとおりです。次ページに将来イメージを掲載します。

「天城の森から駿河湾へ みんなで未来へつなぐ
自然豊かなまち 伊豆市」

天城の森から駿河湾へ みんなで未来へつなぐ

自然豊かなまち 伊豆市

天城の森から狩野川の清流、そして駿河湾へとつながる本市の自然環境は、私たち市民の暮らしや産業を支える源となっています。

市民一人ひとりが主役となり、環境の恵みを大切にしながら環境と共生することで、誰もが幸せに感じられる質の高い暮らし（ウェルビーイング）と持続可能な未来を目指します。

河川や海岸の保全・管理

合併浄化槽の普及

次世代自動車の普及

エコドライブ

環境の回復・創出

生物多様性の保護地域の拡大

自然観察会の実施

省エネルギー行動

貴重な生物の保全

自然災害対策



空き家の環境対策

不法投棄対策



0 1 2 km



第2節 基本目標

●基本目標1 | 自然と共に生きるまち

市域の約8割を占める森林の保全や河川・海の生態系に配慮した管理を進めます。また、野生鳥獣による被害対策や、豊かな生物多様性の維持に取り組むとともに、伊豆半島ジオパークなどを通じ、市民や観光客が自然とふれあえる機会を創出します。このような取組を通して、自然と共に生きるまちを目指します。



●基本目標2 | 安全安心で快適なまち

河川や海の定期的な水質調査、下水道や合併浄化槽の整備、事業排水の監視指導により、きれいな水環境を維持します。また、エコドライブや次世代自動車の普及、騒音対策、空き家における動物・害虫対策を進め、きれいな空気と良好な住環境を守ります。このような水や空気を守ることで、安全安心で快適なまちを目指します。



●基本目標3 | 資源を大切にするまち

ごみ減量講座やマイバッグ運動、生ごみ処理補助、粗大ごみリユースなど、ごみ排出量の削減とリサイクル率の向上を目指し、3R（リデュース・リユース・リサイクル）を徹底します。また、不法投棄監視なども強化し、適正な廃棄物処理を促進します。資源を大切にし、循環経済の実現を目指します。



●基本目標4 | 脱炭素を実現するまち

地球温暖化対策実行計画を推進するとともに、脱炭素なまちをつくります。また、再生可能エネルギー導入支援、省エネルギーの推進などエネルギーの効利用を図るとともに、森林吸収を強化します。さらに、近年深刻化する気候変動の影響に対応するための適応策を、農林水産業や水環境、自然災害、健康などの各分野で推進します。



●基本目標5 | 環境を守るために取り組むまち

市民の環境意識向上を目指し、シンポジウム開催や環境教育を充実します。また、インターネットや広報誌での情報発信、地域団体との協働体制を構築し、市民・事業者・滞在者が一体となって環境調査や保全活動に取り組めるよう支援します。





第4章 取組の推進

基本目標	環境項目	取組方針
1 自然と共に生きるまち	1 山・川・海の保全と管理	①効率的な森林経営の推進や林業の担い手の育成 ②森林の保全と利用を進めます ③農地を保全・管理します ④河川や海岸を保全・管理します
	2 生物との共生・自然とのふれあい	①貴重な生物の保全と外来種の対策をします ②野生鳥獣への対策をします ③自然とのふれあいを促進します ④生物多様性を保護する地域を増やします
2 安全安心で快適なまち	3 生活環境の保全	①水質を調査・監視します ②生活・事業排水をきれいにします ③大気汚染・騒音の対策をします ④空き家周辺の環境対策をします
	4 ごみの減量・再利用・資源化	①3Rの推進でごみを減らします ②ごみを適正に収集・運搬・処理します ③環境美化・不法投棄の対策をします
3 資源を大切にするまち	5 脱炭素なまちづくり	①地球温暖化対策を総合的に推進します ②エコドライブや次世代自動車を普及します ③公共交通機関の利用を促進します ④二酸化炭素の吸収を促進します
	6 エネルギーの有効利用	①再生可能エネルギーの利用を拡大します ②省エネルギーの建物・設備を普及します ③省エネルギーの行動を実践します
5 環境を守るために取り組むまち	7 環境教育等の推進	①意識向上の呼びかけをします ②環境学習を充実させます ③環境活動を活発にします

1

基本目標1：自然と共に生きるまち

山・川・海の保全と管理



現状と課題

- 天城山・狩野川・駿河湾に代表される豊かな自然環境は、本市の暮らしや産業の源となっています。自然環境を重点的に保全するべきという市民の要望も多く、今後も山・川・海のつながりの視点を持ちながら、自然環境の保全と創造に力を入れていく必要があります。
- 市面積の約8割を占める森林は、農林業センサスのデータによると林業経営体数が減少するなど、適正な管理が課題となっていることから、森林環境譲与税やボランティアなどを活用した森林整備が必要です。
- 農業について、世界農業遺産に認定されている畳石式わさび栽培は、生物多様性の確保にも寄与しており、今後も継承していく必要があります。また、経営耕地面積や販売農家数は減少しており、耕作放棄地の拡大防止、野生鳥獣への対策を図っていく必要があります。
- 河川や海の生物や自然環境を保全していくため、生物に配慮した河川・海岸整備や環境美化に努めていく必要があります。



環境指標

	基準値 2024(R6)年度	目標値 2030(R12)年度	目標値 2035(R17)年度
市有林森林施業面積（累計）	456ha	636ha	786ha
河川・海岸美化活動への参加者数	2,150人/年	2,250人/年	2,350人/年

市の取組

①効率的な森林経営の推進や林業の担い手の育成 | 農林水産課・建設課

- ◇ 森林経営管理制度に基づく事業を推進します。【農林水産課】
- ◇ 森林環境譲与税を活用した森林整備を推進します。【農林水産課】
- ◇ 県と連携して森の力再生事業による森林整備を推進します。【農林水産課】
- ◇ 林業事業体を育成します。【農林水産課】
- ◇ 林道の維持管理を行います。【建設課】
- ◇ 市有林の森林認証を取得します。【農林水産課】
- ◇ 担い手育成事業を推進します。【農林水産課】
- ◇ 森林の価値を発信します。【農林水産課】
- ◇ 市民との協働による里山づくりを推進します。【農林水産課】
- ◇ ボランティアによる森林整備を支援します。【農林水産課】

②森林の保全と利用を進めます | 農林水産課

- ◇ 保安林を整備します。【農林水産課】
- ◇ 荒廃山地の復旧・整備を行います。【農林水産課】
- ◇ 低質材（木材のなかでも利用価値が低いとされる材のこと）・間伐材・竹を活用した事業を推進します。【農林水産課】
- ◇ 市内の建築物での市産材使用を促進します。【農林水産課】
- ◇ 未利用材の活用を推進します。【農林水産課】

③農地を保全・管理します | 農林水産課

- ◇ 耕作放棄地への対策を行います。【農林水産課】
- ◇ 環境保全型農業を推進します。【農林水産課】
- ◇ 飲食店や宿泊施設等での地産地消を推進します。【農林水産課】

④河川や海岸を保全・管理します | 建設課・環境衛生課・商工観光課・土肥支所

- ◇ 河川・海岸整備における生態系への配慮や事前調査を行います。【建設課・環境衛生課】
- ◇ 海岸堤防、護岸、消波ブロック等防災対策実施時における生態系への配慮を行います。【建設課】
- ◇ 河川の堆積物の除去を行います。【建設課】
- ◇ 親水ウォーキングコース、サイクルロードを管理します。【観光商工課】
- ◇ 市民参加による河川・海岸の環境調査を行います。【環境衛生課】
- ◇ ボランティア団体への活動支援により、河川・海岸美化を推進します。【環境衛生課・土肥支所】

市民・事業者・滞在者の取組

	市民	事業者	滞在者
① 所有する森林を適正管理します。		★	
① ボランティアによる森林整備に参加します。	★	★	★
② 低質材・間伐材・竹を資源として活用します。		★	
② 市内で産出された木材を積極的に利用します。	★	★	
③ 農地を適正に管理します。		★	
③ 環境保全型農業を実践し、環境に配慮した安全・安心な農産物の生産に努めます。		★	
③ 地元の食材や加工品を購入して地産地消に協力します。	★	★	★
④ 河川・海岸清掃に参加します。	★	★	★
④ ウォーキングコースやサイクルロードを適切に利用します。	★		★
④ ごみはポイ捨てせずに持ち帰ります。	★		★

2

基本目標1：自然と共に生きるまち

生物との共生・自然とのふれあい



現状と課題

- 市内には伊豆半島固有の生物や「静岡県レッドデータブック」記載の絶滅危惧種が多く生息・生育しています。また、天然記念物に指定されている樹木などがあり、今後も大切に保全していく必要があります。その一方で、アレチウリなどの特定外来生物を含む外来種については防除する必要があります。
- カワウやニホンジカ、イノシシなどの野生鳥獣による農林水産物への被害、自然生態系への影響が生じています。地域の農林水産業の衰退とも関連する重要な問題であることから、今後も重点的な対策が必要です。
- 市民アンケートでは、外来生物への対応、野生鳥獣への対応は満足度が低く、行政への期待が高い重点課題として位置づけられています。
- 本市には国立公園や伊豆半島ジオパーク、都市公園などがあり、人と自然とのふれあいの場となっています。今後もこれらの自然環境が本市の観光振興や市民の憩いの場として機能するため、適切な保全・管理・活用をしていく必要があります。
- 国立公園や鳥獣保護区などの保護活動、「生物多様性増進活動促進法」に基づく「自然共生サイト」の登録といった動きに呼応しつつ、身近な里山においても生物多様性が豊かな場所を確保していく必要があります。



環境指標

	基準値 2024(R6)年度	目標値 2030(R12)年度	目標値 2035(R17)年度
野生鳥獣による被害金額	3,388万円/年	2,304万円/年	1,769万円/年
自然観察会の開催数	2回/年	3回/年	5回/年

市の取組

①貴重な生物の保全と外来種の対策をします | 社会教育課・環境衛生課

- 天然記念物の保護・管理を推進します。【社会教育課】
- 外来種の防除・拡大防止を行います。【環境衛生課】

②野生鳥獣への対策をします | 農林水産課

- ◇ 「伊豆市鳥獣被害防止計画」に基づき、総合的な鳥獣被害対策を推進します。【農林水産課】
- ◇ 県や漁協と連携し、ドローンによるカワウの調査や被害防止策を推進します。【農林水産課】
- ◇ 食害防止網や柵などによる食害対策、狩猟等による個体数の調整を行います。【農林水産課】
- ◇ イズシカ問屋など獣肉等の活用を促進します。【農林水産課】
- ◇ 植林と保護による森林育成により獣害を防止します。【農林水産課】

③自然とのふれあいを促進します | 観光商工課・環境衛生課

- ◇ 昭和の森天城ビジターセンターを拠点とした保全啓発活動を行います。【観光商工課】
- ◇ 伊豆半島ジオパークビジターセンター「ジオリア」での情報発信を行います。【観光商工課】
- ◇ 自然観察会を開催します。【環境衛生課】

④生物多様性を保護する地域を増やします | 環境衛生課

- ◇ 国や県と連携し、国立公園や鳥獣保護区等における生物多様性の確保に努めます。【環境衛生課】

市民・事業者・滞在者の取組

	市民	事業者	滞在者
① 天然記念物を大切にする行動を心がけます。	★	★	★
① 外来種の理解を深め、意図的に外来種を持ち込んだり、野外に放したりしません。	★	★	★
① 外来種の防除・拡大防止活動に積極的に参加します。	★	★	★
② 食害防止網や柵の設置、管理を徹底します。	★	★	
② 野生鳥獣への餌やりはしません。	★	★	★
② ジビエ料理の提供やイズシカ肉の加工・販売を促進し、獣肉等の活用を支援します。		★	
② 植林と保護による森林育成を通じた獣害防止策に協力し、地域の森林保全活動やボランティアに参加します。	★	★	
③ ビジターセンターを積極的に利用し、SNSなどで発信します。	★		★
③ ハイキング等のガイドマップを活用し、安全に配慮しながら地域の自然散策を楽しみます。	★		★
③ 宿泊施設や観光案内所などでガイドマップを積極的に設置・配布し、伊豆の豊かな自然体験を推奨します。		★	
④ 国立公園や鳥獣保護区では自然や生物の保全を心がけます。	★	★	★

3

基本目標 2：安全安心で快適なまち

生活環境の保全



現状と課題

- 市内の河川 BOD 及び海域 COD は概ね良好な水質を維持しています。また、本市の 2023（令和 5）年度の生活排水処理率（65.8%）は、静岡県平均（82.4%）を下回っていることから、今後も定期的な水質の監視、生活排水対策を推進していく必要があります。
- 大気汚染の環境基準は概ね達成していますが、光化学オキシダントは環境基準を達成していません。これは、全国及び静岡県でも同様の傾向であることから、広域的な対策が必要です。また、野焼きによる苦情や火災も発生しています。
- 人口減少に伴い、本市の 2023（令和 5）年度の空き家率は 32.95%（全国でワースト 20 位）と高く、安全性や公衆衛生等に深刻な影響を与えているため、総合的な対策が求められます。



環境指標

	基準値 2024(R6)年度	目標値 2030(R12)年度	目標値 2035(R17)年度
生活排水処理率	70.9%	75.5%	78.5%

市の取組

①水質を調査・監視します | 環境衛生課

- ◇ 河川・海洋の定期的な水質調査を行います。【環境衛生課】
- ◇ 市民による水質調査、生き物調査を実施します。【環境衛生課】
- ◇ 非常時の狩野川水系水質汚濁対策連絡協議会との連携を行います。【環境衛生課】

②生活・事業排水をきれいにします | 上下水道課・環境衛生課・農林水産課

- ◇ 下水道整備や接続を促進、単独浄化槽から合併浄化槽への切り替えを促進します。【上下水道課】
- ◇ 浄化槽の適切な管理に向けた指導を実施します。【環境衛生課】
- ◇ 生活雑排水対策の啓発を実施します。【上下水道課・環境衛生課】
- ◇ 環境基準に基づく監視・指導を行います。【環境衛生課】
- ◇ 施肥や農薬使用に関する指導を行います。【農林水産課】
- ◇ 水質事故時の対応体制を強化します。【環境衛生課】

③大気汚染・騒音への対策をします | 環境衛生課・用地管理課・建設課・子育て支援課

- ◇ 法規制等に基づく監視・指導を行います。【環境衛生課】
- ◇ エコドライブの普及啓発を行います。【環境衛生課】
- ◇ 道路の渋滞対策を推進します。【用地管理課・建設課】
- ◇ 保育及び教育施設整備に伴う周辺への配慮を行います。【子育て支援課】

④空き家周辺の環境対策をします | 都市計画課・環境衛生課・地域づくり課

- ◇ 「伊豆市空き家等対策計画」と調整を図りながら、所有者に対し適切な管理を促します。【都市計画課・環境衛生課】
- ◇ 活用可能な空き家の「空き家バンク登録」を周知し、有効活用を進めます。【地域づくり課】

市民・事業者・滞在者の取組

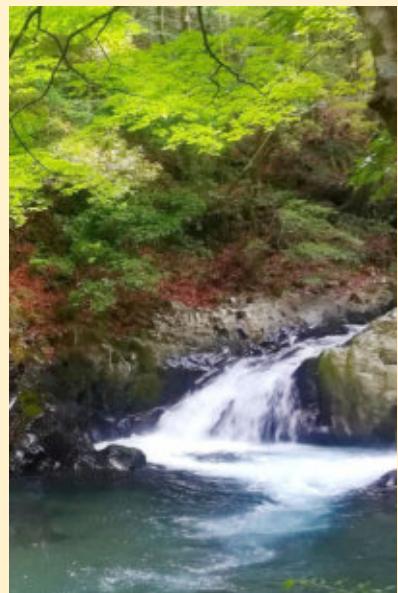
	市民	事業者	滞在者
① 水質調査や生き物調査へ参加します。	★	★	
② 下水道接続や合併浄化槽の設置促進、適切な管理を行います。	★	★	
② 施肥や農薬使用に関する指導の順守など、事業排水対策に協力します。		★	
② 生活雑排水対策に協力します。	★		★
③ 水質、大気汚染、騒音・振動、悪臭など法規制を遵守します。	★	★	★
③ エコドライブの実践や次世代自動車の購入・利用を検討します	★	★	★
④ 空き家所有者は、空き家における動物・害虫等対策など、空き家周辺の環境対策に協力します。	★	★	

コラム

私たちの暮らしと水

私たちの暮らしを潤す伊豆市の水は、天城連山の森から生まれます。天城連山に降り注ぐ豊富な雨は、広大な森林に蓄えられ、狩野川などの清流となり、世界農業遺産のワサビ栽培やアユ釣りといった地域の産業を支えるとともに、駿河湾へと注ぎ、豊かな海の幸や海洋生態系を育む源となっています。一方で、この貴重な水環境を守るためにには課題もあります。市内の河川は良好な水質を保っていますが、生活排水の処理率は県の平均を下回っており、合併処理浄化槽などの水質浄化対策が急務です。また、気候変動による記録的な豪雨や、森林の荒廃による保水力の低下も懸念されています。

この豊かな恵みを未来へ引き継ぐために、市・市民・事業者・滞在者が一体となることが不可欠です。私たち一人ひとりが水への関心を高め、節水や排水への配慮、河川清掃への参加など、日々の暮らしの中でできることから行動していくことが大切です。



竜姿の滝

4

基本目標3：資源を大切にするまち

ごみの減量・再利用・資源化



現状と課題

○ 本市の1人1日当たりのごみ排出量(998g/人・日)は、全国(851g/人・日)や静岡県(807g/人・日)よりも多く、リサイクル率も全国や静岡県の平均を下回っています。近年ではインバウンドを含む観光客が出す可燃ごみもごみ排出量が増加する原因となっています。さらに、最近では、プラスチックごみや食品ロスの問題がクローズアップされており、引き続き、3Rの推進によりごみの減量・再利用・再資源化、ごみの適正処理を徹底していく必要があります。



○ 河川・海岸ではプラスチックごみがみられるほか、山間部などでは不法投棄が課題となっています。市民アンケートでも、ごみのポイ捨てや不法投棄対策は満足度が低く、行政への期待が高い重点課題として位置づけられています。今後も環境美化と不法投棄防止策の強化を図る必要があります。

環境指標

	基準値 2024(R6)年度	目標値 2030(R12)年度	目標値 2035(R17)年度
市民1人1日当たりのごみ排出量	998g/人・日 (2023年度)	930g/人・日以下 (2031年度)	中間見直し時に 設定
リサイクル率	17.2% (2023年度)	20.6%以上 (2031年度)	中間見直し時に 設定
河川・海岸美化活動への参加者数(再掲)	2,150人/年	2,250人/年	2,350人/年

市の取組

①3Rの推進でごみを減らします | 環境衛生課・社会福祉課

- ◇ ごみに関する教育・学習や啓発活動を充実させます。【環境衛生課】
- ◇ 食品ロス実態調査、「3010運動」の推進、フードバンク・フードドライブの推進を通じて食品ロスの削減を推進します。【社会福祉課・環境衛生課】
- ◇ 生ごみ処理機への補助など、生ごみの減量化・資源化を推進します。【環境衛生課】
- ◇ プラスチックごみの収集・資源化を推進します。【環境衛生課】
- ◇ 事業者に対する減量化指導を徹底します。【環境衛生課】
- ◇ 容器・包装廃棄物の排出抑制、リユース食器の利用・普及、再生利用品の需要を拡大します。【環境衛生課】
- ◇ 燃やすごみの減量と資源化を図ります。【環境衛生課】
- ◇ 廃食油を資源化します。【環境衛生課】
- ◇ 共同住宅管理者などへの指導を行います。【環境衛生課】

②ごみを適正に収集・運搬・処理します | 環境衛生課

- ◇ 「ごみの出し方便利帳」「ごみ収集カレンダー」などで分別を徹底します。【環境衛生課】
- ◇ 家庭系ごみは新たな分別区分・収集方法の検討、ごみ集積所の管理徹底を図ります。【環境衛生課】
- ◇ 事業系ごみは排出者責任の徹底、許可業者による収集と直接搬入を徹底します。【環境衛生課】
- ◇ 焚却灰の資源化を検討し、最終処分場の延命化と最終処分量の削減を図ります。【環境衛生課】
- ◇ 「クリーンセンターいす」と連携してごみの適正処理を行います。【環境衛生課】
- ◇ 災害発生時の迅速かつ適正な廃棄物処理体制を強化します。【環境衛生課】
- ◇ ごみの減量化・減容化による最終処分場の延命化を図ります。【環境衛生課】

③環境美化・不法投棄の対策をします | 環境衛生課・用地管理課

- ◇ パトロールや監視カメラの設置、警察等との連携強化による監視体制を強化します。【環境衛生課】
- ◇ 土地所有者への管理責任の明確化や、啓発看板の設置を進めます。【環境衛生課】
- ◇ 各主体との協働による環境美化活動を継続・推進します。【環境衛生課・用地管理課】

市民・事業者・滞在者の取組

	市民	事業者	滞在者
① ごみに関する教育・学習に参加します。	★		★
① 食品ロス削減や生ごみの減量に取り組みます。	★	★	★
① プラスチックごみの削減や資源化に取り組みます。	★	★	★
① 事業系ごみの減量に取り組みます。		★	
① マイバッグの持参や資源化などで燃やすごみを減量します。	★	★	★
② 決められた分別方法の徹底をします。	★	★	★
② 事業系ごみは排出者責任のもとで処理を行うとともに、許可業者による収集・搬入を行います。		★	
③ 環境美化活動に参加します。	★	★	★
③ ごみのポイ捨てやペットのふんの放置をしません。	★		★
③ 不法投棄を発見した場合は市へ通報します。	★	★	★

コラム

プラスチックごみ

天城連山から狩野川、そして駿河湾へと流れる水の流れは、私たちの暮らしと産業を支えています。しかし、私たちの生活で発生したごみも川を下り、海洋ごみとなって海の生物の脅威となっています。特にプラスチックごみは、餌と間違えて捕食されたり、徐々に破碎されて5mm以下の「マイクロプラスチック」となって生物の体内に取り込まれることが問題となっています。



これらを解決するためには、ごみを資源と捉え循環させる「循環経済(サーキュラーエコノミー)」への転換が重要です。本市も「伊豆市ゼロカーボン戦略」の中で、2050年までに「プラスチックごみ排出ゼロ」を宣言しています。暮らしや事業活動のなかでのごみの減量やリサイクル、ポイ捨てや不法投棄の防止、清掃活動への参加など、一人ひとりの行動で豊かな海を未来へ繋ぎましょう。

5

基本目標4：脱炭素を実現するまち
脱炭素なまちづくり

現状と課題

- 市域からの二酸化炭素排出量は減少傾向にありますが、パリ協定や2050年カーボンニュートラルなど、世界や国の目標、本市の「伊豆市ゼロカーボン戦略」の実現のためには、さらなる二酸化炭素排出量の削減が必要です。市民アンケートでも、地球温暖化対策は満足度が低く、行政への期待が高い重点課題として位置づけられています。
- 近年、本市周辺でも年平均気温が上昇し、集中豪雨の激甚化による自然災害の多発や、自然生態系、農林水産業への影響も懸念されており、これらの影響に対する適応策を推進する必要があります。
- 本市の特徴として、運輸部門からの温室効果ガス排出量が全体の約4割(41.4%)を占め、市民の通勤・通学手段も自動車が多く、公共交通機関の利用者低迷も継続している一方で、電気自動車等の保有台数は増加しており、今後も公共交通機関や自転車の利用促進、次世代自動車の普及が必要です。
- 本市の広大な森林や沿岸に生育する海草などは、グリーンカーボンやブルーカーボンなどと呼ばれ、二酸化炭素の吸収に貢献しているため、今後もこれらの吸収源を保全管理していく必要があります。



環境指標

	基準値 2024(R6)年度	目標値 2030(R12)年度	目標値 2035(R17)年度
市域の温室効果ガス排出量削減率 (2013年度比)	-29.5% (2022年度)	-46.6%	中間見直し時に 設定
市の事務事業の温室効果ガス排出量削減率 (2016年度比)	-19.6% (2021年度)	-51.1%	中間見直し時に 設定
電気自動車等*1普及率(対乗用車)	36.4% (2025年度)	48%	60%

*1 電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車

市の取組

①気候変動対策を総合的に推進します | 環境衛生課

- ◇ 2050年カーボンニュートラルに向けた「伊豆市ゼロカーボン戦略」や「伊豆市地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）」を推進します。【環境衛生課】
- ◇ 「伊豆市気候変動適応計画」に基づき、気候変動への適応策を総合的に推進します。【環境衛生課】

②エコドライブや次世代自動車を普及します | 環境衛生課・資産経営課・各施設所管課

- ◇ エコドライブの取組を促進します。【区域施策】【環境衛生課】
- ◇ 次世代自動車の普及を促進します。【環境衛生課】
- ◇ 公用車の次世代自動車への切り替えを行います。【区域施策】【資産経営課】
- ◇ 公共施設などに電気自動車の充電設備を設置します。【資産経営課・各施設所管課】

③公共交通機関の利用を促進します | 地域づくり課・健康長寿課・学校教育課

- ◇ 交通の脱炭素化と高齢化社会への対応に向け、高齢者向けの路線バス割引、福祉タクシー・鉄道・バス利用への助成、小中学生や高校生の通学費補助などにより、公共交通の利用を促進します。【地域づくり課・健康長寿課・学校教育課】
- ◇ 地域特性に応じた新たな公共交通の体系を検討します。【地域づくり課】

④二酸化炭素の吸収を促進します | 農林水産課・都市計画課・環境衛生課

- ◇ 森林吸収源の機能向上につながる森林整備を推進します。【農林水産課】
- ◇ 市内建築物での市産材の使用を推進します。【農林水産課】
- ◇ 公園・緑地を整備します。【都市計画課】
- ◇ 土肥海岸の藻場・海草をブルーカーボンなどの環境教育に活用します。【環境衛生課】

市民・事業者・滞在者の取組

市民 事業者 滞在者

① 「伊豆市ゼロカーボン戦略」や「伊豆市地球温暖化対策実行計画」の推進に協力します。	★	★	★
② エコドライブを実践し、公共交通機関や自転車の積極的な利用をします。	★	★	★
③ 公共交通機関や自転車を積極的に利用します。	★	★	★
④ 森林整備や里山づくりへの参加、市産材を利用します。	★	★	★

コラム 地域づくり協議会による買い物、高齢者送迎支援サービス

伊豆市地域づくり協議会は、住民が主体となって旧小学校区単位で地域課題に取り組み、最大500万円の交付金を活用しながら多様な生活支援を展開する、全国的にも先進的で画期的な地域運営のしくみです。このうち、湯ヶ島地区、月ヶ瀬地区の地域づくり協議会では、高齢化や交通手段の不足などによって買い物が困難な住民を支援するため、買い物支援サービスを行っています。また、中大見地域づくり協議会では、高齢者送迎サービス支援を行っています。これは地域の課題を住民主体で解決する取り組みの一環であり、単なる移動手段の提供にとどまらず、地域の絆を深めるしくみとしても注目されています。

6

基本目標4：脱炭素を実現するまち

エネルギーの有効利用



現状と課題

- 市域の再生可能エネルギー電力比率は40.8%（2023年度）ですが、2050年カーボンニュートラルの実現のためには、さらなる再生可能エネルギーの普及が必要です。そのなかで、大規模な再生可能エネルギー設備については、「伊豆市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例」の周知徹底が必要です。
- LED照明の導入は進んでいるものの、ZEH・ZEBや断熱リフォーム、蓄電池などの省エネルギー型設備については今後の普及が期待されており、「クルポ」や「デコ活」のような行動変容を促す取組の推進が必要です。



環境指標

再生可能エネルギー電力比率	基準値 2024(R6)年度	目標値 2030(R12)年度	目標値 2035(R17)年度
	40.8% (2023年度)	50%	57%

市の取組

①再生可能エネルギーの利用を拡大します | 環境衛生課・都市計画課

- ◇ 太陽光発電設備等の導入のための補助や普及啓発を行います。【区域施策】【環境衛生課】
- ◇ 「伊豆市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例」を周知します。【都市計画課】
- ◇ 再エネ電力利用への切り替えの啓発・普及促進を図ります。【区域施策】【環境衛生課】
- ◇ 民間事業者と連携して小水力発電の導入を検討します。【環境衛生課】

②省エネルギーの建物・設備を普及します | 資産経営課・各施設所管課・環境衛生課・都市計画課

- ◇ 公共施設における省エネルギー設備について積極的に検討・導入します。【区域施策】
【資産経営課・各施設所管課】
- ◇ ZEH・ZEB、建築物の断熱リフォーム・高効率給湯器・省エネ改善等の普及を促進します。【区域施策】
【環境衛生課】
- ◇ 長期優良住宅の普及を促進します。【都市計画課】
- ◇ V2Hなど省エネルギー型の設備の導入支援を検討します。【区域施策】
【環境衛生課】

③省エネルギーの行動を実践します | 環境衛生課

- ◇ クルポ（環境に配慮した行動をするとポイントが付与される静岡県の事業）やデコ活（国が推進する脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）など、省エネルギー行動の実施を推進します。【区域施策】【環境衛生課】
- ◇ 環境イベントなどで地球温暖化防止活動の周知・啓発をします。【区域施策】【環境衛生課】
- ◇ うちエコ診断など家庭のエネルギー診断を推進します。【環境衛生課】
- ◇ 事業者向け省エネルギー診断や温室効果ガス排出量の診断を支援します。【区域施策】
【環境衛生課】
- ◇ 地球温暖化対策に係る人材育成を事業者と連携して行います。【区域施策】【環境衛生課】

市民・事業者・滞在者の取組

市民

事業者

滞在者

① 再生可能エネルギーの導入、再エネ電力への切り替えを検討します。	★	★	★
① 「再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例」を遵守し、再生可能エネルギーの導入を検討します。		★	
② ZEH・ZEB、省エネルギー型の建物改修（断熱リフォームなど）、V2Hなどの設備の導入を検討します。	★	★	
③ クルポの活用やデコ活を参考とし、省エネルギー行動を実践します。	★	★	★
③ うちエコ診断や事業者向け省エネルギー診断を実施します。	★	★	
③ 環境イベント等を通じて、地球温暖化防止活動への理解を深めます。	★	★	★
③ 地球温暖化対策に関する人材育成において市と連携し、社内の意識向上と専門知識の習得を図ります。		★	

コラム

温暖化対策アプリ「クルポ」

静岡県では、地球温暖化対策アプリ「クルポ」を活用して、身近に楽しみながら温室効果ガスの削減に取り組んでいただけるよう、県民運動「ふじのくに COOL チャレンジ」を展開しています。

脱炭素アクション（協力店での食べきりや、リサイクル BOX の利用、えねシェアなど）に応じてポイントを付与し、抽選で県内事業者の食事券や商品券などが当たります。



【資料：静岡県地球温暖化防止活動推進センター・静岡県】

7

基本目標5：環境を守るために取り組むまち
環境教育等の推進

現状と課題

- 市民・事業者の約8割～9割が高い環境意識を示す一方で、10代・20代では「あまり関心がない」という回答も多く、若年層への働きかけが課題です。
- インバウンドなど観光客の増加による環境への影響が懸念されており、情報提供や呼びかけが必要です。
- 「クリーンセンターいす」「リサイクルセンター」の見学会、「アース・キッズチャレンジ」「森のようちえん」など多様な環境教育・環境保全活動は行われていますが、人の成長段階や各場所に応じた学習機会のさらなる充実が求められます。特に森林・河川・海岸など、本市の豊かな自然環境を活用した環境教育・環境学習が期待されます。
- 市の広報誌やSNS等で環境情報は発信されているものの、市民・事業者の自発的な取組や地域での環境保全活動をさらに活性化させるための情報提供や支援が求められます。



環境指標

	基準値 2024(R6)年度	目標値 2030(R12)年度	目標値 2035(R17)年度
環境関係の体験講座への参加者数	321人/年	500人/年	700人/年

市の取組

①意識向上の呼びかけをします | 環境衛生課

- ◇ 広報誌やSNS等を通じた環境についての情報を発信します。【環境衛生課】

②環境学習を充実させます | 学校教育課・社会教育課・環境衛生課・観光商工課・農林水産課

- ◇ 学校での環境教育で民間団体と連携します。【学校教育課】
- ◇ 公民館や図書館などの生涯学習支援機能の充実を図ります。【社会教育課】
- ◇ 環境学習イベント等を開催します。【環境衛生課】
- ◇ 環境関連施設での見学会を実施します。【環境衛生課】
- ◇ 伊豆半島ジオパークの出前講座を実施します。【観光商工課】
- ◇ 森林環境譲与税を活用した森林環境教育を実施します。【農林水産課】

③環境活動を活発にします | 地域づくり課

- ◇ 自治会等の活動の体制づくりを支援し、シビックプライド（地元愛）による環境活動の支援を行います。【地域づくり課】

市民・事業者・滞在者の取組

	市民	事業者	滞在者
① シンポジウムや研修会に積極的に参加します。	★	★	★
① 広報誌、インターネット、SNSなど様々な媒体で市が発信する環境情報を収集し、生活・事業活動に活かします。	★	★	★
① 市内を観光する際には、ごみやエネルギー、生活環境、自然環境などに影響が出ないように配慮します。	★	★	★
② 学校での環境教育や、公民館・図書館などの生涯学習支援機能を利用して環境学習を深めます。	★		
② 環境学習イベント、環境関連施設の見学会、出前講座など、市が提供する学習機会や活動に積極的に参加します。	★	★	★
② 家庭や事業所、地域での環境学習に参加します。	★	★	
③ 環境に配慮した事業を行う事業者を支援します。	★		
③ 市民・事業者・地域・市と連携し、環境活動の体制づくりに協力します。	★	★	
③ 環境保全活動に積極的に参加します。	★	★	★

コラム

伊豆市の自然は学びのフィールド

私たちの伊豆市は、日本百名山の一つである天城連山の深い森、市内を流れる狩野川などの河川、そして豊かな恵みをもたらす駿河湾に囲まれ、まさに自然そのものが環境を学ぶための広大な「学びのフィールド」です。この恵まれた環境を活かし、市内では子どもから大人まで、多様な世代が参加できる環境教育や環境保全活動が活発に行われています。これらの多様な環境教育・環境保全活動は、豊かな自然を守るだけでなく、地域への愛着と誇り（シビックプライド）を育み、未来の伊豆市を担う人材を育成することにもつながります。

森林



- 森林・林業体験
- 森のようちえん
- 環境保全団体による里山保全活動
- 天城山自然観察会

河川



- 水生生物観察会
- アユの放流
- 狩野川クリーンアップ大作戦
- 水恋鳥広場水遊び

海



- みんなのクリーンウォーク＆ヨガ
- 観光協会・地域有志などによる海岸清掃
- 土肥海岸の海草の観察・飼育活動

まち



- クリーンセンターいづの見学
- 花いっぱい活動（花壇）
- アース・キッズチャレンジ

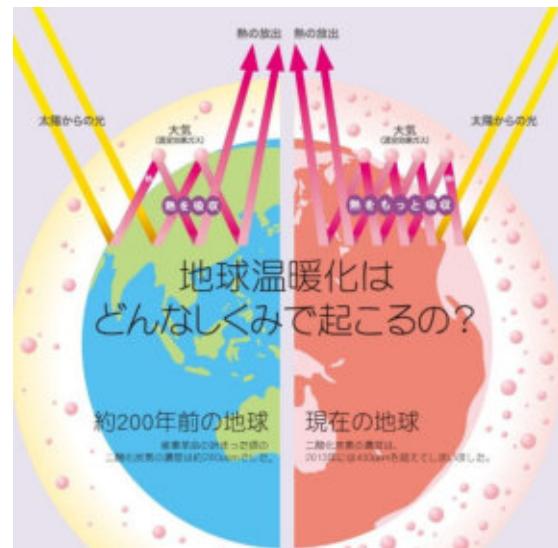
第5章 伊豆市地球温暖化対策実行計画 (区域施策編)

第1節 計画策定の背景

①地球温暖化と気候変動の影響

太陽からの光は地球の大気を素通りして地面を暖め、その地表から放射される熱を温室効果ガスが吸収し大気を暖めています。これにより地球の温度は保たれていますが、近年、産業活動が活発になり、二酸化炭素、メタン、さらにはフロン類などの温室効果ガスが大量に排出されて大気中の濃度が高まり、熱の吸収が増えた結果、気温が上昇し始めています。これが地球温暖化です。

地球温暖化の進行に伴う気候変動の影響として、気温上昇や災害、生態系の変化のほか、健康被害などが発生すると予測されています。



地球温暖化の発生のしくみ

【資料：全国地球温暖化防止活動推進センター】

②国際的な動向

世界では、2015年（平成27）年9月に「持続可能な開発のための2030年アジェンダ」が採択、「SDGs（持続可能な開発目標）」が設定され、その目標（ゴール）には直接的な気候変動への対策が設定されています。また、同年に国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）が開催、「パリ協定」が採択され、世界の平均気温の上昇を産業革命前と比べて2.0℃より十分低く保つとともに（2℃目標）、1.5℃に抑える努力をすること（1.5℃目標）とし、全ての国々が地球温暖化対策に取り組んでいく枠組が構築されました。

③国内の動向

日本では2020（令和2）年、2050（令和32）年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言し、翌2021（令和3）年には「2030（令和12）年度の温室効果ガスの削減目標を2013（平成25）年度比46%削減、さらに高みを目指す」旨が公表され、脱炭素社会の実現を目指した取組が進められています。2025（令和7）年2月には「地球温暖化対策計画」が閣議決定され、温室効果ガスの削減目標として2013（平成25）年度比で2035（令和17）年度に60%削減、2040（令和22）年度に73%削減が掲げされました。

④静岡県の動向

静岡県は、2022（令和4）年3月に「第4次静岡県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定し、「2030年度の温室効果ガスの削減目標を2013年度比46.6%削減」を掲げています。

また、適応策については2019（平成31）年3月に「静岡県の気候変動影響と適応取組方針」を策定しました。

⑤伊豆市の動向

本市では、これまで市ウェブサイトへの掲示などにより、地球温暖化対策に関して、環境に配慮した暮らしなどの啓発を実施してきました。また、脱炭素社会の実現に向けて2022（令和4）年6月20日に、伊豆市ゼロカーボン戦略「かけがえのない地球を守る小作戦」を宣言しました。宣言では、2050（令和32）年までにカーボンニュートラルとプラスチックごみ排出ゼロなどを目指しています。

また、本市では静岡県発行「グリーンボンド（環境債）」の購入（令和4年9月29日）などの取組を行っています。静岡グリーンボンド発行による調達資金は、市が期待する創エネルギーの推進や良好な森林環境の維持に関連した事業などに活用されます。



伊豆市ゼロカーボン戦略「かけがえのない地球を守る小作戦」宣言

近年、地球温暖化を要因とする気候変動は、記録的な豪雨や猛暑、干ばつや海面上昇など、国内外で深刻な影響をもたらしており、温室効果ガスの排出削減に向けたパリ協定の採択やSDGsの推進など、国際社会の取組が急速に進んでいます。

政府は「2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言しました。これにより、各計画及び戦略の見直しを加速させ、国を挙げて脱炭素社会の実現に取り組んでいくことが示されました。

また、2019年6月に開催されたG20大阪サミットでは、2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指すという「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が、日本の提案により共有されました。

大気を守ること、大地を守ること、大洋を守ることは、いずれも人類にとって歴史的使命であると確信し、美しい伊豆創造を目指す伊豆市も同じ責務を有しています。

伊豆市は2050年までにカーボンニュートラルとプラスチックごみ排出ゼロを目指し、次の戦略を着実に推進することを宣言します。

伊豆市ゼロカーボン戦略「かけがえのない地球を守る小作戦」

- 1 化石燃料に頼らない「脱化石燃料」、自然環境を守りながら新たなエネルギーを創出、消費する「創エネ」を推進します。
- 2 市域内木材の活用促進に努め、無秩序な森林開発を抑制し、良好な森林環境を維持していくための整備を推進します。
- 3 狗野川の源流を有することに誇りを持ち、プラスチックごみを海洋汚染の原因としないよう、プラスチック製品の適正な処理に努めるとともに、脱プラスチック社会の実現を目指します。

令和4年6月20日

伊豆市長

菊地 豊

伊豆市ゼロカーボン戦略
「かけがえのない地球を守る小作戦」宣言文

第2節 計画の基本的事項

①計画の目的

「伊豆市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」（以後、本実行計画という。）は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条第4項に基づく、本市の自然的・社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する事項を定めた計画です。なお、本実行計画は、2024（令和6）年3月に策定しましたが、「第2次伊豆市環境基本計画」の「第5章 伊豆市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」として掲載します。

また、本実行計画は、「気候変動適応法」第12条に基づく、本市の状況に応じた気候変動適応に関する施策を推進するために定めた「伊豆市気候変動適応計画」を含むものとします。

②計画の対象とする温室効果ガスの種類

本実行計画では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」の第2条第3項に規定される次の7種類（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六フッ化硫黄、三フッ化窒素）の温室効果ガスのうち、その大部分を占める二酸化炭素を対象とします。

温室効果ガスの種類と発生源

温室効果ガス	排出源
二酸化炭素 (CO ₂)	化石燃料の燃焼、電気の使用 など
メタン (CH ₄)	燃料の燃焼や水田、廃棄物の埋立、家畜の腸内発酵 など
一酸化二窒素 (N ₂ O)	燃料の燃焼や下水汚泥の処理、家畜の排泄物 など
ハイドロフルオロカーボン類 (HFC)	エアコンや冷蔵庫の使用 など
パーフルオロカーボン類 (PFCs)	半導体の製造プロセス など
六フッ化硫黄 (SF ₆)	電気の絶縁体 など
三フッ化窒素 (NF ₃)	半導体の製造プロセス など

③計画の期間

本実行計画は「第2次伊豆市環境基本計画」よりも先行して策定されたため、計画期間が異なりますが、2024（令和6）年度から2030（令和12）年度までの7年間を計画期間とします。

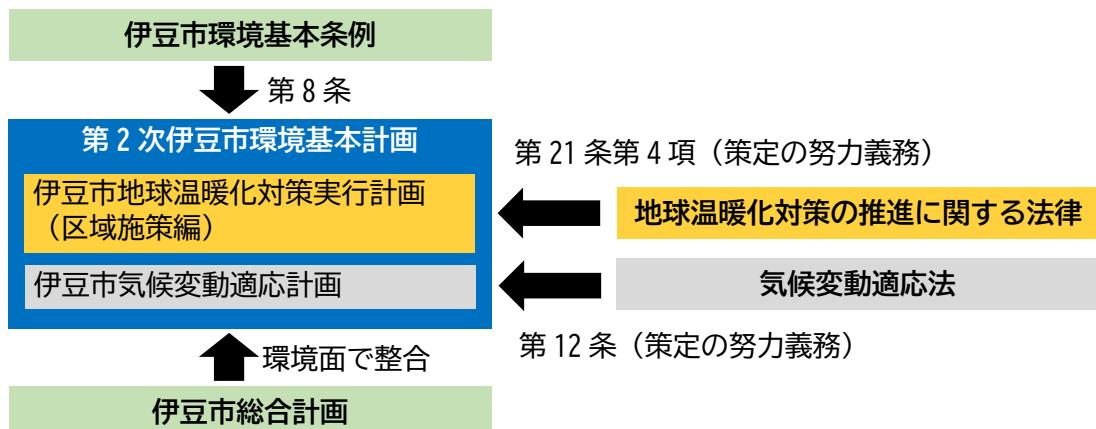
なお、2030（令和12）年度に予定される「第2次伊豆市環境基本計画」の中間見直しに合わせて、実行計画を見直します。

	2024（R6） 年度	2026（R8） 年度	2030（R12） 年度	2035（R17） 年度
伊豆市地球温暖化対策実行計画 (区域施策編)	計画開始		計画見直し	次期計画
第2次伊豆市環境基本計画		計画開始	中間見直し	計画見直し

④上位計画や関連計画との位置づけ

本実行計画の推進に当たっては、上位計画の「伊豆市総合計画」や「伊豆市環境基本計画」など、市が策定する各種計画及び実施する事業等との整合・連携を図ることとします。

また、「伊豆市気候変動適応計画」との整合を図ります。



⑤計画の実施・進捗管理

●推進体制

本実行計画の推進体制として、市民・事業者・行政等の多様な主体が連携して取り組む体制を構築・運営します。庁内体制は、市長をトップとし、全ての部局が参画する横断的な庁内体制の構築・運営を検討します。

さらに、地域の脱炭素化を担当する部局・職員における知見・ノウハウの蓄積や、庁外部署との連携や地域とのネットワーク構築等も重要であり、庁外体制の構築についても検討を進めます。

●進行管理

上述した推進体制に基づき、庁内関係部局や庁外ステークホルダーとの適切な連携の下に、各年度において実施すべき対策・施策の具体的な内容を検討し、着実に実施します。

毎年度、区域の温室効果ガス排出量について把握するとともに、その結果を用いて計画全体の目標に対する達成状況や課題の評価を実施します。また、各主体の対策に関する進捗状況、個々の対策・施策の達成状況や課題の評価を実施します。さらに、それらの結果を踏まえて、毎年1回、区域施策編に基づく施策の実施の状況を公表します。

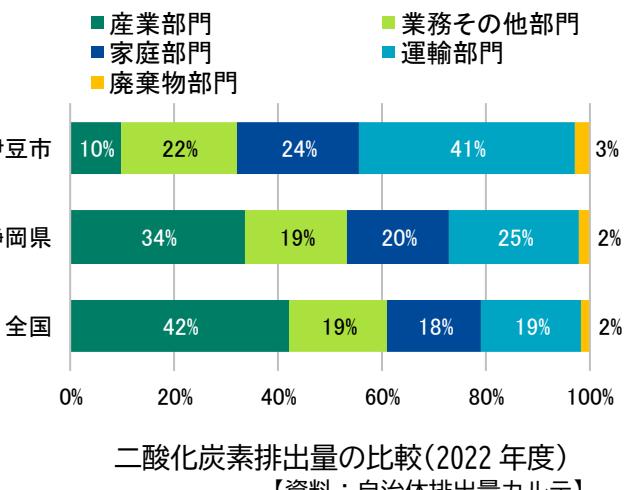
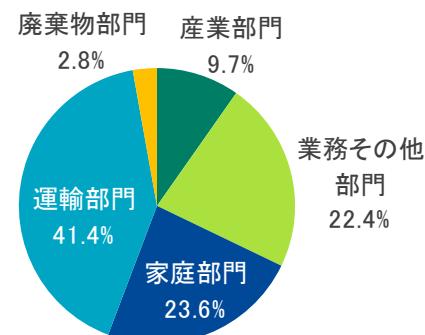
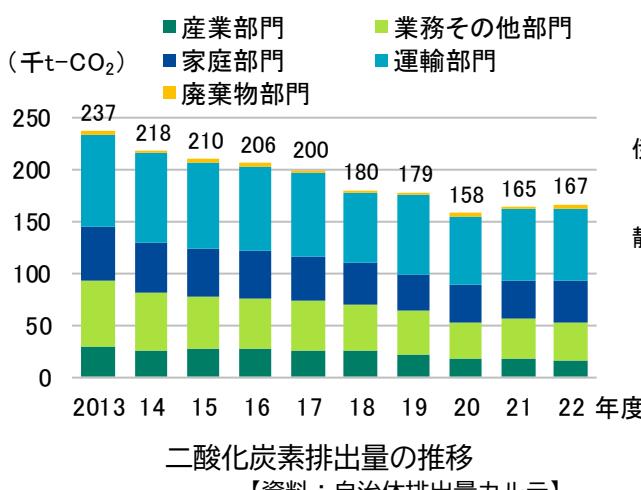
毎年度の進捗管理・評価の結果や、今後の社会状況の変化等に応じて、適切に見直すこととします。

第3節 温室効果ガス排出量の推計

①温室効果ガス排出量の現況推計

●市域の二酸化炭素排出量は減少しています

本市における2022（令和4）年度の二酸化炭素排出量は、運輸部門（41.4%）が全体の約4割を占めており、次いで家庭部門（23.6%）、業務その他部門（22.4%）、産業部門（9.7%）、廃棄物部門（2.8%）となっています。2013（平成25）年度比では、29.5%減少しています。また、全国や静岡県と比較すると、本市は運輸部門の割合が多く、産業部門の割合が少ないことなどが特徴です。



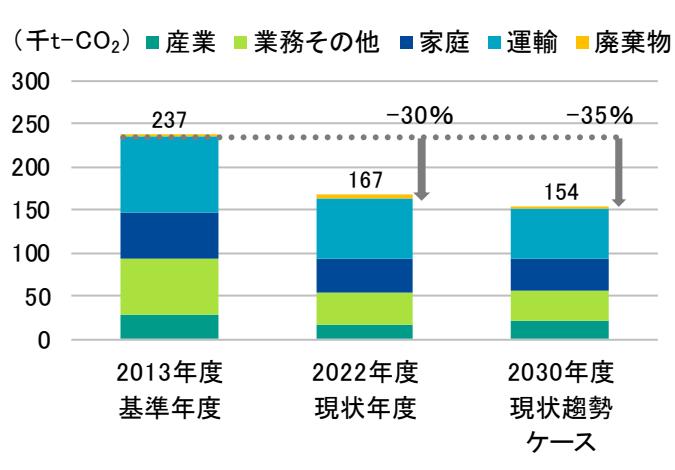
②区域の温室効果ガスの将来推計（現状趨勢ケース、対策実施ケース）

●現状趨勢ケース

現状趨勢（すうせい）ケースは、今後追加的な対策を行わないケースであり、将来の総量目標を策定する際の基準排出量として用いられます。

現状趨勢ケースの将来推計は、2020（令和2）年度を現状年度と設定し、環境省「自治体排出量カルテ」に基づき、経年水位のグラフを活動量の推移として算定しました。

本市の現状趨勢ケースを推計した結果、2030（令和12）年度は2013（平成25）年度比で35%減少となりました。



分野別の活動量及び2030年度活動量の変化

部門		活動量		2020年度	2030年度目標年度想定	活動量の変化率(2020年度比)
産業	製造業	製造品出荷額等	億円	120.6	121.3	1.01
	建設業・鉱業	建設業・鉱業・従業者数	人	875	913	1.04
	農林水産業	農林水産業・従業者数	人	225	261	1.16
業務その他		業務その他・従業者数	人	10,352	10,395	1.00
家庭		世帯数	世帯	13,435	13,345	0.99
運輸	自動車	旅客	旅客自動車台数 ^{※1}	台	18,796	16,388
		貨物	貨物自動車台数 ^{※2}	台	6,877	5,996
	鉄道	人口	人	29,784	25,969	0.87
	船舶	入港船舶総トン数	トン	1,487,969	1,370,952	0.92
廃棄物（一般廃棄物）		一般廃棄物焼却量 ^{※3}	トン	8,398	8,257	0.98

※1：自動車台数の変化率は人口の変化率と同程度と想定

※2：伊豆市の目標人口（シミュレーション1）

※3：焼却施設の年間処理量

現状趨勢ケース排出量（単位は千t-CO₂）

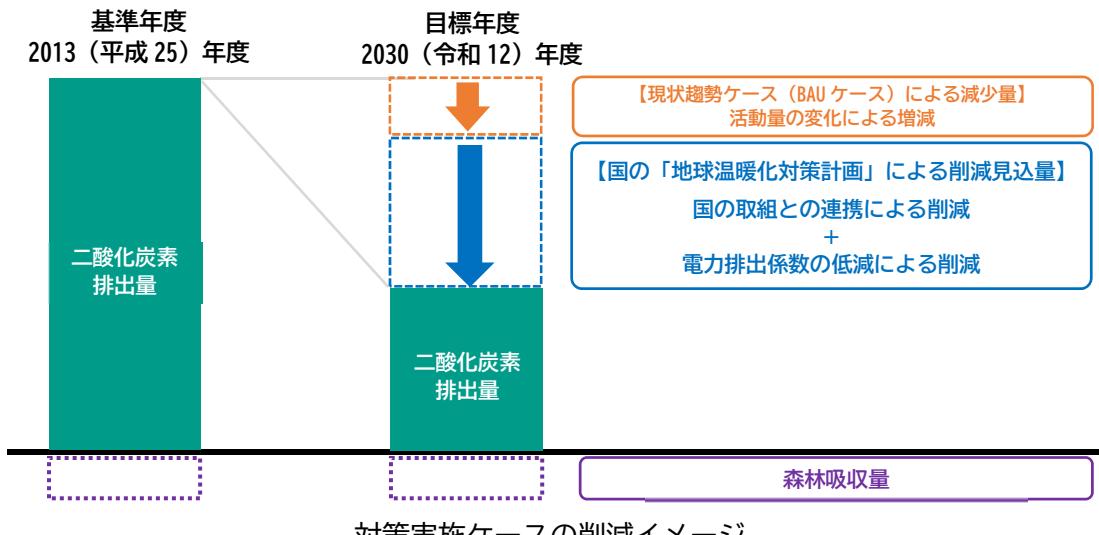
部門		2013年度基準年度排出量	2022年度排出量	現状趨勢ケース2030年度排出量	現状趨勢ケース2013年度比削減量	現状趨勢ケース2013年度比削減率
産業	製造業	10	6	6	4	—
	建設業・鉱業	3	2	2	1	—
	農林水産業	17	11	13	3	—
	計	29	16	21	8	28%
業務その他		65	37	35	30	46%
家庭		52	39	37	15	29%
運輸	自動車	旅客	36	26	23	—
		貨物	37	31	27	—
		計	73	57	50	—
	鉄道	3	2	2	1	—
船舶		13	8	8	6	—
計		89	69	59	29	33%
廃棄物（一般廃棄物）		2.6	4.7	2.4	0.2	8%
合計		237	167	154	83	35%

注) 四捨五入のため合計が一致しない場合がある。

●対策実施ケース

温室効果ガス削減可能量の試算を含む対策実施したケースを推計しました。以下の図に示すとおり、国の「地球温暖化対策計画」に示される削減見込量を算出し、現状趨勢ケースにおいて算出した温室効果ガス排出量から控除するものとして推計しました。

削減見込量の試算は、国の「地球温暖化対策計画」から、本市に関連する事項（対策）を抽出し、実施しました。国の取組との連携による削減見込量、及び電力排出係数の低減による本市分の削減見込量を算出した結果、温室効果ガス削減見込量は約 27.6 千 t-CO₂となりました。



対策実施ケースの削減見込量を推計する根拠とした資料・条件

根拠	根拠となる資料・条件
国の取組との連携による削減	国の「地球温暖化対策計画」における各種対策による排出削減及び省エネの見込量から、伊豆市分を按分した。
電力排出係数の低減	東京電力エナジーパートナー（株）の電力排出係数及び、2030（令和 12）年度電力排出係数は「2030 年度におけるエネルギー需給の見通し」に基づく、2030 年度の全電源平均の電力排出係数 0.25kg-CO ₂ /kWh とした。

【資料：地球温暖化対策計画】

国の取組との連携等による削減見込量（2030 年度）

項目	主な取組事項	二酸化炭素排出量（千 t-CO ₂ ）
産業部門	FEMS（工場・プラント施設のエネルギー・マネジメントシステム）を利用した徹底的なエネルギー管理の普及支援等	0.07
家庭部門・業務その他部門	脱炭素型ライフスタイルへの転換（デコ活推進）等	0.02
運輸部門	公共交通機関及び自転車の利用促進（自転車の利用促進）等	0.06
電力排出係数の低減	産業部門 家庭部門 業務その他部門	1.5 13.5 12.4
合計		27.6

【資料：地球温暖化対策計画】

第4節 温室効果ガス排出量の削減目標

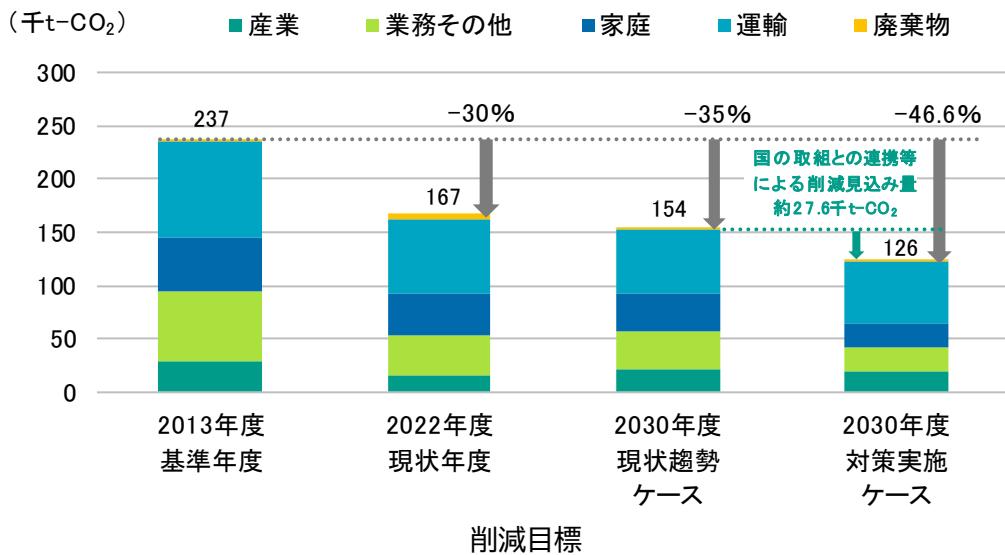
①国・静岡県の温室効果ガス排出量の削減目標

国の「地球温暖化対策計画」における温室効果ガス削減目標は、「2030（令和12）年度において2013（平成25）年度比46%削減（さらに、50%の高みに向けて挑戦を続ける）」です。

また、静岡県の「第4次静岡県地球温暖化対策実行計画」における温室効果ガス削減目標は、「2030（令和12）年度において2013（平成25）年度比46.6%削減（さらなる高みを目指す）」です。

②伊豆市の温室効果ガスの削減目標

国のカーボンニュートラル宣言や「地球温暖化対策計画」における目標と削減見込量、「第4次静岡県地球温暖化対策実行計画」を踏まえて、本市の削減目標は、「2030（令和12）年度において2013（平成25）年度比46.6%削減」とします。なお、2030（令和12）年度の目標達成後も国や県の動向、最新の科学的知見を踏まえ、2035（令和17）年度の目標設定を検討します。



削減目標（単位は千t-CO₂）

部門	2013年度 実績 (基準年度)	2022年度 実績 (現状年度)	2030年度 現状趨勢 ケース 推計	2030年度 削減 見込量	2030年度 排出量 (目標年度)	削減割合目標 (基準年度比)	
						2030年度 目標	〈参考〉 静岡県※
産業	29	16	21	-1.6	19	-33.5%	-39.2%
業務その他	65	38	35	-12.4	22	-65.7%	-69.8%
家庭	52	39	37	-13.5	23	-54.9%	-47.5%
運輸	89	69	59	-0.1	59	-33.3%	-26.9%
廃棄物	3	5	2	-	2	-7.9%	-36.0%
合計	237	167	154	-27.6	126	-46.6%	-46.6%
森林吸収量***	45	-	-	-	-	2013年度維持	-

注) 四捨五入のため合計が一致しない場合がある。

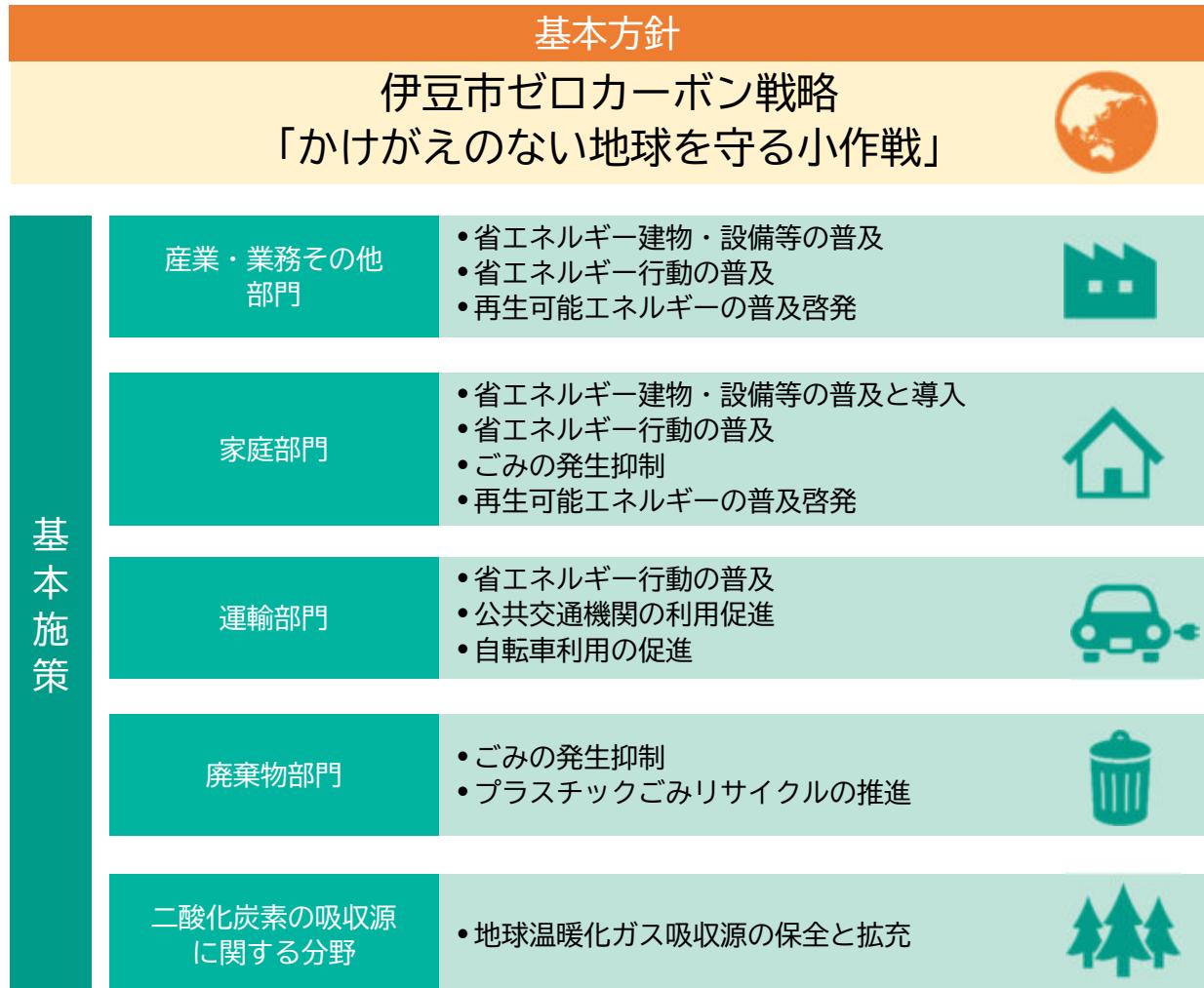
※県目標は、森林吸収量を考慮した値として2013年比46.6%削減相当

※※森林吸収量は、「第4次静岡県地球温暖化対策実行計画」より森林面積による伊豆市の按分値

第5節 温室効果ガス排出削減等に関する対策・施策

①基本方針・基本施策

本市は、「伊豆市ゼロカーボン戦略～かけがえのない地球を守る小作戦～」を宣言し、2050年までにカーボンニュートラルとプラスチックごみ排出ゼロを目指しています。この基本方針の実現に向けては、以下のとおり5つの施策を柱として推進します。



基本方針と基本施策

②各部門・分野での対策及び取組

本実行計画では、産業・業務その他部門、家庭部門、運輸部門、廃棄物分野、二酸化炭素の吸收源の5つの基本施策を掲げており、基本施策ごとに「年度別導入施策イメージ」「導入施策イメージ」を策定しました。

●産業・業務その他部門



産業部門には農林水産業・製造業、業務その他部門には、地域の代表的な産業である宿泊・飲食サービス業が含まれます。こうした代表的な産業となる事業者を中心に、省エネルギー行動に対する意識啓発として省エネルギー診断や省エネルギーに向けた設備導入促進等を通じて、環境負荷の低減を目指します。

【年度別導入施策イメージ】

基本施策	取組項目	年度					
		2024	2025	2026	2027	2028	2029
省エネルギー建物・設備等の普及	省エネルギーに向けた設備導入促進		検討・協議			検討・実施	
省エネルギー行動の普及	省エネルギー行動の推進	継続実施		検討・協議		検討・実施	
	環境イベントへの参加促進		検討・協議			検討・実施	
	地球温暖化対策に係る人材育成促進		検討・協議			検討・実施	
	脱炭素型ライフスタイルへの転換促進		検討・協議			検討・実施	
	エネルギーマネジメントシステム普及促進	診断補助実施		検討・協議		検討・実施	
再生可能エネルギーの普及啓発と導入検討	再生可能エネルギー発電設備等の導入促進		検討・協議			検討・実施	
	再生可能エネルギーによる電力利用への切り替え促進		検討・協議			検討・実施	

【導入施策イメージ】 短期：2024～2027年度、長期：2027年度以降めやす

取組項目	導入時期	段階	取組内容
省エネルギーに向けた設備導入促進	短期	検討・協議・実施	省エネルギー型の設備に関する導入促進・支援の検討（V2H充放電設備の補助金）
	長期		公用車更新、新規導入等の場合は、低公害車の導入を検討
	短期	検討・協議・実施	公共施設における省エネルギー設備について積極的に検討・導入
省エネルギー行動の推進（脱炭素型ライフスタイルへの転換促進等）	短期	検討・協議・実施	パンフレット等での環境意識呼びかけ、省エネルギー行動の実践
	長期		環境に配慮した事業の消費者、滞在者へのPR
環境イベントへの参加促進	短期	検討・協議・実施	シンポジウムや研修会の開催、市の環境を活かしたイベント等開催・参加促進
地球温暖化対策に係る人材育成促進	長期	検討・協議・実施	環境調和型観光業の育成、産業力協力会議の実施検討
	短期	検討・協議・実施	事業者団体等との体制づくり
	長期		

【導入施策イメージ】 短期：2024～2027年度、長期：2027年度以降めやす

取組項目	導入時期	段階	取組内容
エネルギー・マネジメントシステム普及促進	短期	検討・実施	事業者向け省エネルギー診断・温室効果ガス排出量診断事業
再生可能エネルギー発電設備等の普及啓発・促進	長期	検討・協議	再生可能エネルギーの導入促進に関する普及啓発、再生可能エネルギーの活用促進
再生可能エネルギーによる電力利用への切り替えの啓発・普及促進	長期	検討・協議・実施	小売電気事業者が提供する再エネ電気プランの情報提供・切り替え促進

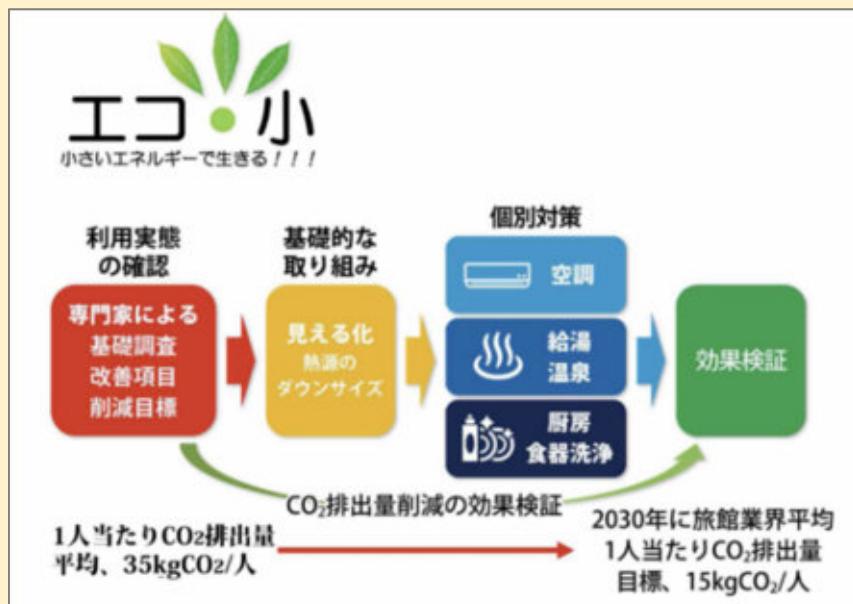
コラム

温泉旅館の脱炭素の取組

公益社団法人国際観光施設協会は、小さなエネルギーでエコロジカルに施設を運営する「エコ・小」活動を10年間継続し、環境省「節電・CO₂削減のための実践促進モデル事業」や観光庁「宿泊業の生産性向上推進事業」など10余りの事業などで、全国で100軒余りの温泉旅館の実態調査を実施しています。

温泉旅館はエネルギー利用の無駄が多く、利用客1人当たりCO₂排出量は30～35kg/日と、家庭の10倍になり、昨今のエネルギー価格高騰で経営を圧迫しています。地球温暖化防止対策で宿泊施設の脱炭素化には無駄を無くし、設備を改善し、温泉、水、風などの地域エネルギーの利用有効に舵を切ることが必要です。

また、同協会では、1人当たり二酸化炭素排出量を自動計算するデータシートを公開しています。データシートは、給水、電気、油ガスの使用量と毎月の利用客数を調べることで、使い方の「ムダ」を探し、その改善方法を見つけるための基礎的な情報を得るためのシートを公開しています。



エコ・小活動

【資料：環境省デコ活サイト HP】

●家庭部門



家庭部門では、市民一人ひとりの取組となるため、たとえ小さな取組であっても、できるだけ多くの人が、継続して無理のない範囲で取り組む必要があります。このため、省エネルギー行動の普及を図り、推進するとともに、省エネルギー建物・設備等や再生可能エネルギーの普及と導入を進めることで、環境負荷の低減を目指します。

【年度別導入施策イメージ】

基本施策	取組項目	年度					
		2024	2025	2026	2027	2028	2029
省エネルギー建物・設備等の普及と導入	省エネルギーに向けた設備導入促進	V2H 補助導入		検討・協議		検討・実施	
	ZEH 宅の導入促進		検討・協議			検討・協議	
省エネルギー行動の普及	省エネルギー行動の実施推進	継続実施		検討・協議		検討・実施	
	環境イベントへの参加呼びかけ	継続実施		検討・協議		検討・実施	
	ライフ・ワークスタイルの転換推進		検討・協議			検討・実施	
ごみの発生抑制	ごみの減量化の徹底		継続実施				
	食品ロスの削減		継続実施				
再生可能エネルギーの普及啓発と導入検討	住宅への太陽光発電設備等の導入推進		検討・協議			検討・実施	
	再生可能エネルギーによる電力利用への切り替え促進		検討・協議			検討・実施	

【導入施策イメージ】 短期：2024～2027 年度、長期：2027 年度以降やす

取組項目	導入時期	段階	取組内容
省エネルギーに向けた設備導入促進	短期	検討・協議・実施	省エネルギー型の設備に関する導入・支援の検討（V2H充放電設備の補助金）
	長期	検討・協議・	省エネ設備（断熱リフォーム・高効率給湯器・省エネ改善等）の普及促進
省エネルギー行動の実施推進（ライフ・ワークスタイルの転換推進）	短期	検討・協議・実施	デコ活アクションの推進（省エネ、エコグッズ、食べ残しぜゼロ、テレワークやクールビズ・ウォームビズを含む普及啓発及び実践）
環境イベントへの参加呼びかけ	短期	検討・協議・実施	地球温暖化防止活動の周知・啓発
ごみの減量化の徹底	長期		
	短期	継続実施	燃やすごみの減量と資源化（水切り運動促進・啓発等）
	長期	継続実施	生ごみ処理容器（コンポスト等）の購入費補助金
食品ロスの削減	短期	継続実施	廃食用油の資源化（廃食用油・植物性のステーション回収と再利用事業）の継続と拡大
	長期	継続実施	食品ロス削減及び普及啓発（賞味期限等の正しい認識の周知、「3 キリ（水キリ、食べキリ、使いキリ）運動」の紹介、エコクッキングの啓発）
	短期	継続実施	地産地消の促進（農作物直売所設置促進、飲食店・宿泊施設等での地産地消の推進）

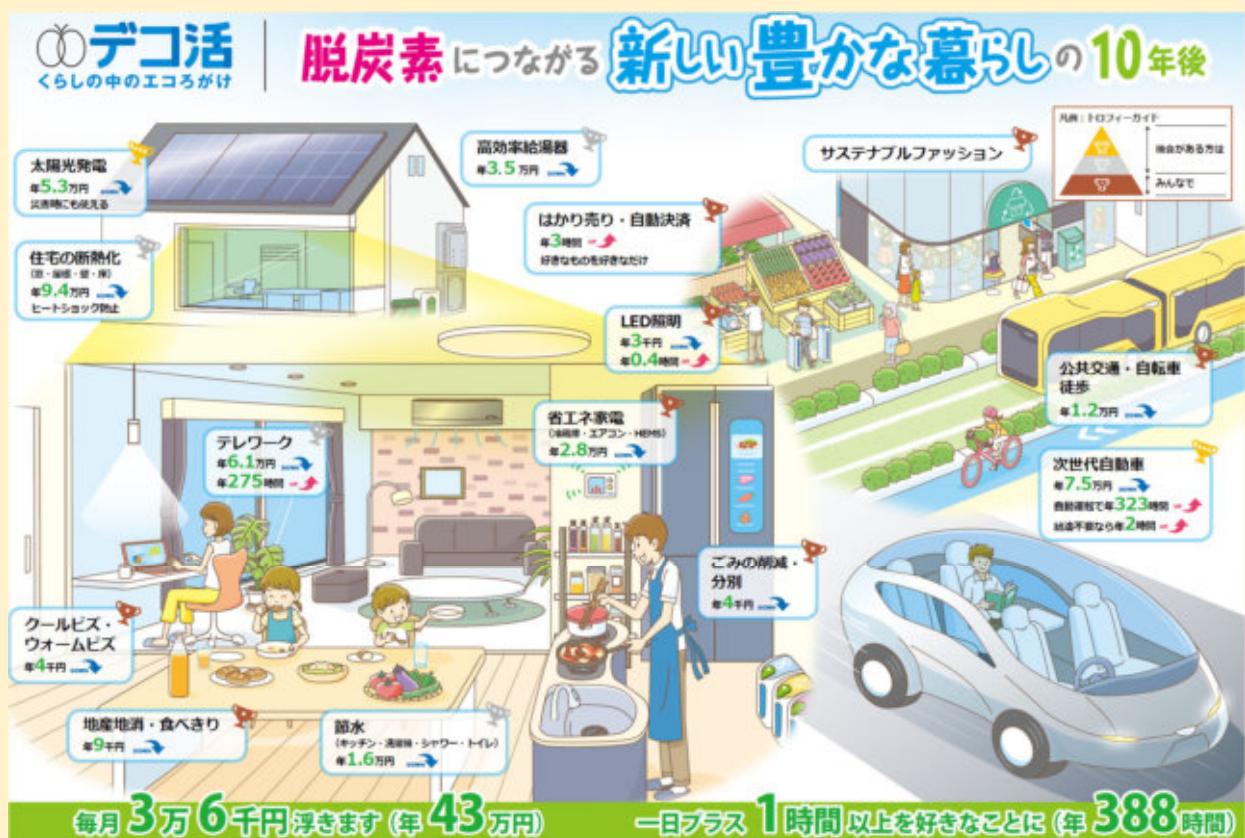
【導入施策イメージ】 短期：2024～2027年度、長期：2027年度以降めやす

取組項目	導入時期	段階	取組内容
住宅への太陽光発電設備等の導入の普及啓発	短期 長期	継続実施	伊豆市住宅用再生エネルギー機器設置費補助金による導入促進、蓄電池導入に関する補助金の検討
再生可能エネルギーによる電力利用への切り替えの啓発・普及促進	長期	検討・協議・実施	小売電気事業者が提供する再エネ電気プランの情報提供・切り替え促進

コラム

デコ活

国は、2050年カーボンニュートラル及び2030（令和12）年度の削減目標の実現に向けて、国民・消費者の行動変容、ライフスタイル変革を強力に後押しするため、「デコ活（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）」を展開中です。



【資料：環境省・デコ活】

●運輸部門



運輸部門では、二酸化炭素排出量における自動車起源の占める割合が高いため、自動車利用に関する行動変容、移動手段の選択等により環境負荷の低減を目指します。

【年度別導入施策イメージ】

基本施策	取組項目	年度						
		2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
省エネルギー行動の普及	エコドライブの促進	継続実施						
公共交通機関の利用促進	地球温暖化ガスの排出が少ない交通手段の選択推進	継続実施						
自転車利用の促進	移動手段としての自転車選択の推進	継続実施		検討・協議		検討・実施		

【導入施策イメージ】 短期：2024～2027年度、長期：2027年度以降めやす

取組項目	導入時期	段階	取組内容
エコドライブの促進	短期	継続実施	エコドライブの取組促進（法定速度を遵守、急発進、急停止しない）
地球温暖化ガスの排出が少ない交通手段の選択促進	短期	継続実施	利用しやすい公共交通・魅力向上事業：利用促進策の充実（シニア向け市内路線バス「いきいきバス」の販売）
移動手段としての自転車選択の推進	短期	継続実施	市民の自転車乗れる率100%に向けた取組（小学生向け自転車乗り方教室、シニア向け電動自転車教室開催）
	長期	検討・協議・実施	サイクルシェアリングのサービス拡充
	長期	検討・協議・実施	自転車を活用した健康づくりの推進（日本サイクルスポーツセンター等とともに、生活習慣病の予防、自転車の運動効果による市民向け健康増進事業の展開）

コラム

EVと家庭をつなぐ給電システム：V2H

V2Hは”Vehicle to Home”の略称で、EV（Electric Vehicle）等に搭載された電池から家庭（Home）に電力を供給できる機能です。電気自動車（EV）の電池を非常用電源として使用したり、EVに貯めた電気をうまく利用して電気代を節約することもできます。



【資料：一般社団法人数世代自動車振興センターHP「次世代自動車について知る／V2H（Vehicle to Home）】

●廃棄物分野



廃棄物分野では、市民や事業者も取組の中心となる、ごみの排出量の削減（減量化）、食品ロス削減、及び地産地消の推進等を進めることで、環境負荷の低減を目指します。

【年度別導入施策イメージ】

基本施策	取組項目	年度						
		2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
ごみの発生抑制	ごみの減量化の徹底	継続実施		検討・協議		検討・実施		
	食品ロスの削減、地産地消の推進	継続実施		検討・協議		検討・実施		
プラスチックごみリサイクルの推進	サーマルリサイクルからマテリアルリサイクルへの変換	検討・実施						

【導入施策イメージ】 短期：2024～2027年度、長期：2027年度以降めやす

取組項目	導入時期	段階	取組内容
ごみの減量化の徹底	短期	継続実施	燃やすごみの減量と資源化（水切り運動促進・啓発等）
	長期	継続実施	生ごみ処理容器（コンポスト等）の購入費補助金
	短期	継続実施	廃食用油の資源化（廃食用油・植物性のステーション回収と再利用事業）の継続と拡大
食品ロスの削減、地産地消の推進	短期	継続実施	食品ロス削減及び普及啓発（賞味期限等の正しい認識の周知、「3 キリ（水きり、食べきり、使いきり）運動」の紹介、エコクッキングの啓発）
	長期	継続実施	地産地消の促進（農作物直売所設置促進、飲食店・宿泊施設等での地産地消の推進）
サーマルリサイクルからマテリアルリサイクルへの変換	短期	継続実施	プラスチックの排出抑制・資源化の協力（マテリアルリサイクル（再生利用）が容易なプラスチック製品を使用、排出する場合は分別に努める）

コラム

マテリアルリサイクルとは？

マテリアルリサイクル（材料リサイクル）とは、廃プラスチックを溶かし、もう一度プラスチックの原料にして新しい製品をつくる技術です。マテリアルリサイクルされるものは、以前は加工や商品の流通段階における、プラスチックの種類がはっきりしており、異物の少なく、まとまった量のある廃プラスチックがほとんどでした。現在は容器包装リサイクル法が施行され、家庭や店舗・事務所から出る廃プラスチックも分別や製造加工技術の向上により、マテリアルリサイクルの対象となるものがペットボトルを中心と増えていきます。



マテリアルリサイクルするとき、汚れや異物が多いと品質の良いリサイクル製品ができません。使用済みのプラスチックはよく洗って、市のルールにしたがい分別して出すことが大切です。

●二酸化炭素の吸収源に関する分野



二酸化炭素の吸収源に関する分野では、森林の管理（施業）を実施することで、二酸化炭素吸収源としての森林を整備促進し、保全を図ります。

【年度別導入施策イメージ】

基本施策	取組項目	年度						
		2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
地球温暖化ガス吸収源の保全と拡充	森林吸収源の整備促進				継続実施			

【導入施策イメージ】 短期：2024～2027年度、長期：2027年度以降やす

取組項目	導入時期	段階	取組内容
森林吸収源の整備促進	短期 長期	検討・協議・実施	森林整備の推進、市内の建築物での市産材使用

コラム

森林施業とは？

施業とは、人が森林に対して行う手入れの総称です。植栽（植林）、下刈り、除伐、間伐、伐採などを含みます。スギ・ヒノキなどの人工林や、いわゆる里山林などは、人の手が入ってはじめて健全な状態が保たれるものであり、放置された森林は荒廃が進み、大雨による土砂災害等がおこりやすくなります。森林施業は、市内の民有林について定める長期的なマスターplanであり、「伊豆市森林整備計画」に沿って実施するものです。

2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するためには、森林・林業基本計画に基づき、間伐や再造林等の森林整備、建築物等における木材利用の拡大等を図ることが不可欠とされています。

【資料：森林と脱炭素をめぐる情勢について（林野庁）】



森林整備

コラム

グリーンインフラとは？

グリーンインフラとは、自然の力を活かして社会を支えるしくみです。森林や水田、緑地などが持つ「水をためる」「空気をきれいにする」「生物を守る」「二酸化炭素を吸収する」といった働きを利用し、災害を防いだり、暮らしを快適にしたりします。コンクリートだけに頼らず、自然と共に生きることで、未来の地球を守ることができるのです。



第6章 伊豆市気候変動適応計画

第1節 計画策定の背景

①適応策とは

温室効果ガスの削減（緩和策）は、効果が現れるまでに時間がかかるとともに、既に排出された温室効果ガスの影響により、今後数十年は気温上昇が避けられないとしています。また、近年では世界各地で豪雨や猛暑、干ばつなどの異常気象が頻発し、これらが人命や健康、産業、自然生態系などに深刻な影響を与えています。

このような背景から、これまでの地球温暖化対策の中心だった「緩和策」への取組と同時に、気候変動の影響による被害の回避・低減を図る「適応策」に取り組むことが重要です。



緩和策と適応策

【資料：気候変動適応情報プラットフォーム】

②世界・日本・静岡県の動向

2015年（平成27）年12月に採択された「パリ協定」では、気温上昇を2.0°Cより十分低く保つ目標（2°C目標）とともに、気候変動への適応についても世界全体の目標が定められました。

日本では2018（平成30）年12月に「気候変動適応法」が施行され、その前月には「気候変動適応計画」が閣議決定されました。2023（令和5）年5月には熱中症による健康被害を防ぐための国家的な取組を体系化した「熱中症対策実行計画」が閣議決定されるとともに、熱中症対策を健康分野の適応施策として明確化するため、「気候変動適応計画」が一部改定されました。

静岡県は、2019（平成31）年3月に「静岡県の気候変動影響と適応取組方針」を策定し、同月には「静岡県気候変動適応センター」を静岡県環境衛生科学研究所内に設置しました。

③伊豆市の動向

本市では、2022（令和4）年6月に「伊豆市ゼロカーボン戦略～かけがえのない地球を守る小作戦～」の宣言を行うとともに、2024（令和6）年3月に「伊豆市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定し、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進しています。

また、進行しつつある気候変動への適応策としては、熱中症警戒アラートや熱中症特別警戒アラートの情報の周知、指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）の開設などの取組を推進しています。

第2節 計画の基本的事項

①計画の目的

「伊豆市気候変動適応計画」（以後、本適応計画という。）は、「気候変動適応法」第12条に基づく、本市の自然的・経済的・社会的状況に応じた気候変動適応に関する施策の推進を図るための計画です。

②計画の期間

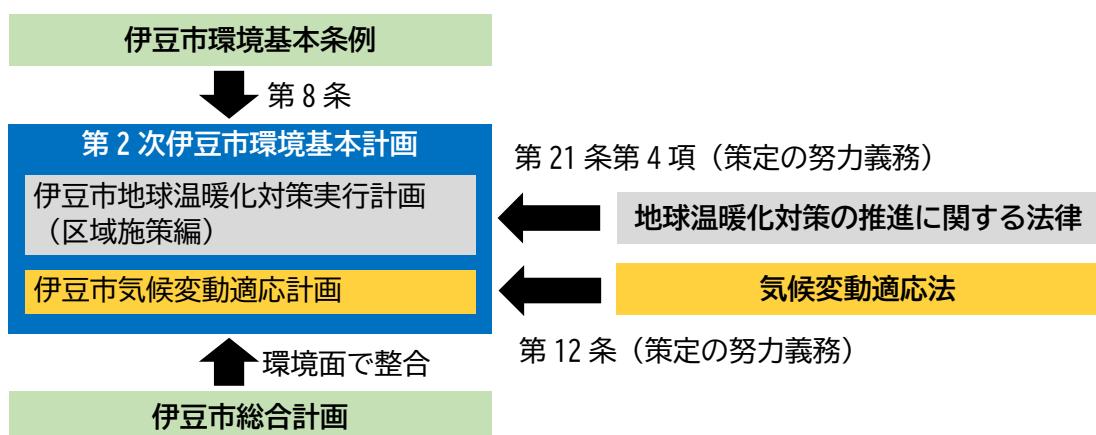
本適応計画の計画期間は、2026（令和8）年度から2035（令和17）年度までの10年間とします。2030（令和12）年度に予定される「第2次伊豆市環境基本計画」の中間見直しに合わせて、本適応計画を見直します。

	2026（R8）年度	2030（R12）年度	2035（R17）年度
伊豆市気候変動適応計画	計画開始	中間見直し	計画見直し

③上位計画や関連計画との位置づけ

本適応計画の推進に当たっては、上位計画の「伊豆市総合計画」や「伊豆市環境基本計画」など、市が策定する各種計画及び実施する事業等との整合・連携を図ることとします。

また、「伊豆市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」との整合を図ります。

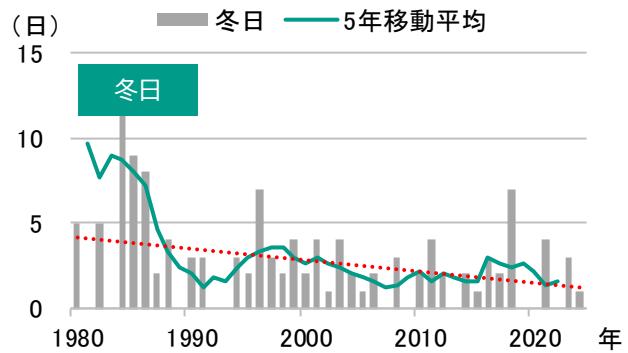
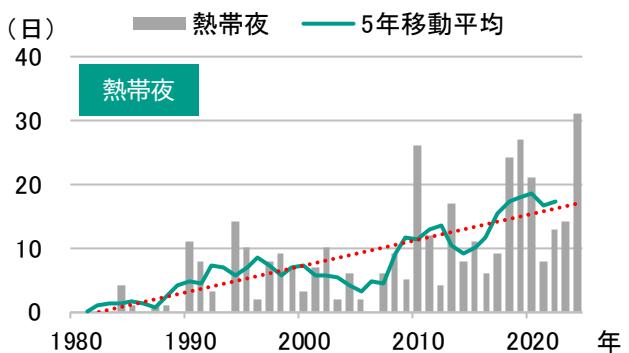
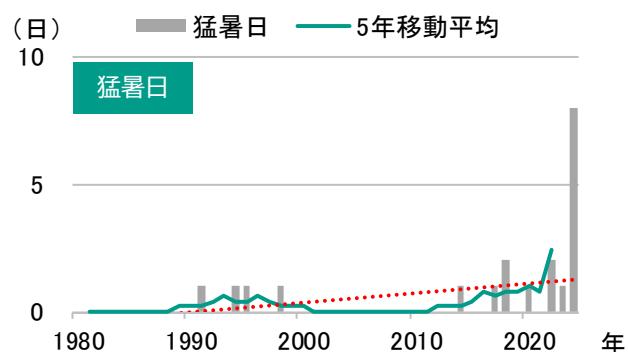
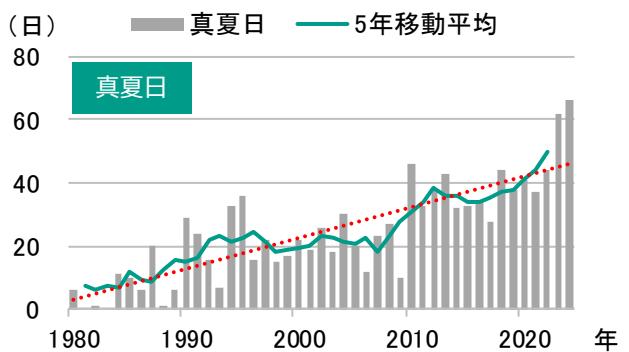
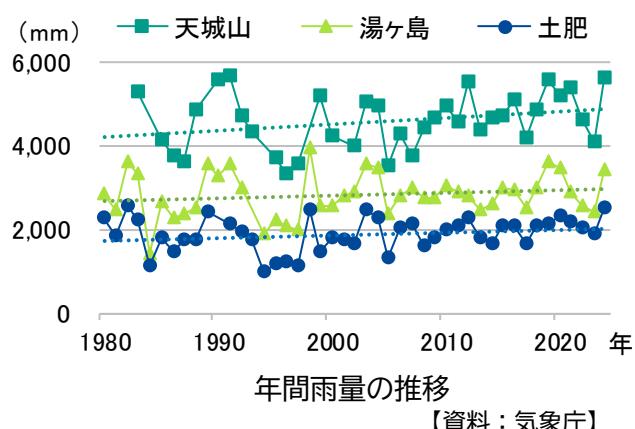
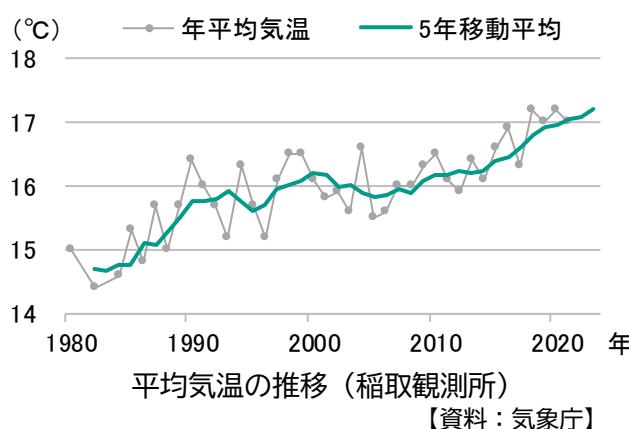


第3節 気候変動の現状

①気温・降水量・海面水温の変化

本市の最寄りの気象観測所である稻取観測所（アメダス）のデータによると、平均気温は年々上昇しています。平均気温の上昇により、真夏日（1日の最高気温が30℃以上の日）、猛暑日（1日の最高気温が35℃以上の日）、熱帯夜（夜間の最低気温が25℃以上の夜）となった日がともに増加しています。一方で、冬日（1日の最低気温が0℃未満の日）は減少しています。また、年間雨量は毎年変動が大きいものの、やや増加する傾向がみられます。

日本近海における2024（令和6）年までの海域平均海面水温（年平均）の上昇率は、+1.33°C/100年 の割合となっています。この上昇率は、世界全体で平均した海面水温の上昇率（+0.62°C/100年）よりも大きく、日本の気温の上昇率（100年当たり+1.40°C/100年）と同程度です。



真夏日・猛暑日・熱帯夜・冬日の日数の推移（稻取観測所）

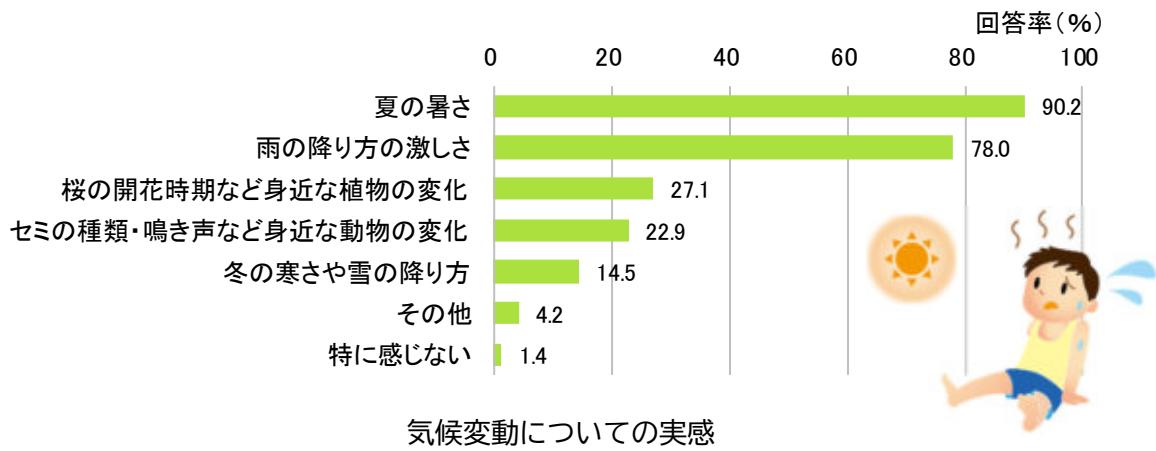
【資料：気象庁】

②気候変動の実感や行政に期待する適応策

2024（令和6）年度に実施した市民・事業者アンケートから、気候変動の実感、問題だと感じる影響、行政に期待する適応策について以下に紹介します。

●多くの市民が夏の暑さや雨の降り方の激しさで気候変動を実感しています

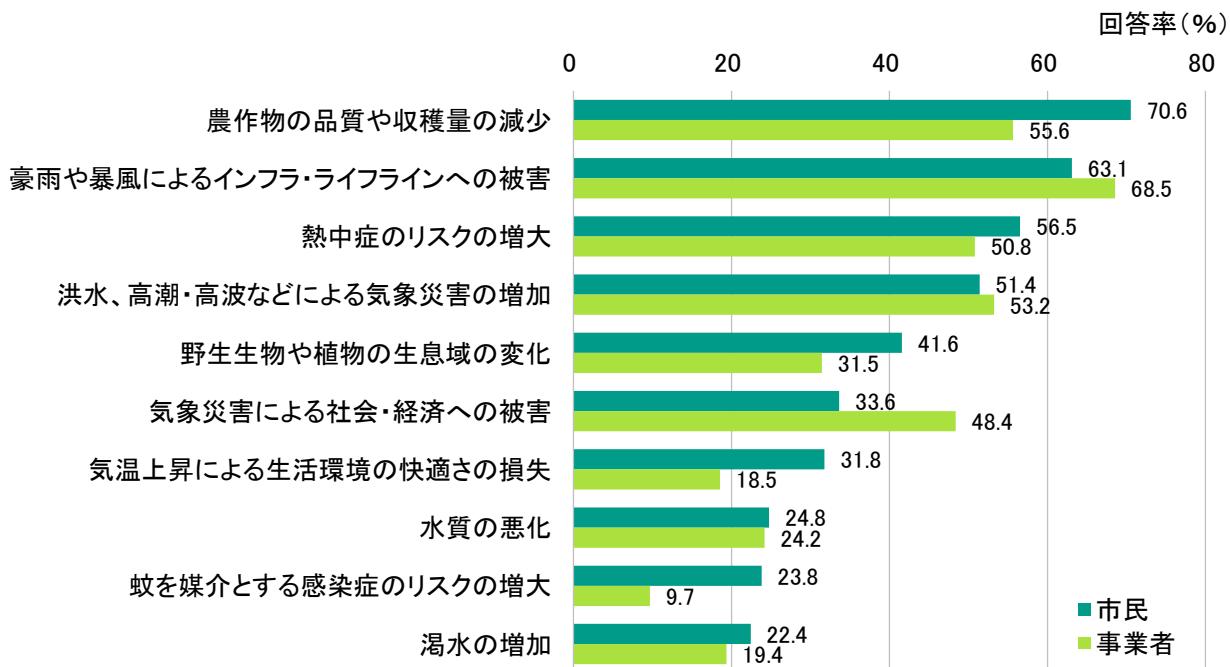
多くの市民が「夏の暑さ」（90.2%）、「雨の降り方の激しさ」（78.0%）などにより、気候変動について実感していることがわかります。



【資料：第2次伊豆市環境基本計画に関するアンケート調査（2024（令和6）年度）】

●気候変動による農作物、インフラ・ライフライン、熱中症への影響が心配されています

問題だと感じる気候変動による影響として、「農作物の品質や収穫量の減少」（市民 70.6%、事業者 55.6%）、「豪雨や暴風によるインフラ・ライフラインへの被害」（市民 63.1%、事業者 68.5%）、「熱中症のリスクの増大」（市民 56.5%、事業者 50.8%）などが多いことがわかります。



【資料：第2次伊豆市環境基本計画に関するアンケート調査（2024（令和6）年度）】

●農業・水産業、熱中症、再生可能エネルギー、防災対策などが期待されています

行政に期待する気候変動への適応策として以下の項目が上位となりました。

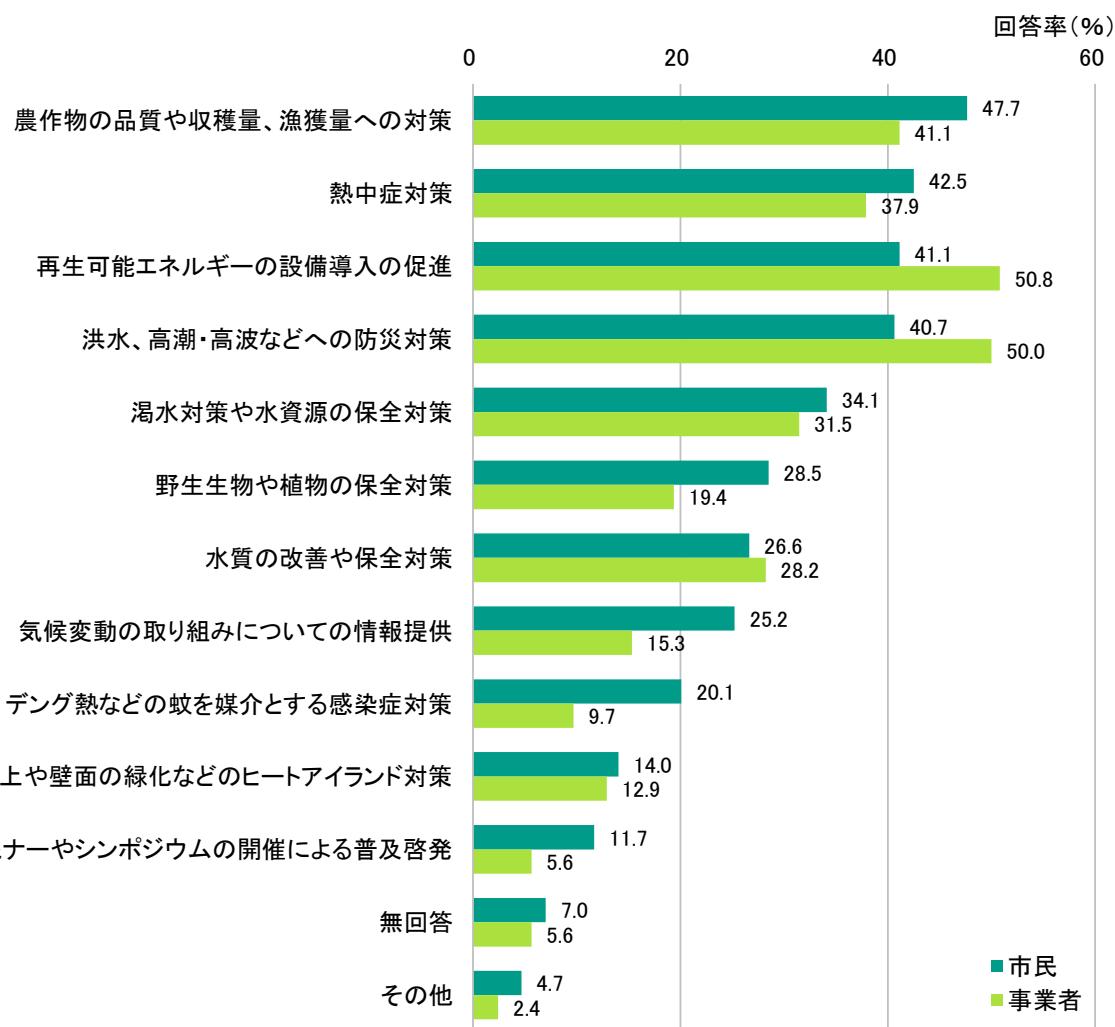
【市民】

- 1位 農作物の品質や収穫量、漁獲量への対策 (47.7%)
- 2位 熱中症対策 (42.5%)
- 3位 停電時でも発電可能な再生可能エネルギーの設備導入の促進 (41.1%)



【事業者】

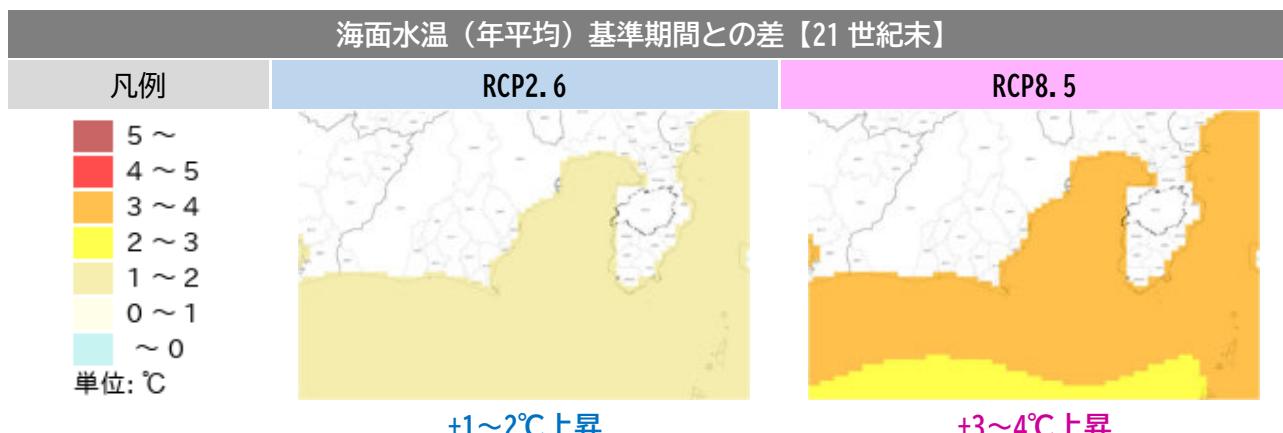
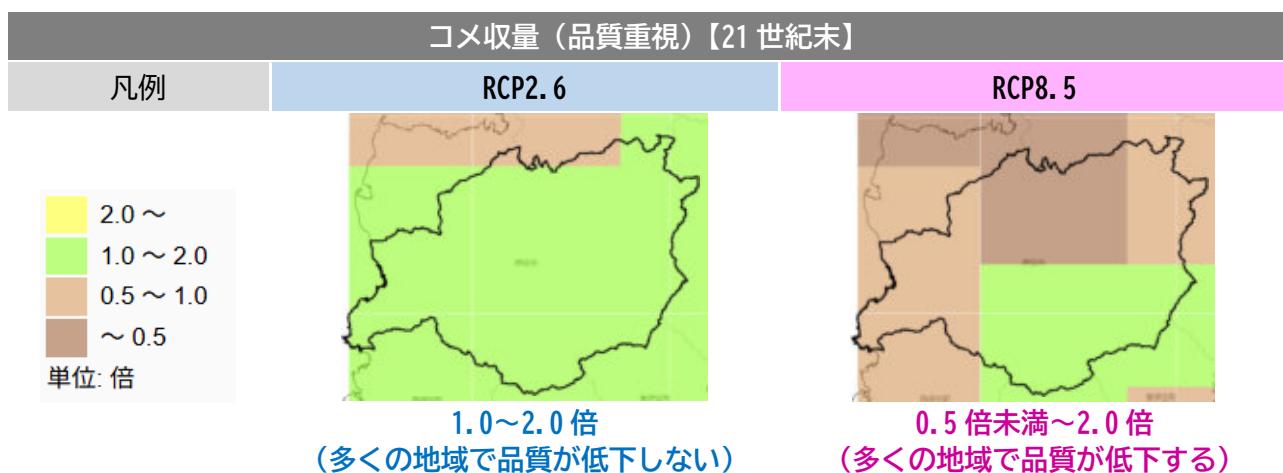
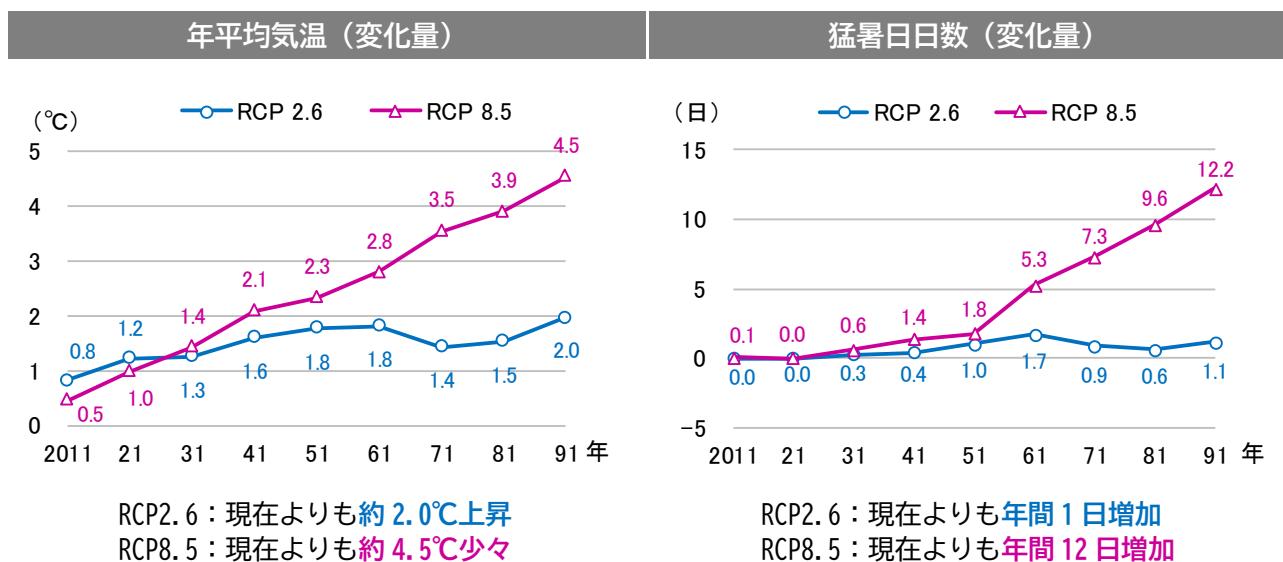
- 1位 停電時でも発電可能な再生可能エネルギーの設備導入の促進 (50.8%)
- 2位 洪水、高潮・高波などへの防災対策 (50.0%)
- 3位 農作物の品質や収穫量、漁獲量への対策 (41.1%)

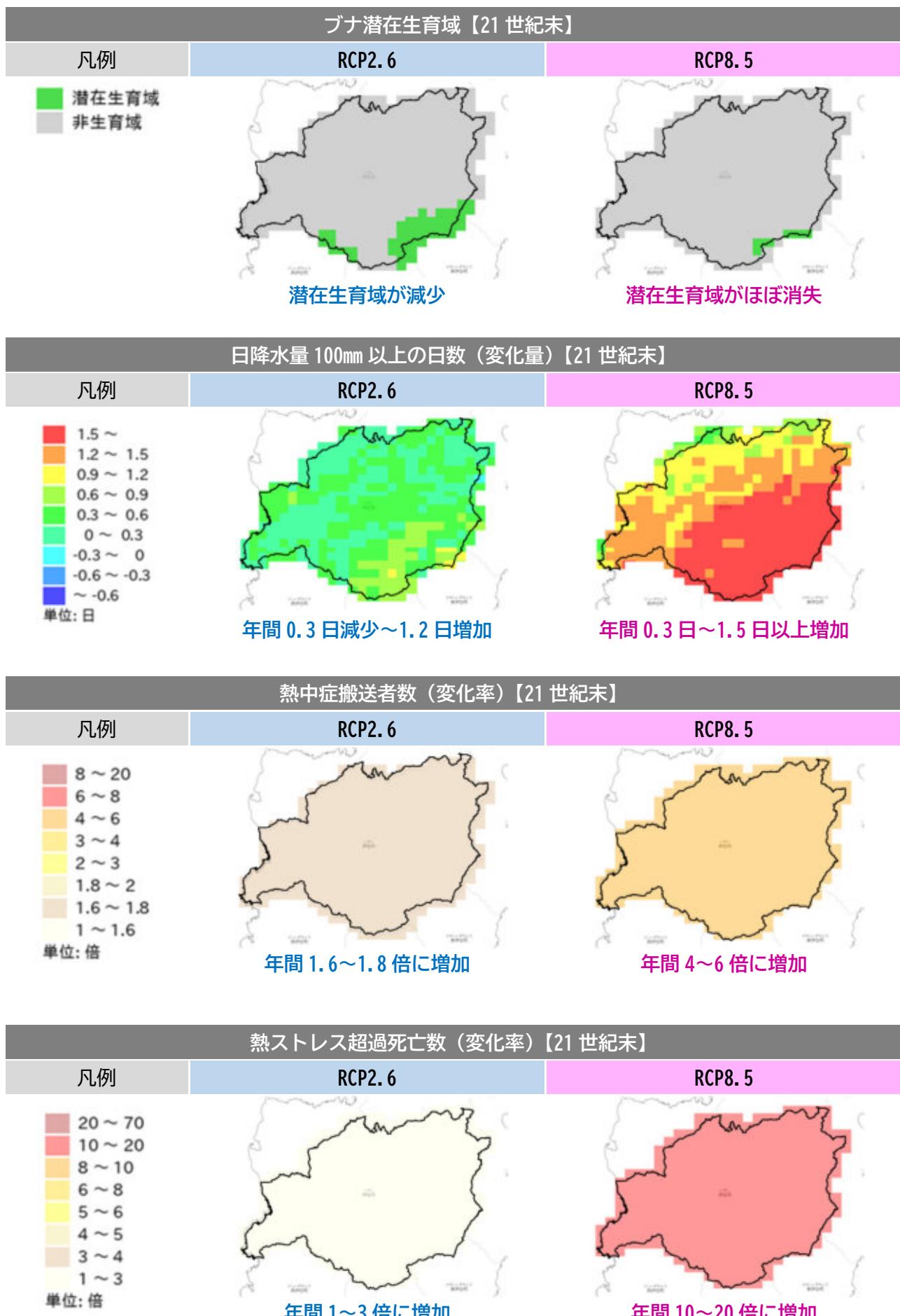


行政に期待する気候変動への適応策
【資料：第2次伊豆市環境基本計画に関するアンケート調査（2024（令和6）年度）】

第4節 気候変動の将来予測

国立環境研究所のウェブサイト「気候変動適応情報プラットフォーム (A-PLAT)」では、日本全国における気候及び気候変動による影響予測結果を公表しています。公表されているのは、IPCC (気候変動に関する政府間パネル)の「第5次評価報告書」のシナリオのうち、厳しい温暖化対策をとった場合(RCP2.6)、厳しい温暖化対策をとらなかった場合 (RCP8.5) の2つのシナリオです。同ウェブサイトの情報から、本市に関する影響予測結果を紹介します。





第5節 適応策の分野

①国の「気候変動適応計画」の7分野

国は「気候変動適応法」の第7条に基づき、2021（令和3）年10月に「気候変動適応計画」を閣議決定し、2023（令和5）年5月には「熱中症対策実行計画」に合わせて一部を変更しました。「気候変動適応計画」では、「農業・林業・水産業」「水環境・水資源」「自然生態系」「自然災害・沿岸域」「健康」「産業・経済活動」「国民生活・都市生活」の7つの分野について、気候変動の現状と今後の影響、適応の基本的な施策が示されています。

また、環境省が作成する「気候変動影響評価報告書」は5年ごとに更新され、政策立案や地域の適応策に活用されています。具体的には、上記の7分野をさらに細分化した項目について、既存の研究文献や気候予測データなどを活用し、「重大性」「緊急性」「確信度」の3つの観点から影響を分析・評価しています。

②本市で取り組む適応策の分野

本適応計画では、国の「気候変動適応計画」を参考にしながら、本市で取り組む適応策の分野を選定しました。

本市で取り組む適応策の分野

分野	大項目	小項目
 農業・林業・水産業	農業	水稻、果樹（みかん、白びわ）、野菜等（わさび）、畜産、病害虫・雑草等
	林業	人工林、特用林産物（しいたけ）
	水産業	海面漁業、海面養殖業、内水面漁業・養殖業、造成漁場
	その他	野生鳥獣の影響
 水環境・水資源	水環境	河川
	水資源	水供給
 自然生態系	生態系	生態系への影響
	分布・個体群の変動（在来種・外来種）	生態系への影響
 自然災害・沿岸域	河川	洪水、内水
	沿岸	海面上昇、高潮・高波
	山地	土石流・地すべり等
	その他	強風等
 健康	暑熱	死亡リスク・熱中症
	感染症	節足動物媒介感染症
 産業・経済活動	産業・経済活動	各業種への影響
	観光業	観光業、自然資源を活用したレジャー業
 市民生活・都市生活	インフラ・ライフライン	水道・交通等

第6節 気候変動への適応策

①農業・林業・水産業



●これまでに生じている影響・将来予測される影響

【農業】

- 全国的に水稻では白未熟粒などの品質低下や収量減少が確認されており、本市でも同様の影響が懸念されます。また、梅雨期や台風期には洪水が増加し、低標高の水田などでは農地被害が増加する可能性があります。
- 全国的に果実の品質や貯蔵性の低下などの影響がほとんどの樹種や地域で生じ、栽培に適した地域が変化する果樹も予測されています。
- わさびの栽培では、高温により、苗不足やわさびの株の腐敗、軟腐病などの発生による被害が増加しています。静岡県では耐暑性を持ち、渇水などの不良環境に適応できるわさび新品種が育成されています。市内のわさび田では、高温による腐敗被害を防ぐため、赤外線吸収ネットの導入などの研究が行われています。
- 気温上昇により、家畜は成長の低下、病害虫や雑草は定着可能域の拡大や北上の可能性が指摘されています。



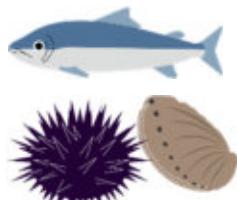
【林業】

- ニホンジカによるスギ・ヒノキの剥皮被害が確認されています。
- 全国的な傾向として、人工林に関して、樹木の生育への影響、害虫被害や風倒被害の増加が懸念されています。
- しいたけの原木栽培における夏場の気温上昇と病原菌の発生、冬場の気温上昇による影響について、さらなる研究が必要とされています。



【水産業】

- 日本近海の海水温の上昇率は $+1.33^{\circ}\text{C}/100\text{ 年}$ であり、気温の上昇率 $(+1.40^{\circ}\text{C}/100\text{ 年})$ と同程度となっています。
- 伊豆半島沿岸の海域では磯焼けが発生している海域が多く、藻場が減少し、藻場を生息場とするアワビなどの磯根資源の漁獲量減少に影響が生じています。
- 全国的な傾向として、多くの漁獲対象種の分布域が北上し、養殖魚類は夏季の水温上昇により、不適になる海域が出ると予測されています。また、藻場を構成する種や現存量の変化によって、アワビなどの漁獲量が減少すると予想されています。



【その他（野生鳥獣）】

- 2023（令和5）年度の静岡県の調査では、本市のニホンジカの生息密度は $19.08\text{ 頭}/\text{km}^2$ と報告されおり、農林業や自然植生に影響が出るとされる基準 $(1\sim 5\text{ 頭}/\text{km}^2)$ を大きく上回っています。
- 全国的に気候変動による積雪量の減少と耕作放棄地の増加により、ニホンジカの生息適地は今後さらに増加するとの予測があります。



●市の取組 | 農林水産課

農業	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 高温耐性品種や病害虫に強い品種など、気候変動に強い農産物の品種を導入します。 【農林水産課】 ◇ わさびやしいたけ、びわなど本市の特産物への影響や対策について、情報収集及び対策を検討します。【農林水産課】 ◇ 節水型の農業技術やスマート農業など、栽培技術の改善・普及します。【農林水産課】 ◇ 畜産について、高温による影響を軽減するための畜舎・飼養管理を行います。【農林水産課】 ◇ 病害虫・雑草等について、予防対策や発生予測、防除を行います。【農林水産課】
林業	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 気候変動に強い林業樹種の選定や、森林の健全性の維持に向けた施業を強化します。 【農林水産課】
水産業	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 海水温上昇による海産物の生育や漁獲量の変化に対応するためのモニタリング、高水温耐性を持つ品種の導入、赤潮・貧酸素水塊対策、漁場環境の改善を推進します。【農林水産課】
その他	<ul style="list-style-type: none"> ◇ ニホンジカ、イノシシ、カワウなどの野生鳥獣による農林水産物への被害軽減のため、地域と連携した効果的な捕獲・防除対策を強化します。【農林水産課】

②水環境・水資源



●これまでに生じている影響・将来予測される影響

【水環境・水資源】

- 狩野川本流では、国土交通省・静岡県による毎月の水質調査に加え、狩野川水質保全協議会伊豆支部が市内6箇所で年1回の水質調査を実施しています。
- 市民アンケートでは、「豪雨や暴風によるインフラ・ライフラインへの被害」(63.1%)が問題視されています。
- 全国的に無降水日数の増加や積雪量の減少による渇水の増加が予測されており、気候変動により渇水が頻発化、長期化、深刻化し、さらなる渇水被害が発生することが懸念されています。



●市の取組 | 建設課・用地管理課・都市計画課・上下水道課

水環境・水資源	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 短時間強雨の水害リスク、渇水などに対応するため、国・県と連携した「流域治水」(川だけでなく山・田畠・都市・住宅地など、流域全体での対策)の考え方に基づき、森林整備、砂防事業、河川整備事業の推進や土地利用事業による貯水機能の強化、雨水貯留・利用システムの普及を推進します。【建設課・用地管理課・都市計画課】 ◇ 短時間豪雨の影響を受ける水源は、原水の濁度対策を徹底します。【上下水道課】 ◇ 渇水対策としての節水啓発、地下水の効果的な利用など、水資源の安定確保を図ります。【上下水道課】
---------	--

③自然生態系



●これまでに生じている影響・将来予測される影響

【生態系・個体群の変動】

- 本市には、伊豆半島に固有の生物が多く確認されていますが、気候変動に脆弱な高標高の生態系や地域個体群では、気温上昇により生息・生育に適した環境が減少し、絶滅のリスクが高まるおそれがあります。
- ニホンジカの増加により、天城山のブナ林の林床は、かつて密に生育していたスズタケ、イブキザサがほとんどみられません。また、気温上昇によりブナの生育できる地域が消失する可能性があります。
- 特定外来生物を含む外来種の分布が拡大しています。今後は外来生物の分布拡大や定着が促進される可能性があります。



●市の取組 | 環境衛生課・社会教育課・農林水産課

生態系・個体群の変動	<ul style="list-style-type: none"> ◊ 外来種の拡大など、気候変動による生態系の変化に対応するための情報収集、天然記念物や貴重な生物の生息・生育環境を保全します。【環境衛生課・社会教育課・農林水産課】 ◊ 野生鳥獣による自然生態系への影響を監視します。【農林水産課】
------------	--

④自然災害・沿岸域



●これまでに生じている影響・将来予測される影響

【河川、沿岸】

- 市内の主要河川では、想定最大規模の降雨による「洪水想定浸水区域」が指定されています。特に狩野川流域は、中流部や下流部に加えて、上流部・支流での短時間降雨による氾濫のおそれがあります。
- 気候変動により局地的な豪雨が発生しており、洪水による市街地への浸水被害や土砂災害の発生リスクが高まっています。
- 市民アンケートで「豪雨や暴風によるインフラ・ライフラインへの被害」(63.1%)、「洪水、高潮・高波などによる気象災害の増加」(51.4%)が問題視されています。
- 国内では局地的な集中豪雨による災害が発生しており、洪水発生による市街地への浸水被害や土砂災害の発生リスクが高まっています。
- 本市では、高潮浸水想定区域が土肥地域の市街地に指定されています。高潮・高波については、低気圧等の影響を受けやすく、市の全海岸線にわたって災害発生が予想されています。
- 温室効果ガスの排出を抑えた場合でも、一定の海面水位の上昇は免れないとされており、高潮・高波による被災リスクの増加が予測されています。



【山地、その他（強風等）】

- 本市の森林は、荒廃化の進行も相まって土砂災害の危険性が高まっています。市内には2025（令和7）年3月時点での土砂災害警戒区域は1,180箇所、土砂災害特別警戒区域は938箇所指定されており、大量の降雨による土砂災害の発生が危惧されています。



- 厳しい降雨条件下では、がけ崩れ、土石流、土砂・洪水氾濫の頻度の増加、深層崩壊の大規模化、警戒区域以外への被害拡大が想定されています。
- 倒木による電力関連施設への被害に伴う停電が発生しています。
- 全国的な傾向として、強風、強い台風、強い竜巻の発生頻度の増加が予測されています。また、中山間地域においては、風倒木災害の増大が懸念されています。

●市の取組 | 建設課・農林水産課・危機管理課

河川・沿岸	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 国や県、流域自治体と連携し、堤防の強靭化、山林や農地の保全、貯留施設の整備、河道の掘削など、狩野川水系の総合的な治水対策を推進します。【建設課・農林水産課】 ◇ 洪水ハザードマップを作成・周知し、避難訓練などを通じて確実な避難行動につなげます。【危機管理課】 ◇ 洪水予報河川等に国や県が整備をしている水位監視システムを活用し、適切な避難行動を促します。【危機管理課】 ◇ 津波対策と合わせて県と連携し、防潮堤等の高潮対策施設の整備を着実に進めます。【建設課】 ◇ 県と連携し水門や陸閘の自動化・遠隔化を進め、高潮の到達までに閉鎖可能な体制を整備します。既存施設については長寿命化計画に基づき適切な維持管理を行います。【建設課】
山地・その他	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 家屋等の密集度や緊急輸送路への影響度などを考慮し、地すべり防止施設、砂防設備、急傾斜地崩壊防止施設の整備を国や県に要請します。【建設課】 ◇ 保安林の維持や治山事業による山地災害防止施設の整備、林業振興策と連携した適切な山地管理を推進します。【建設課】 ◇ 土砂災害ハザードマップを効果的に活用し、住民への周知・啓発や避難訓練を進めます。【危機管理課】 ◇ 倒木による長期間の停電を防ぐため、県や電力事業者と連携した予防伐採を進めます。【危機管理課】

⑤健康、産業・経済活動、市民生活・都市生活



●これまでに生じている影響・将来予測される影響

【暑熱、感染症】

- 市民アンケートによると、多くの市民が「夏の暑さ」(90.2%) により気候変動を実感し、問題だと感じる気候変動による影響として、「熱中症のリスクの増大」が市民の 56.5%、事業者の 50.8%に上っています。
- 本市では、熱中症警戒アラートなどの情報を情報メールやウェブサイトで周知し、環境庁の熱中症特別警戒情報の運用期間中は公共施設や協定を結んだ民間施設と連携して、指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）を開放しています。
- 本市では、今世紀末に年平均気温が最大で 4.5°C 上昇するとともに、猛暑日が年間 12 日、真夏日が年間 52 日、現在よりも増加すると予測されています。その場合、熱中症搬送者数が年間 4~6 倍に増加、熱ストレス超過死亡数は年間 10~20 倍に増加すると予測されています。



- 気候変動の影響やニホンジカ・イノシシなどの野生鳥獣の増加により、静岡県ではマダニによる感染症の患者数が増加しています。

【産業・経済活動、観光業、インフラ・ライフライン】

- 市民アンケートでは、「気象災害による社会・経済への被害」(市民 33.6%、事業者 48.4%)、「豪雨や暴風によるインフラ・ライフラインへの被害」(市民 63.1%、事業者 68.5%) が問題視されています。
- 本市は、自然環境を活かした観光業が盛んであり、年間で約 350 万人の観光交流者が来訪します。気温の上昇、降雨量の変化、海面水位の上昇は、自然資源(森林、砂浜等)を活用したレジャーへ影響を及ぼす可能性があります。特に海面水位の上昇により、21世紀末までに砂浜は駿河湾(清水)で 40~50%消失、伊豆半島(下田)で 90~100%消失すると予測されています。
- 大雨や台風による交通網の寸断やそれに伴う孤立集落の発生、電気・ガス・水道等のライフラインの寸断が予測されます。

●市の取組 | 環境衛生課・健康長寿課・観光商工課・上下水道課・建設課

- | | |
|---------------|--|
| 暑熱、
感染症 | <ul style="list-style-type: none"> 熱中症警戒アラートや特別警戒アラートの確実な周知、指定暑熱避難施設(クーリングシェルター)の設置・活用を図るとともに、暑さ指数(WBGT)・気温・湿度などの測定を行い、熱中症対策の効果検証と改善につなげます。【環境衛生課】 熱中症予防対策として、リーフレットやポスター等を庁舎内窓口や公共施設等に掲示するとともに、各種講座・イベントや民生委員との連携による高齢者等への配布等、各種啓発媒体を活用した周知啓発を図ります。【健康長寿課】 環境省のウェブサイトや熱中症警戒アラートなどを活用し、時季に応じた注意喚起や予防行動を呼びかけます。【健康長寿課】 蚊やダニ類の発生抑制、対策についての情報提供・普及啓発を行います。【環境衛生課】 |
| 産業・経済
活動ほか | <ul style="list-style-type: none"> インフラの強靭化や蓄電池の整備など、都市のレジリエンス(回復力、しなやかさ)強化を図ります。【環境衛生課】 気候変動による観光への影響について調査・研究を行います。【観光商工課】 |
| ライフ
ライン | <ul style="list-style-type: none"> 伊豆市上下水道協同組合と締結した「災害時における応急対策業務に関する協定書」に基づき、ライフラインの早期復旧に努めます。【上下水道課】 豪雨・暴風による道路等の被害に対し、早期復旧及び災害に強いライフラインの整備を図ります。【建設課】 |

コラム

暑さ指数 (WBGT)

暑さ指数(WBGT)は、気温だけでなく湿度、日差しも加味して、人が感じる暑さの危険度を示す指標です。気温がそれほど高くなくても、湿度が高いと熱中症のリスクは上がります。暑さ指数が 28 を超えると「厳重警戒」、31 以上では「危険」とされています。この指数をもとに日常生活や運動の可否を判断することで、熱中症を防ぐことができます。暑さ指数は環境省のサイトなどで毎日確認でき、暑さ指数計も市販されています。



市民・事業者・滞在者の取組

市民

事業者

滞在者

① 市内で生産された農林水産物を積極的に購入・活用し、気候変動に適応しようとする生産者を応援します。	★	★	★
① 高温耐性品種への転換や栽培技術の改善、適切な森林管理による災害に強い森づくり、藻場の保全・回復など、気候変動の影響を軽減する生産活動に取り組みます。		★	
① 森林の保全活動への参加、清掃活動、鳥獣被害対策に理解を深め、協力します。	★	★	★
② 節水の実践、雨水貯留・利用システムの導入を検討します。	★	★	
③ 外来種に関する報告や、在来種の保護活動に参加します。	★		★
④ ハザードマップを活用し、自宅や職場、滞在先の災害リスク（洪水、土砂災害）を事前に確認します。	★	★	★
④ 食料・水・生活物資を備蓄し、地域の防災訓練に積極的に参加して、いざという時の避難行動を確認します。	★	★	
④ 事業継続計画（BCP）を策定・見直し、訓練を実施します。		★	
⑤ 热中症警戒アラートや暑さ指数（WBGT）等の情報を活用し、こまめな水分補給、日中の外出を控えるなど、健康管理を徹底します。	★	★	★
⑤ 热中症のリスクが高い高齢者や子どもなどに対し、地域ぐるみでの見守りや声かけを積極的に行います。	★	★	
⑤ 屋外や高温環境で働く従業員や、観光客などの来訪者のために、適切な休憩や水分補給の機会を確保するなど、热中症対策を徹底します。		★	
⑤ 市が指定する指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）を、暑さをしのぐための一時的な休憩場所として活用します。	★	★	★
⑤ 水たまりの除去や側溝の消毒などにより蚊の発生しにくい環境づくりを行うとともに、草むらで肌の露出をしないなどダニ対策を徹底します。	★	★	★
⑤ 蓄電池の導入などにより、非常時の電源確保をします。	★	★	

コラム

熱中症警戒アラート・熱中症特別警戒アラート

「熱中症警戒アラート」は、危険な暑さが予想されるときに発表され、熱中症への注意を呼びかけます。2024（令和6）年から始まった「熱中症特別警戒アラート」は、過去に例のないほどの暑さが予測されるときに発表され、外出の自粛や涼しい場所での避難が強く求められます。命を守る行動が大切です。



第7章 計画の推進

第1節 計画の推進体制

本計画を効果的に推進するために、以下のような体制を整えます。それぞれの主体が果たす役割を明確にし、持続可能な環境を実現するために連携を強化します。

①伊豆市環境審議会

伊豆市環境審議会は「伊豆市環境基本条例」の第17条に基づき、学術経験者、市民代表、事業者代表などで構成され、環境基本計画の進捗状況や施策の実効性について専門的見地から調査審議し、市長へ答申を行います。また、計画の進捗状況について意見を聴取し、計画や事業への反映を図ります。

②事務局・庁内各課・環境基本計画推進委員会

本計画の事務局は伊豆市環境衛生課が担当します。事務局は環境審議会、環境基本計画推進委員会、庁内各課、市民・事業者・滞在者をつなぐ役割を果たします。また、環境報告書を作成する際には、全体のとりまとめを行います。

庁内各課は、本計画に掲載した施策を推進するとともに、市民・事業者・滞在者の主体的な取組を支援します。

庁内に環境基本計画推進委員会を設置し、関係各課の連携強化を図り、計画の推進に必要な施策の調整、実施状況の確認、課題の共有と解決策の検討などを行います。

③市民・事業者・滞在者

市民・事業者・滞在者は、本計画に掲載した「市民・事業者・滞在者の取組」を参考に環境保全活動への積極的な参加、環境に配慮したライフスタイルの実践、事業活動における環境負荷低減への取組などを通じて、計画の推進を担います。

④国・県・周辺市町

国・県・周辺市町とは、環境問題に関する情報共有や連携体制の構築、広域的な環境問題への対応などを推進します。また、上位計画との整合性を図るとともに、先進的な取組事例の情報交換を行い、計画の推進に役立てます。

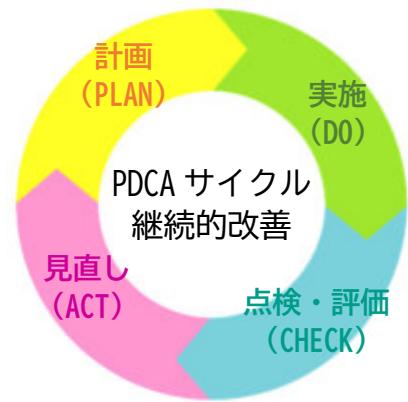
第2節 計画の進行管理

本計画の進行管理は、計画（PLAN）、実施（DO）、点検・評価（CHECK）、見直し（ACT）のPDCAサイクルにより継続的に改善していきます。また、点検・評価を行うための環境報告書を毎年度作成・公表します。

①PDCAサイクル

●計画（PLAN）

市民・事業者、環境審議会、府内各課の意見を反映した環境基本計画を策定します。また、計画は社会情勢や環境の変化に対応するため、5年ごとに見直しを行います。



●実施（DO）

策定した計画に基づいて、具体的な施策・取組を実施するとともに、市民や事業者との協働を強化します。

●点検・評価（CHECK）

実施した施策・取組の結果を評価します。環境報告書を作成し、目標達成度や施策・取組の効果を確認します。また、環境審議会で評価結果を審議し、施策・取組の効果及び課題を明らかにします。

●見直し（ACT）

評価結果を受けて、必要な改善策を講じます。効果的な施策は維持・拡大し、効果が不十分なものは修正や新たな方策を検討します。

②計画の周知

本計画の周知のため、計画書及び計画書概要版のホームページへの掲載、市役所・各支所・図書館などへの配架、「広報伊豆」や市公式SNSで広報を行います。

③環境報告書

本計画の進捗状況を把握するため、環境報告書を作成して公開します。この報告書では、計画に基づいて実施された施策の進行状況や成果をわかりやすくまとめ、市民・事業者に情報を提供します。報告書は毎年作成し、計画の途中で直面する課題や改善点を明らかにし、次の年の計画に役立てるための資料となります。これにより、計画の確実な実行と継続的な見直しを目指します。



資料編

資料1 計画策定の経過

2024（令和6）年

9月 30日 第2次伊豆市環境基本計画に関する
アンケート調査 ◇9月30日～10月21日
◇市民回答率：21.4%（214人/1,000人）
◇事業者回答率：41.3%（124社/300社）

2025（令和7）年

3月 17日 第1回伊豆市環境審議会 ◇諮詢
◇伊豆市環境基本計画の概要
◇アンケート調査報告

8月 29日 第2回伊豆市環境審議会 ◇計画（案）第1章～第4章の審議

10月 3日 気候変動に関する勉強会 ◇講師：川原博満氏（伊豆市環境審議会会長、
静岡大学客員教授）

11月 17日 第3回伊豆市環境審議会 ◇計画（案）の審議

12月 日 パブリックコメント ◇

2026（令和8）年

月 日 第4回伊豆市環境審議会 ◇パブリックコメント報告
◇計画（案）の審議

月 日 ◇答申

3月 ◇計画の策定

資料2 伊豆市環境審議会委員名簿

組織構成 (伊豆市基本条例 第19条)	氏名 (敬称略)	所属・役職等	備考
市民代表	安藤 通子	環境活動団体 「しろばんば」	
	川崎 実南	環境活動団体 「9 i z u」	
学識経験を有する者	川原 博満	静岡大学 客員教授	会長
	服部 乃利子	静岡県地球温暖化防止活動推進センター 次長	副会長
関係行政機関の職員	大橋 佳奈	静岡県東部健康福祉センター 廃棄物課長	
市長が必要と認める者	岡田 悅郎	田方森林組合	
	井川 弘二郎	狩野川漁業協同組合	
	山田 伸次	伊豆市観光協会 土肥支部	
	山田 健次	伊豆市商工会	
	若畠 久美子	伊豆市社会福祉協議会	

資料3 伊豆市環境基本条例

平成26年12月17日
条例第25号

伊豆市は、伊豆半島の中央部に位置し、天城山から発する狩野川が流れ、北部はその沖積層により形成された田方平野が広がり、南側は天城山系の山並みに囲まれ、西側は青く澄んだ駿河湾に面し、そこに生息する動植物等、豊かな自然環境に恵まれ人々に潤いと安らぎのある生活環境をもたらしてきた。

一方、私たちは、資源とエネルギーの大量消費と廃棄物の発生を伴う社会経済活動により便利で物質的に豊かな日常生活や事業活動を営むことで、地域環境はもとより地球環境にも大きな負荷を与えてきた。

私たちは、この豊かな自然環境を損なうことなく、環境への負荷の少ない循環型社会を基調とした持続的発展が可能な伊豆市の実現に取り組み、次代に引き継いでいく使命がある。

ここに、自然との共生、循環型社会の構築、地球環境の保全を目指し、市、事業者、市民及び滞在者の協働の下、環境の保全及び創造に取り組むことを決意し、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、市、事業者、市民及び滞在者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策（以下「環境施策」という。）の基本となる事項を定めることにより、環境施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境の保全及び創造 公害その他の人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害の防止及び自然の恵みの確保等とともに、水、空気、土壤、そこに育成する動植物等の自然の構成要件を有効に活用することにより、環境に優しく、潤いと安らぎを感じる快適な生活空間を創り出すことをいう。
- (2) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (3) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (4) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全及び創造は、豊かな自然環境を生かし、自然と人との共生を確保した美しく住みよい環境が将来にわたって維持されるよう適切に行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、人と自然とが共生できる循環型社会（環境への負荷の少ない循環を基調とした社会をいう。）の構築を目指して、市、事業者、市民及び滞在者が、それぞれの責務に応じた役割分担の下に協働し、自主的かつ積極的に行わなければならない。

3 環境の保全及び創造は、人類に共通する重要な課題であるとともに、市、事業者、市民及び滞在者が自らの課題であることを認識し、全ての日常生活及び事業活動において、自主的かつ積極的に推進し、地球環境保全に資するように行われなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条に定める環境の保全及び創造についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、基本的かつ総合的な環境施策を策定し、これを実施する責務を有する。

2 市は、基本理念にのっとり、自らの事業活動に伴う環境への負荷の低減に率先して努める責務を有する。

(事業者の責務)

- 第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、廃棄物を適正に処理し、及び自然環境を適正に保全するために必要な措置を講じなければならない。
- 2 事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工、販売その他の事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するよう努めるとともに、環境に配慮した原材料、役務等を利用するよう努めなければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、市が実施する環境施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

- 第6条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境施策に協力する責務を有する。

(滞在者の責務)

- 第7条 滞在者は、その滞在中の行動に伴う環境への負荷の低減に努めるとともに、市が実施する環境施策に協力する責務を有する。

(環境基本計画)

- 第8条 市長は、環境施策を総合的かつ計画的に推進するため、これらに関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。
- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- (1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ中長期的な施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、事業者、市民及びこれらの者が組織する民間団体（以下「市民等」という。）の意見を聞くために必要な措置を講ずるとともに、第17条に規定する伊豆市環境審議会の意見を聽かなければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(市の施策の策定等に当たっての配慮)

- 第9条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るとともに、環境の保全及び創造に配慮するものとする。
- 2 前項の場合において、市は、次に掲げる事項が確保されるよう努めるものとする。
- (1) 公害その他の環境保全上の支障を未然に防止するとともに、人の健康の保護及び生活環境の保全が図られること。
- (2) 野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保、健全な生態系の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺地等の適正な保全及び地域の自然環境に配慮し、自然と人との豊かな触れ合いが保たれること。
- (3) 地球環境保全に配慮しながら循環型社会を構築するため、廃棄物の減量化、エネルギーの有効利用等を促進することにより環境への負荷の低減が図られること。

(教育及び学習の振興)

- 第10条 市は、市民等が環境の保全及び創造に関する理解を深め、その活動が促進されるように、教育及び学習の振興について必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の活動の促進)

- 第11条 市は、市民等が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動を促進するため、指導、助言その他必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

- 第12条 市は、第10条の教育及び学習の振興並びに前条に規定する市民等の活動の促進に資するため、環境の保全及び創造に関する情報を市民等に適切に提供するよう努めるものとする。

(規制等の措置)

- 第13条 市は、環境の保全上の支障を防止するために必要と認めるときは、関係行政機関と協議の上、法令に基づき必要な規制又は指導の措置を講ずるものとする。

(監視等の体制の整備)

第14条 市は、環境の状況を的確に把握するため、必要な監視、測定等の体制を整備するものとする。

(調査及び研究)

第15条 市は、環境施策を適正に推進するため、環境の状況その他の環境の保全及び創造に関し必要な事項を調査し、及び研究するものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第16条 市は、環境の保全及び創造に係る広域的な取組を必要とする施策について、国及び他の地方公共団体と協力してその推進に努めるものとする。

(環境審議会)

第17条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、伊豆市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第18条 審議会は、市長の諮問に応じ、環境施策に関する基本的事項及び重要事項に関することについて調査審議する。

2 審議会は、前項に規定する事項に関し、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第19条 審議会は、委員13人以内で組織し、委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 前3号に定めるもののほか、市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 審議会に会長及び副会長それぞれ1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

4 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

資料 4 訪問・答申

伊市環第 553 号
令和 7 年 3 月 17 日

伊豆市環境審議会
会長様

伊豆市長 菊地 豊

訪問書

伊豆市環境基本条例第 18 条第 1 項の規定に基づき、下記の事項について訪問します。

記

1 訪問事項

第 2 次伊豆市環境基本計画の策定について

2 訪問理由

伊豆市では、平成 28 年 3 月に伊豆市環境基本計画を策定し、環境保全に関する施策を推進してまいりました。

この間、地球温暖化の進行や自然環境の破壊等に対し、温室効果ガス排出削減への取組をはじめ、廃棄物の排出抑制などの取組を進めると共に、令和 4 年 6 月には「伊豆市ゼロカーボン戦略」を宣言しております。その一方で、気候変動への適応など、新たな課題への対応が迫られています。

こうした状況を踏まえ、環境施策のより一層の推進を図るため、新たな環境基本計画の策定にあたり、貴審議会の意見を求める。

資料 5 用語解説

あ

■ウェルビーイング

経済的な豊かさだけでなく、心身の健康や環境との調和を含む、総合的に質の高い幸福な状態。国の「第六次環境基本計画」では、環境保全とこのウェルビーイングの向上を目指しており、本市の計画もこの考え方を踏まえている。

■うちエコ診断

家庭のエネルギー使用量などをもとに、専門家が省エネ方法を提案するサービス。本市では、家庭における省エネ行動を推進するため、この診断の活用を促している。

■エコドライブ

急発進や急加速を控えるなど、環境に配慮した自動車の運転方法のこと。本市は二酸化炭素排出量のうち運輸部門の割合が約4割と高いため、エコドライブの実践を市民や事業者に呼びかけている。

■エコマーク

環境保全に役立つと認められた商品につけられるマーク。市民を対象としたアンケートでは、今後「エコマーク商品など環境にやさしい商品を選んで購入したい」という回答が、環境配慮行動への意欲として多くあげられた。

■温室効果ガス

二酸化炭素(CO₂)やメタン、フロン類など、地球温暖化の原因となるガスの総称。本市では、2050(令和32)年までにこのガスの排出を実質ゼロにするカーボンニュートラルを目指している。

か

■化石燃料

石炭、石油、天然ガスなど、動物や植物の死骸が長い年月を経て燃料となったもの。燃焼させると温室効果ガスを発生させるため、本市が目指す脱炭素社会の実現には、この化石燃料への依存を減らす必要がある。

■合併浄化槽

トイレの汚水だけでなく、台所や風呂などから出る生活排水も併せて処理できる浄化槽。本市では生活排水処理率が県平均を下回っており、水環境の保全のため、単独浄化槽からの切り替えや新規設置を補助金などで促進している。

■カーボンニュートラル

温室効果ガスの排出量と、森林などによる吸収量を均衡させ、排出量を「実質ゼロ」にすること。本市は2022(令和4)年に「伊豆市ゼロカーボン戦略」を宣言し、2050(令和32)年までの達成を目標に掲げている。

■環境保全型農業

化学肥料や農薬の使用を減らし、環境への負荷を抑えた持続可能な農業。本市では、豊かな自然環境を守るため、この環境保全型農業の推進に取り組んでいる。

■間伐材

森林を健全に保つために間引かれた木材のこと。本市では、市産材の利用促進の一環として、この間伐材などの有効活用を推進している。

■気候変動適応計画

地球温暖化によって既に生じている、あるいは将来予測される影響(気温上昇、豪雨の激甚化など)による被害を回避・軽減するための計画。

■グリーンカーボン

陸地の森林などによって吸収・貯留された炭素のこと。

■クーリングシェルター

「気候変動適応法」に基づいて、適当な冷房設備を有するなどの要件を満たす施設を、誰もが利用できる暑さをしのげる施設として、市町村長が指定した施設のこと。指定暑熱避難施設ともいう。

■グリーンボンド

環境改善効果を有する資金を調達するために発行される債券であり、国際資本市場協会(ICMA)が定義するグリーンボンド原則に準拠するもの。

■クールビズ・ウォームビズ

地球温暖化の防止を目的に、環境省が2005(平成17)年から提唱、実施しているキャンペーン。二酸化炭素などの温室効果ガスを削減するため、夏にノーネクタイ・ノーランニング・ノーフルジンの軽装によるワーキングスタイルを「クールビズ」、冬に過度に暖房機器に頼らず、寒いときは暖かい格好をして働くワーキングスタイルを「ウォームビズ」という。

■光化学オキシダント

大気中の窒素酸化物や炭化水素などが、強い紫外線を受け、光化学反応を起こして生成するオゾン、アルデヒド、PAN(パーオキシアセチルナイトレート)などの刺激性を有する物質の総称をいう。

■高効率給湯器

エネルギーの消費効率に優れた給湯器。従来の瞬間型ガス給湯器に比べて設備費は高いが、二酸化炭素排出削減量やランニングコストの面で優れている。潜熱回収型・ガスエンジン型・二酸化炭素冷媒ヒートポンプ型などがある。

■耕作放棄地

5年に一度調査が行われる「農林業センサス」で定義されている用語で、「以前耕作していた土地で、過去1年以上作物を作付け(栽培)せず、この数年の間に再び作付け(栽培)する意思のない土地」のこと。

■昆明(こんめい)・モントリオール生物多様性枠組

生物多様性の世界目標である「愛知目標」の後継となる2030(令和12)年までの新たな世界目標の枠組。2022(令和4)年12月、カナダ・モントリオールで開かれた生物多様性条約第15回締約国会議(COP15)で採択された。

さ

■再生可能エネルギー

太陽光、水力、地熱、バイオマスなど、繰り返し利用できる自然由来のエネルギー。本市では再生可能エネルギーの導入が進んでおり、2023（令和5）年度には市内の電力使用量の40.8%を占めている。市は条例を定め、豊かな自然環境との調和を図りながら普及を進めている。

■ジオパーク

地球の成り立ちがわかる貴重な地形や地質を保護し、教育や観光に活かす地域認定プログラム。伊豆半島全体が「ユネスコ世界ジオパーク」に認定されており、市内修善寺にはその拠点施設「ジオリア」がある。

■静岡県レッドデータブック

静岡県内で絶滅のおそれがある野生生物の情報をまとめたもの。本市内でも、アマギカンアオイヤモリアオガエルなどが確認されており、これらの貴重な生物を守るための取組が必要である。

■自然共生サイト

企業が管理する森林や里山など、国立公園のような保護地域以外で生物多様性の保全に貢献している場所を国が認定する制度である。本市においても、この制度を活用し、多様な主体による生物多様性保全を進めることが期待される。

■社寺林

神社や寺院が管理する「鎮守の森」などの緑地のこと。本市内にも分布しており、地域の自然環境や景観の一部を形成している。

■循環型社会

資源を大切に使い、廃棄物をできるだけ減らし、環境への負荷を少なくする社会のこと。「伊豆市環境基本条例」の基本理念にも掲げられている。

■循環経済（サーキュラーエコノミー）

これまで廃棄されていたものを資源として循環させ、新たな価値を生み出す経済のしくみ。ごみの減量やリサイクルを進める「資源を大切にするまち」の実現に不可欠な考え方である。

■省エネルギー

エネルギーを効率的に使い、無駄をなくすこと。本市では、省エネ家電の購入や省エネ診断への補助金交付、クールビズ・ウォームビズの実践呼びかけなど、市民・事業者の省エネルギー行動を支援している。

■食品ロス

まだ食べられるのに捨てられてしまう食品のこと。本市では、ごみ減量と資源有効活用の観点から、フードバンクやフードドライブの推進を通じて削減に取り組んでいる。

■森林環境譲与税

森林整備を進めるための財源として、国から市町村に配分される税金。本市では、この税金を活用して、竹林の整備やナラ枯れ対策などの事業を行っている。

■森林吸収源

森林が光合成によって大気中の二酸化炭素を吸収し、蓄える働きのこと。本市の広大な森林は、市のカーボン

ニュートラル目標達成に向けて、温室効果ガスの重要な吸収源としての役割が期待されている。

■生活排水処理率

下水道や合併浄化槽などで生活排水を処理できる人口の割合。本市はこの率が静岡県平均を下回っているため、水環境保全のために向上させることが課題となっている。

■生物多様性

様々な種類の生き物が生息し、それぞれがつながりあって豊かな生態系を形成している状態のこと。本市の豊かな自然の根幹であり、世界農業遺産に認定されたわさび栽培も、その伝統的な手法が生物多様性の確保に寄与している。

た

■太陽光発電

太陽の光エネルギーを電気に変える発電方法。本市に導入されている再生可能エネルギー設備の大部分を占めており、脱炭素社会の実現に向けた重要な電源とされている。

■脱炭素社会

地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出が実質ゼロになった社会のこと。本市も2050（令和32）年の実現を目指し、「伊豆市ゼロカーボン戦略」を推進している。

■単独浄化槽

トイレの汚水のみを処理する浄化槽で、台所や風呂などの生活排水は処理されずに川などへ流れてしまう。水質汚濁を防ぐため、本市では合併浄化槽への切り替えを促進している。

■地産地消

地域で生産された農産物などをその地域で消費すること。新鮮な食材を供給するだけでなく、輸送に伴うエネルギー消費を削減する環境にやさしい取組もある。

■地中熱

年間を通じて安定している地中の温度を利用する再生可能エネルギー。本市においても利用可能なエネルギー源の一つとされている。

■長期優良住宅

長期間にわたって良好な状態で使用できる、質の高い住宅のこと。本市では、環境負荷の少ないまちづくりへの取組の一環として、その普及を促進している。

■鳥獣保護区

鳥獣の保護と繁殖を図るために指定された区域で、原則として狩猟が禁止されている。本市内には「伊豆修善寺鳥獣保護区」や「天城鳥獣保護区」などがあり、生物多様性を守る上で重要な役割を果たしている。

■デコ活（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）

国が推進する「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」の愛称。省エネ家電の選択やクールビズの実践など、暮らしのなかの工夫で脱炭素に貢献する活動を指し、本市もその推進に取り組んでいる。

■天然記念物

動物（生息地、繁殖地及び飛来地を含む）、植物（自生地を含む）及び地質鉱物（特異な自然の現象を生じている

土地を含む)で学術上価値の高いもののうち、国や都道府県、市町村が指定したもの。

■特定外来生物

海外から人間によって持ち込まれた外来生物であり、生態系や人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすものなかから国が指定した生物のこと。指定された生物は、輸入したり、飼ったり、放流することが禁止されている。

■特定植物群落

環境省が行っている自然環境保全基礎調査のうち、特定植物群落調査において、特定植物群落選定基準に該当する植物群落を指す。

■都市公園

都市公園は都市住民のレクリエーションの空間となるほか、良好な都市景観の形成、都市環境の改善、都市の防災性の向上、生物多様性の確保、豊かな地域づくりに資する交流空間など多様な機能を有する都市の根幹的な施設。

な

■ナラ枯れ

カシノナガキクイムシという昆虫が媒介する菌によって、ナラなどの樹木が集団で枯れてしまう現象。本市でも被害が発生したが、伐採などの対策事業により、現在は解消しつつある。

■二酸化硫黄 (SO₂)・二酸化窒素 (NO₂)

いずれも大気汚染の原因物質である。本市近隣に設置されている観測局の測定結果では、近年、国の環境基準を達成している状況である。

■ネイチャーポジティブ（自然再興）

生物多様性の損失を食い止め、反転させて回復軌道に乗せるという考え方。2030（令和12）年までの新たな世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」の中心的な概念である。

■熱中症

高温多湿な環境により引き起こされる健康障害の総称。気候変動の影響でリスクが高まっており、本市では熱中症警戒アラートの周知やクーリングシェルターの設置などの対策が進められている。

■熱中症警戒アラート

熱中症の危険性が極めて高いと予測される場合に国から発表される情報。本市では、この情報が発表された際に防災無線や情報メールで市民に注意を呼びかけている。

は

■バイオマス発電

木材チップや生ごみなどを燃料として発電する方法で、本市でも導入されている再生可能エネルギーの一つである。

■ハイブリッド自動車

エンジンとモーターを併用する、燃費が良く環境負荷の少ない自動車。本市では電気自動車などとともに保有台数が増加しており、市民・事業者ともに今後の導入意欲も高い傾向にある。

■ハザードマップ

洪水や土砂災害などの自然災害による被害が予測される範囲や避難場所を示した地図。市民アンケートでは、今後ハザードマップを確認して防災意識を高めたいという回答が多く、活用が期待される。

■パリ協定

地球温暖化対策に関する国際的な取り決め。世界の平均気温の上昇を1.5°Cに抑える努力目標などが定められており、本市の温室効果ガス削減目標もこの協定を踏まえて設定されている。

■微小粒子状物質 (PM2.5)

大気中に浮遊する非常に小さな粒子で、健康への影響が懸念される大気汚染物質。本市近隣の測定局では、国の環境基準を達成している。

■フードドライブ・フードバンク

フードドライブは家庭であまっている食品を持ち寄る活動、フードバンクはその食品を必要とする人や施設へ届けるしくみや団体を指す。本市では食品ロス削減の一環として、これらの活動を支援している。

■不法投棄

ごみを決められた場所以外に捨てる違法行為のこと。本市では景観や環境を損なう問題となっており、市民アンケートでも行政への対策期待度が高い重点課題である。パトロールや監視カメラの設置で対策が強化されている。

■フロン類

かつては冷蔵庫の冷媒などに使われていたが、オゾン層を破壊し、強力な温室効果があるため、国際的に規制されている化学物質である。

■浮遊粒子状物質 (SPM)

大気中に浮遊する粒子状の物質で、呼吸器への影響が懸念されている。本市近隣の測定局では、国の環境基準を達成している。

■ブルーカーボン

海草や藻場など、海洋生態系によって吸収・貯留される炭素のこと。本市の沿岸域も、森林（グリーンカーボン）と同様に、二酸化炭素の吸収源として重要な役割を担っている。

■保安林

水源の確保や災害防止といった公共の目的のために、法律に基づき指定された森林。本市では、これらの保安林の適切な整備を進めている。

ま

■マイバッグ

買い物時に持参する繰り返し使えるバッグのこと。レジ袋の使用を減らし、ごみの発生を抑制する（リデュース）ための身近な取組として、市民の9割近くが実践している。

ら

■リサイクル（再利用）

廃棄されたものを資源として再び利用すること。3R の一つだが、本市のリサイクル率は全国や県の平均を下回っており、分別の徹底などを通じて率の向上が課題である。

■リサイクル率

ごみの総排出量に対するリサイクルされた量の割合。本市は全国や静岡県の平均より低く、向上を目指す必要がある。

■リデュース（発生抑制）

ごみそのものを発生させないようにすること。3R のなかで最も重要とされ、具体的にはマイバッグの利用などがある。

■リユース（再使用）

一度使ったものを、ごみにせず繰り返し使うことである。3R の一つで、リサイクルよりも環境負荷が少ないとされている。

英数

■BOD (Biochemical Oxygen Demand : 生物化学的酸素要求量)

河川の水の汚れ具合を示す代表的な指標で、数値が高いほど汚れている。本市内を流れる狩野川などの河川は、この環境基準を概ね達成しており、良好な水質が保たれている。

■COD (Chemical Oxygen Demand : 化学的酸素要求量)

海や湖の水質汚濁を示す指標である。本市内の土肥海水浴場や小土肥海水浴場では、この環境基準を達成しており、良好な水質である。

■FEMS (Factory Energy Management System : 工場エネルギー管理システム)

工場のエネルギー使用量を監視・制御し、効率的な利用を図るシステム。事業者の省エネルギー対策として導入が期待される。

■IPCC (Intergovernmental Panel on Climate Change : 気候変動に関する政府間パネル)

地球温暖化に関する科学的な知見を評価・報告する国際的な組織。その報告書は、地球温暖化対策や気候変動適応計画を策定する際の科学的根拠として活用されている。

■LED (Light Emitting Diode)

消費電力が少なく長寿命な照明器具。省エネルギー効果が高いため、本市の市民・事業者ともに導入が最も進んでいる省エネ設備である。

■OECM (Other Effective Area-based Conservation Measures : 保護地域以外で生物多様性保全に資する地域)

国立公園などの保護地域以外で、企業の森や里山など、生物多様性の保全に貢献している場所のこと。こうした場所は「自然共生サイト」として国に認定されることで、その価値が国際的に認められる。

■SDGs (Sustainable Development Goals : 持続可能な開発目標)

2030（令和12）年までに達成を目指す、環境・社会・経済に関する17の国際目標。本市の環境基本計画も、「誰ひとり取り残さない」というSDGsの理念に沿って、持続可能な社会の実現を目指すものである。

■TCFD (Task force on Climate-related Financial Disclosures : 気候関連財務情報開示タスクフォース)・

TNFD (Taskforce on Nature-related Financial Disclosures : 自然関連財務情報開示タスクフォース)

企業が気候変動（TCFD）や自然環境（TNFD）に関するリスクや機会を評価し、財務情報として開示するための国際的な枠組である。

■V2H (Vehicle to Home)

電気自動車（EV）に蓄えた電気を家庭用の電力として利用するしくみ。災害時の非常用電源としても活用でき、本市では導入費用への補助を行っている。

■ZEH (Net Zero Energy House)・

ZEB (Net Zero Energy Building)

高い断熱性能や省エネ設備により、年間のエネルギー消費量を概ねゼロにすることを目指した住宅（ZEH）やビル（ZEB）のこと。本市では、こうした省エネ建物の普及を促進している。

■30by30目標

2030（令和12）年までに陸と海のそれぞれ30%以上を健全な生態系として保全することを目指す国際目標で、「昆明・モントリオール生物多様性枠組」に含まれている。

■3R

ごみを減らすための3つの行動、リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の総称。本市では、この3Rの徹底により「資源を大切にするまち」を目指している。

第2次伊豆市環境基本計画

伊豆市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

・伊豆市気候変動適応計画

令和8年3月発行

〒410-2413 静岡県伊豆市小立野 38-2

伊豆市市民部環境衛生課

TEL：0558-72-9857 FAX：0558-72-9899

e-mail：kankyo@city.izu.shizuoka.jp